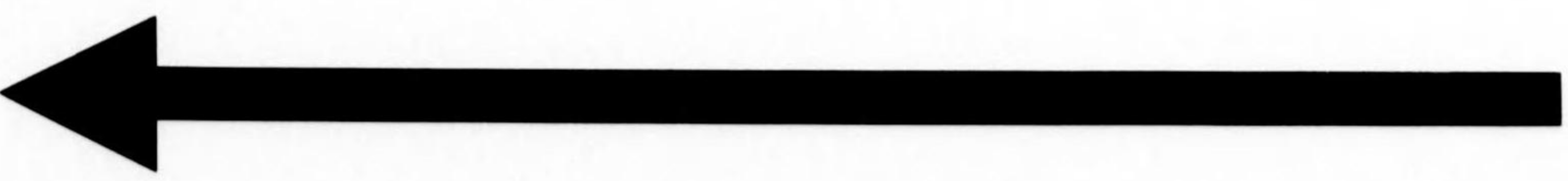


始



514

訂更



國史研究

卷一上



63-5/1,

國史の研究

各説上卷

目次

第一章 神代

- 神代は國史として取扱はるべきか……一 史前時代と有史時代……神話と傳説……三 神代研究の困難……三
- 徳川時代の神代研究……新井白石の古史通……本居宣長の古事記傳……四 平田篤胤の古史徵……外國人の神代研究……五 我が學者の神代史研究……六 重野博士の國史綜覽彙……久米博士の古代史……七 津田博士の新研究……八 神代の言語學的研究……九 神代の神話學的研究……一〇 肇國に關する問題……二 國史の曙光……大八洲生成神話に對する考察……三 大八洲神話の理想化……天照太神が皇祖と仰がれ給ふ所以……四 史話と神話とを分界するは困難……神代の御陵……一六 天孫降臨説話……高千穂峯に關する兩説……一七 武甕槌神と經津主神……猿田彦命……天鈿女命……一八 饒速日命大和降臨傳説……一九 高天原に關する考察……二〇 中國の鐵山と武器……二一 日本と朝鮮との交通……宗像三神……二二 沖島の地位……北海道中……二三 山幸海幸説話……豐玉姬物語……牟人の犬吠……産屋傳説……二四 記紀の神代卷と太古の信仰風俗習慣……二五

第二章 氏姓時代

目次

古代又は上代：封建時代：三 皇室を中心とする氏姓制度の時代：氏姓制度の概説：三

第一 大和開都時代

神武天皇の東征説と東遷説：三 本居宣長の東征説反對論：皇都恢復説：三 東征東遷否定説：三
神武天皇紀の記事と大和風土記：三 八十梟帥時代：三

第二 皇化發展時代

神鏡神劔を笠縫邑に祭る：祭政一致：三 天社國社と神地神戸：皇化發展の徑路：四道將軍の派遣：三
弓弭の調と手末の調：三 伊勢皇太神宮の鎮座：三 魏志倭人傳の卑彌呼及び耶馬臺國：三 耶馬
臺國の九州説と大和説：魏志倭人傳の研究：三 殉死の禁：埴輪：三 日本式殉死：三 熊襲征伐
：日本武尊：蝦夷征伐：三 日高見國：三 野燒物語：三 橘姫入海物語と吾妻傳説：日本武尊東
征の地理的考證：三 日本武尊東征の奥地：日本武尊の御墓説話と御病名：東山道筋の蝦夷綏撫：三
後世常陸上野下野は大守の任國となる：國造と稻置：三

第三 韓土服屬時代

氏姓時代に於ける日韓の關係：三 任那の國號：我が國と三韓國時代の朝鮮：三 大伽羅國：三國時
代：教賀津の位置：三 神功皇后の新羅克服：三 好太王の碑：三 日韓關係の研究と日本書紀の
紀年：史學雜誌の日韓關係論文：三 任那日本府：倭津と難波津：三 百濟の服屬：我が國と高麗と
の關係：三 日韓關係と筑紫：歸化人の優遇：三 支那文學の輸入：王仁の一族：三 難波津の歌
：高きやにの歌：三 大鷦鷯尊と菟治稚郎子皇子：三 大和朝廷の隆盛時代：三 歴代の御陵：三

第四 臣連擅權時代

世界第一の廣大なる山陵：前方後圓型古墳：圓墳型古墳：三 方墳：上圓下方墳：前方後方型古墳：古
墳墓の副葬品：墓制に對する道教の影響：三 墓制に對する佛教の影響：御歴代陵墓名稱所在表其一：三
宅 齊藏内藏及び大藏：三 大臣と大連：次第に開族の跋扈を生ず：三 我が國と朝鮮三國との關
係：百濟文化の輸入：三 南朝鮮の風雲漸く急なり：金海と咸安：鎮海灣と洛東江：三 日本支那の
直接交通：三 武烈天皇についての誤つた傳へ：三

第五 法興肇憲時代

推古天皇の即位：女性天皇の初例：三 厩戸皇子を皇太子とし政を攝せしめらる：三 聖德太子御事
業の概要：三 聖德太子の薨去：高麗僧慧慈の殉死的入寂：天壽國曼荼羅繡帳：三 太子薨後に於け
る蘇我氏の暴慢：蘇我氏の專權極まる：三 中大兄皇子蘇我氏を滅したまふ：國體觀念の發露：三

第三章 公家時代の一

大化改新と明治維新：三 公家時代と武家時代との分界：氏姓時代と公家時代との分界：三 公家時

代の稱呼：公家といふ名稱…六 法興肇憲時代…改新修制時代…奈良朝時代…九 平安奠都時代…攝關新置時代…九 攝關中停時代…攝關榮華時代…上皇實權時代…保元平治時代…一〇〇 公家時代の根本史料及び参考書…編纂著述…一〇二 記録類…日記…稿史料…大日本史料…一〇三 軍記類…佛教史料…一〇三…法制史料…有職史料…一〇四 詩文集…和歌集…萬葉集の注釋書及び校訂本…一〇五 大社舊寺の神佛像繪畫類及び古文書記録類…一〇六

第一 法興肇憲時代

大化改新は聖德太子の事業の繼承…一〇九 偉大なる聖德太子…大日本の建設の御理想…我が國文化の父母…太子と慧慈法師…一〇〇 太子の佛教…一二 太子と國民道德…太子と神祇祭祀…太子の對外政策…一二 朝鮮征討の中止…太子の對外政策…太子以前の通譯外交…二三 冠位の制定…憲法十七條の肇作…二四 憲法十七條の大精神…二五 隋との國交…二七 留學生派遣…法興の建元…二八 國史の編纂…二九 神武天皇以來の年紀…太子の積極的態度…三〇 太子建立の寺塔…三三 法隆寺の佛教藝術…法隆寺の再建非再建論…三三 太子の社會事業…太子の御傳…三四 中大兄皇子…三五

第二 改新修制時代

大化改新と明治維新…三六 大化改新…三七 社會的に大なる變動なし…三六 改新に對する貴族階級の不安…皇極天皇の重祚…三九 天皇重祚の初例…朝鮮の形勢…三〇 百濟滅ぶ…我が國軍白村江に敗る…朝鮮全く我が國に離る…三三 中大兄皇子の英斷…三三 北路と南路…國防を斷行…三三 唐使劉德高來る…遣隋使…國書の交換なし…三四 支那に對する國民の意氣…日支通交關係の參考書…

一三五 遣隋使并遣唐使表…一三六 蝦夷の問題…一三九 阿倍比羅夫の蝦夷追討…一四〇 蝦夷の懷柔…改新と反動…一四二 近江令…鎌足に藤原の姓を賜ふ…一四三 大友皇子の即位非即位説…一四四 中天皇…一四六 倭姫稱制の私案…天武天皇の御事業…一四七 八姓の制…一四八 風俗禮儀の制…伊勢神宮造替及び大嘗會の初め…在家佛教の初め…教化僧…古傳保存と國史の編纂…一四九 神祇官の設置…持統天皇の稱制…藤原京遷都…一五〇 大寶律令の頒布…養老の修正…一五一 令外官…格…類聚三代格…式…一五三 延喜式…交替式…一五五 中央政府と地方官…四度の使…一五五 位勳の制…中央官制の概略…神祇官…太政官及び八省…一五五 彈正臺…太政大臣…則關の官…一五五 一の上…喉舌の官…上卿…一五七 地方官制の概略…官職の稱呼…一五八 田制…班田收授の法…租庸調…一五九 令制必ずしも唐の模倣にあらず…一六〇

第三 奈良朝時代

平城京の奠都…一六二 御一代ごとの遷都に關する諸説…一六三 歷朝遷都について社會的觀察…一六三 大津宮…一六四 平城京奠都の理由…一六五 風水思想と都城制の完成…一六六 平城京の研究…歷代皇都名稱所在表…一六七 錢貨の鑄造…一七四 和同開珎…著錢位法…一七五 私鑄錢を禁ず…皇朝十二錢…一七六 風土記の撰述…一七七 國郡地名に好字をつく…一七六 國史の修撰…奈良朝時代の文化…我が國人の好尚と唐代藝術…一七九 奈良朝時代の佛教…奈良朝時代の諸宗は教團でない…一八〇 東大寺の戒壇…兩儀と晴儀…一八二 南都七大寺…國分寺國分尼寺の創建…一八三 大佛殿の建立と國家佛教の完成…金光明四天王護國之寺…一八三 正倉院の勅封…寫經事業…一八四 外國僧の渡來…一八五 藤原不比等…人臣の立后入内…藤原氏の四家…一八六 橘氏の起り…聖武天皇の初政…渤海國の使聘…一八七 吉備眞備…

僧玄昉：二八八 藤原廣嗣の亂：二八九 四字の年號：孝謙天皇即位の年月：藤原仲麿の權勢：一九〇
 橋奈良麻呂等の變：淳仁天皇：惠美押勝：太政官以下官名の唐制模倣：一九一 多賀城碑：僧道鏡の進出
 ……稱徳天皇：佛教國家の出現：一九二 路真人と和氣清麿：一九三 光仁天皇の御治政：武藏國を東海道に
 編入す：兵農二分の端を開く：一九四 奈良朝時代の文學：一九五

第四章 公家時代の二

第四 平安奠都時代

桓武天皇と藤原百川：二九六 長岡京遷都：二九七 皇都として平城京の關點：二九八 遷都の獻策者藤原
 種繼：二九九 平安京の撰定：奠都と風水思想：三〇〇 蝦夷征伐：三〇一 坂上田村麻呂の凱旋：三〇二 膽
 澤志波の二城を築く：文室綿麻呂：東國に於ける武力の發達：三〇三 蝦夷懷柔について歴朝の苦心：三〇四
 佛教の新宗派：都市佛教：佛教の新宗出現の必要：三〇五 最澄と空海：神祇崇拜と佛教信仰との調和：
 三〇六 最澄の天台宗傳來：三〇七 最澄比叡山を開く：山嶽佛教の創始：山家式：最澄の大乗戒壇設立奏
 請：三〇八 三戒壇：空海が眞言宗に入りし徑路：空海の入唐：三〇九 密宗と道教：三〇〇 最澄と空海
 との關係：三一 空海高野山を開く：三一二 宮中に眞言院を置く：空海の教化力：三一二 書道に於ける
 空海の功績：入木道の祖：弘法大師の眞蹟：三三四 三十帖策子：空海と橘逸勢：三三五 三筆：空海筆と
 傳へられる筆蹟：三三六 皇位繼承の問題と藤原氏：三三八 藤原種繼：種繼の横死：大伴佐伯二氏政權を
 離る：三三九 平城天皇：藤原氏北家の擡頭：嵯峨天皇：仲成藥子の變：三三〇 高岳親王の御出家及び入
 唐渡天：三三一 賀茂齋院の起り：三三三 藏人所の設置：藏人所の職制：最初の藏人頭：三三三 繪旨は

藏人の奉書：嵯峨淳和二天皇の御間柄：三三四 檢非違使廳の設置：檢非違使廳の職制：三三五 皇族の賜
 姓：三三六 氏姓に對する思想の變遷：三三七 源平藤橘の四姓：新撰姓氏錄の撰錄：多數の氏姓少數の氏
 姓に合流す：三三八 苗字の起り：三三九 皇子賜姓と皇室經濟：御陵墓制の第二期：三三〇 延喜式に淳
 和天皇の御陵を載せず：御歷代陵墓表の二：三三一 平安奠都時代以前の文學：三三二 平安朝前期の文學
 ……勸學院弘文院學館院及び獎學院：三三六 いろは歌の製作年代：三三七

第五 攝關新置時代

仁明天皇御即位一天皇二上皇あり：皇位繼承上の一疑獄：三三八 攝關政治はたゞ形式的の發表を待つ：
 文徳天皇：藤原氏と眞言宗：人臣相國の初例：清和天皇：人臣攝政の初例：三三九 應天門の變：藤原氏
 機會あるごとに他族を排斥す：陽成天皇：三三九 藤原基經の攝政：出羽蝦夷の叛亂：三四〇 光孝天皇：
 關白の初例：大關：禪閣：藤原氏北家獨り榮ゆ：三四一 天台眞言二宗の發展：天台座主：大乘戒壇設立
 の勅許：慈覺大師圓仁：三四四 智證大師圓珍：山門と寺門：三四五 東密と台密：空海門下の英才：東宮
 争ひ：眞雅と藤原良房：源仁：益信と聖實：三四六 野澤十二流：南都六宗衰ふ：本地垂迹説の實現に至
 る徑路：三四七 神佛の相互關係：平安朝前期の藝術：三四八

第六 攝關中停時代

宇多天皇：賀茂臨時祭の初：光孝天皇と基經：三五三 宇多天皇の英明：橘廣相の任用：三五三 阿衡一件
 ……基經薨去の後關白を置かず：菅原道眞の登庸：三五四 醍醐天皇：寬平御遺詔：三五五 遺唐使
 の廢止：藤原常嗣と小野篁：三五六 勅發遣唐使：三五七 菅原道眞上表して遣唐使を止む：支那商船の來

往：三五八 渤海との通交：三五九 延喜の御代：聖代の一不祥事：三六〇 菅原道真貶謫せらる：三六一
 道真神として祭らる：三六三 北野天満宮：班田收授制の復活と莊園の整理：班田收授制の實行難：三六四
 聖田三世一身法：土地の永久私有：三六五 莊園の起原：不輸租の莊園：三六六 莊園整理の先驅：三六七
 國史編纂の最後：新國史：萬葉調の和歌廢る：六歌仙：勅撰和歌集の初：三六八 勅撰和歌集一覽：三代
 集：八代集：十代集：三六九 十三代集：二十一代集：勅撰和歌の索引：三七〇 作者部類：假名文體の國
 文：當時の文學者：延喜格式：三七二 公家時代の衰微期に入らんとする分水嶺：三善清行の意見封事：
 三七三 朱雀天皇即位藤原忠平攝政：群盜京畿に出沒す：三七三 承平天慶の亂：將門の叛亂の概説：三七四
 藤原純友また叛す：三七六 將門純友の亂平ぐ：村上天皇：三七七 天曆の治：率分堂の庭に草を生ず：禁
 中歌合の始まり：和歌所：梨壺五人：三七八

第五章 公家時代の三

第七 攝關榮華時代

藤原氏の榮華一百年：隋唐文化の爛熟時代：三七九 源高明：西宮記：藤原氏と源氏：三六〇 清和源氏の
 系統についての異説：陽成源氏説：三六一 名族の地方に於ける勢力：三六二 攝津源氏と河内源氏：三六三
 安和の變：源高明太宰權帥に貶せらる：三六四 院號の初：支那風の謚號廢す：三六五 官宣旨と御教書：
 三六六 消息宣下：攝政家又は關白家の政所政治：三六七 政所政治は公私混淆政治：官職の世襲化：三六八
 家格の一定：公事の先例を重んず：日記の流行：三六九 部類記：年中行事：家傳秘説：三七〇 有職故實
 國司の遙任盛に行はる：三七二 留守所：三七三 成功：地方制の莊園化：領國知行制：年官年爵制：三七五

第八 上皇實權時代

准三宮：領國知行制：三二四 檢非違使に地方武士を用ふ：地方武士の進出：地方に於ける檢非違使押領
 使及び總追捕使：三二五 藤原氏の内訌：殿下の渡領：三二六 皇室と藤原氏との關係系圖：三二七 圓融
 天皇：兼通兼家兄弟の争：三二九 頼忠兼家の女の入内：花山天皇：三二九 花山天皇の遜位：兼家の專權
 と豪華：三三〇 道隆の攝關：宮中の淫蕩：三三一 道隆道兼兄弟の不和：七日關白：道長伊周の不和：伊
 周隆家の貶謫：三三二 道長の全盛時代となる：三三三 道長攝政を子頼通に譲る：廢太子一件
 望月の歌：三三四 道長の豪華：三三五 御堂關白記：後朱雀天皇の御英明：三三六 支那との關係：三三七
 朝鮮との關係：刀伊の賊：三三八 武士の勃興と寺院勢力の發展：三三九 源氏と諸國の武士：武士道：
 三三〇 地方政治の紊亂：尾張國郡司百姓等國守を彈劾す：三三二 社寺の莊園及び國衛領の武士：平忠常
 の亂：三三三 忠常頼信に降る：坂東八平氏：三三三 前九年の役：三三四 安倍頼時の反復：頼義清原武
 則の來授により安倍氏を滅す：三三五 武士の勃興と地理的環境：東國の馬と西國の船：三三六 源平二氏
 の勢力東西に相對す：三三七 攝關榮華時代の國文：漢文體國文と假名文體國文：三三八 攝關政治と婦人
 源氏物語と枕の草紙：三三〇 閑秀歌人：男子の婦人化：小野道風：上代様：三三一 菅原道真及び紀貫
 之の書：高野切：小野道風の眞蹟：三三三 三蹟：世尊寺流：三三三 上皇實權時代以後の上代様：三三四
 攝關榮華時代の繪畫彫刻及び建築：宇治平等院と陸奥中尊寺：三三五

政權の推移：藤原氏立后外戚政策の顛挫：三三六 後冷泉天皇：尊仁親王の立太子に頼通の望絶ゆ：三三七
 後三條天皇：新立莊園の停止：記録莊園券契所の設置：三三八 關白の實權を收めらる：莊園の整理：三三九
 藤原能信の輔導：人物の登庸：前の三房：三三〇 後三房：宣旨斗：後三條天皇の御讓位：院政の始：三三一

白河天皇：院廳の開始：三三三 治天の君：三三三 院廳下文と院宣：北面の武士：院政の弊：三四四 仙
 洞御所一覽表：三三六 白河上皇の院政：六勝寺：三四一 成功：南都北嶺の横暴：三四三 惡僧の起り：
 三四三 惡僧：延暦寺園城寺の争と惡僧：山法師と奈良法師：三四四 放氏：多武峯と清水寺：武士をして
 惡僧の歌詠を防がしむ：三四五 後三年の役：三四六 朝廷私闘なりとして追討官符を下さず：三四七 東
 國武士と源氏との關係いよ／＼親密となる：奥州藤原氏の富強と中尊寺：金色堂の覆堂：三四八 義家義
 綱の争：桓武平氏の沈淪：三四九 平正盛忠盛父子の擡頭：義親の亂暴：三五〇 平家の勢力西國に進展し
 た：源平二氏の對照：五一 皇室と藤原氏との關係：藤原忠實の擡頭：三五三 鳥羽天皇：白河法皇と忠
 實：忠實忠通父子の不和：三五三 崇徳天皇：上皇の立后：崇徳天皇と鳥羽上皇及關白忠通：忠通頼長兄
 弟の不和：頼長の性格：三四四 台記：美福門院得子：近衛天皇：三五五 頼長氏長者となる：三五六

第九 保元平治時代

三五六

保元の亂と應仁の亂：三五六 保元合戦は武家時代に入る嚆矢：三五七 保元合戦と源平二氏：院政と皇位
 繼承：三五八 藤原氏の父子兄弟關係：藤原氏の院政化：三六〇 後白河天皇：頼長崇徳上皇と結ぶ：大家
 族制の分裂崩壊：三六〇 家に對する思想の變化：北面の武士平清盛等起請祭文を上る：三六六 崇徳上皇
 武士を募りたまふ：崇徳上皇の軍敗る：三六三 嵯峨天皇以後例なき死罪：少納言信西の活動：三六五 二
 條天皇：後白河上皇の院政：藤原信賴と信西との軋轢：清盛の昇進：義朝の不平：三六四 信賴義朝の結
 托：平治合戦：三五五 義朝の最後：三五六

第六章 古武家時代の一

三六七

古武家時代の出現：三六七 古武家時代の中心は鎌倉時代：三六八 復古的思想と律令制度：律令制度の崩
 壊：三六九 武士階級の擡頭：萬葉集研究の復興：三七〇 布教的佛教の勃興：武士道：國民思想の旺盛：
 三七一 古武家時代の區分：三七三 鎌倉時代の小分け：古武家時代の研究資料：三七四 古武家時代の古
 文書：三七五

第一 保元平治時代

三七七

後白河上皇と二條天皇：三三七 清盛の活動：三六六 三十三間堂の造營：藤原氏の無力：三六九 地方豪
 族の主従關係：三六〇

第二 六波羅時代

三八〇

平氏の武家政治：三六〇
 (イ)平家全盛時代 清盛の昇進及びその勢力の發展：三六三 藤原基實の遺領二分：三六三 後白河法
 皇と清盛：成親一件：三六四 鹿ヶ谷の會合：安徳天皇立太子：三六五 清盛上皇の親近三十九人の官職
 を概ふ：清盛法皇を鳥羽離宮に移し奉る：三六六 重盛の病名：安徳天皇：平家一門の極盛：三六七 意
 外の榮進に醉へる平家の一門：美術及び貿易：三六八 嚴島奉納の法華經：法華經の書寫：三六九 扇面
 法華經：繪卷物：三六九 繪卷物一覽表：三九二 佛畫の新時期：三九七 兵庫港の修築：日宋の貿易：三九八
 (ロ)諸源勃興時代 以仁王の舉兵：三九九 清盛と頼政：以仁王の令旨：以仁王園城寺に入りたまふ
 ……四〇〇 頼政園城寺に入る：舉兵の失敗：福原遷都：四〇一 京都還幸：頼朝の舉兵：四〇二 義仲北
 陸道を徇ふ：山本義經の舉兵：四〇三 重衡東大興福の二寺を焼く：頼朝鎌倉に根據を置く：清盛薨す

平氏の都落：後鳥羽天皇：神器なくして踐祚の初例：四〇五 太宰府の行宮：平氏の東上：義仲の狼藉：四〇六 三勢力の平衡を破つて義経：義仲亡ぶ：一の谷合戦：四〇七 義経頼朝の不興を蒙る：屋島合戦：四〇八 壇の浦合戦：四〇九 海戦の新戦法：四一〇 安徳天皇御入水：平氏一門の花々しい最後：寶劔海に沈む：四一一

第七章 古式家時代の二

第三 鎌倉時代上

平家は餘りに不用意なりき：四二三 平治合戦後二十年：四二三 鎌倉時代始まる：鎌倉幕府の特色：四二四 武士道精華の時代：義経時宗及び正成：四二五

(イ) 諸源勃興時代 諸源の勃興：清盛の憤慨：四二六 頼朝は武人よりも政治家：四二七 頼朝鎌倉に館す：義経頼朝を訪ふ：頼朝義経二人の態度：四二八 諸國騷然：清盛薨す：四二九 義仲兵を擧ぐ：義仲叡山に至る：平家の都落：四三〇 後鳥羽天皇立ちたまふ：義仲の人眾失墮：四三一 義仲平家と結んで頼朝を討たんとす：天下三分の形勢：範頼義経の上洛：四三二 義経の苦心：宇治川合戦：四三三 義仲戦死す：一の谷合戦：四三四 屋島合戦：壇の浦合戦：四三五

(ロ) 源氏將軍時代 公文所門注所及び侍所：四三五 頼朝の猜疑：義経の心情：後白河法皇の恩寵：四三六 腰越狀：四三七 源行家：院廳一味の策動：四三六 兼實の義経評：守護地頭の補任と兵糧米の加徴：四三九 莊園研究の困難：四三九 守護地頭設置に對する院宮權門領の反對：四三一 六十六國總追捕使：守護の職掌 地頭：四三三 地頭職は官職にあらず：兵糧米徴發：四三三 地頭の任免：非御家人：幕府の朝廷に對する威壓：四三三 九條兼實の榮達：頼朝京都守護を置く：義経の潛行：四三三 頼朝の奥州征伐：四三七 義経の最後：頼朝朝廷の命を待たずして發す：四三八 頼朝の上洛：四三九 頼朝の薨去：武人政治家としての頼朝：四四〇 源通親の出現：土御門天皇：二代將軍頼家：四四二 卿の局高倉兼子：比企能員誅せらる：三代將軍：四四三 時政牧の方の密謀：幕府に於ける宿臣老将の凋落：義時政所別當と共に侍所別當を兼ねぬ：尼將軍：將軍實朝虚位を擁す：四四三 實朝殺さる：實朝薨後の朝幕關係：順德天皇：四四四 後鳥羽上皇の御計畫：官打：討幕の御計畫：四四五 承久の變：四四六 官軍利を失ふ：四四七 北條氏後堀河天皇を擁立す：三上皇遠島に遷り給ふ：四四八 後高倉院の院政：禪宗：榮西の臨濟禪：四四九 道元の曹洞禪：源空の淨土宗：四五〇 選擇本願念佛集：空也念佛と融通念佛：四五二 親鸞の一向眞宗：教行信證：四五三 時宗：舊宗派の復興：俊芿：明惠上人：武家主義：四五三 鎌倉の京都化：京都鎌倉の文化的交渉と復古：四五四 大佛師運慶：陳和卿と天竺様：四五五 藤原定家：明月記：四五六

第八章 古武家時代の三

第四 鎌倉時代下

(ハ) 藤氏將軍時代 兩六波羅の設置：關東御教書と六波羅御教書：四五六 六波羅探題：本補地頭と新補地頭：四六九 新補地頭得分の率法：義時の卒去：四七〇 泰時の執權：泰時の經綸：四六一 貞永式目：四六三 貞永式目の内容：四六三 式目の追加：四六四 寺院の衆議法：幕府の評定衆：四六五 承久の變後の朝廷の情勢：羽振よき九條西園寺二家：九條道家の榮華：四六六 西園寺公經の豪奢：四六八

皇：四六七 四條天崩後の皇位繼承問題：泰時後醍醐天皇を擁立す：泰時の卒去：四六八 泰時の人物：北畠親房の泰時評：四六九 將軍と執權との關係：頼朝將軍となる：四七〇 頼朝追はる：幕府を支持する勢力の中心：三浦氏の勢力：四七一 三浦氏の滅亡：四七二 幕府と高野山：四七三 九條道家關東申次を免ぜらる：後深草天皇：院廳の雜評評定：院廳評定衆：四七四 九條家の悲運：宮將軍の擁立：五攝家の分立：五攝家分立に關する本朝通鑑の説：四七五 五攝家系圖：四七六

(二)宮將軍時代 宗尊親王の東下：四七六 引付衆の設置：時頼の質素及び武術獎勵：四七七 時頼の出家：時頼の廻國説：青砥藤綱：四七八 京都に於ける臨濟禪：鎌倉に於ける臨濟禪：四七九 曹洞禪：四八〇 新佛教の特徴：日蓮の出現：四八一 立正安國論：四八二 後醍醐天皇の御讓位：後深草天皇：龜山天皇：四八三 將軍宗尊親王廢せらる：三歳の新將軍惟康親王：蒙古襲來：蒙古襲來について參考書：四八四 蒙古襲來以前の日本支那及び朝鮮との關係：四八五 幕府の海賊にする態度：蒙古の勃興：四八六 時頼大般若經を伊勢神宮に奉納す：第一回の蒙古使節：蒙古に返牒を與へず：四八七 北條氏の功罪：東巖慧安の和歌：四八八 時宗の決心：四八九 時宗に對する國民の期待：四九〇 第二回の蒙古使節：四九一 慧安東巖の和親中止の祈願：第三回の蒙古使節：四九二 第四回の蒙古使節：後醍醐天皇の崩御：後宇多天皇：四九三 文永の役：文永の役に於ける我が軍の不用意：四九四 てつはう：時宗更に防備を嚴にす：時宗元使を斬る：長門國警固番：蒙古人用人番：四九五 北條實政を鎮西探題とし弟宗頼を長門探題とす：時宗が攻守兩様の計畫：外征計畫の進捗：四九六 外征計畫の中止：石築地築造：時宗と無學祖先：四九七 圓覺寺の建立：忽必烈の意志：四九八 元軍の組織：四九九 幕府二たび元使を斬る：弘安の役：五〇〇 龜山上皇御國殉の祈願：五〇一 元尙ほ侵略の念を止めず：寧一山の來朝：元寇の我が國に與へた影響：五〇三 戦後經營の困難：五〇三 恩賞に就いての訴訟打切り：五〇四 永仁五年の徳政令：時宗死後の鎌倉：五〇五 蒙古襲來後の京都：持明院統と大覺寺統：五〇六

(ホ)正中元弘時代 後醍醐天皇の親政：北條氏の内訌：五〇七 文保の御和談：正中の變：五〇八 金澤貞顯：金澤實時の好學：稱名寺：五〇九 金澤文庫：幕府の威信失墜：五二〇 後醍醐天皇の御計畫：邦良親王薨去：五二一 吉田定房の密告：天皇笠置に行幸したまふ：北條氏量仁親王を擁立す：五二二 後醍醐天皇隱岐遷幸：勤王軍の再舉：五二三 後醍醐天皇船上山行幸：足利高氏の歸順：六波羅滅ぶ：五二四 北條氏亡ぶ：五二五 北條氏系圖：五二六

鎌倉時代の社會的及經濟的事象：鎌倉の發達：五二七 交通制度：宿制：爲替：五二八 鎌倉以外の都市：九州の政治的中心博多：城下町の播種期：五二九 交通商業の都市の發展：港灣都市の發展：五三〇 貨幣の流通狀態：宋錢の渡來：一般的經濟生活の向上：公家時代に於ける土地の收益と生活：五三一 請所制度：五三二 商業の發展及び市場の發達：座の研究：五三三 座の語原：座の起原：五三五 座の發生及びその本質：五三六 鎌倉時代の市と座人との活動：五三七 鎌倉時代の文化：五三六 鎌倉時代の書風：震翰様：青蓮院流：五三九

圖版目次

高句麗廣開土王(好太王)碑
 聖德太子御畫像
 聖德太子御筆法華經義疏
 法隆寺金堂壁畫
 京阪 皇都沿草地圖
 木像藥師如來
 木像藥師如來
 觀世音菩薩受記經
 聖武天皇宸筆雜集
 光明皇后御筆樂毅論
 桂本萬葉集
 平安京大內裏圖
 僧最澄書狀
 僧空海書狀

御物
御物

大和 唐招提寺金堂安置
大和 室生寺金堂安置

東京 根津嘉一郎氏所藏

正倉院御物
正倉院御物

御物

東京 九條公爵家所藏

橫濱 原富太郎氏所藏

京都 教王護國寺所藏

御堂關白日記

枕草紙繪卷

小野道風筆智證大師諡號勅書

藤原佐理筆詩懷紙

一條行成筆白氏文集奥書

西行法師消息

京都醍醐寺五重塔柱繪

阿彌陀如來二十五菩薩來迎圖

僧藏俊及藤原賴長因明論疏奥書

平家奉納法華經

過去現在因果經

信貴山緣起

平治物語繪卷

壇の浦海戰圖
壇の浦潮流速度圖

東京 近衛公爵家所藏

東京 淺野侯爵家所藏

北白川宮御所藏

講岐 松平伯爵家所藏

高松宮御所藏

高野山 金剛峯寺所藏

高野山 巡寺八幡講所藏

久原文庫所藏

安藝 嚴島神社所藏

京都 醍醐寺報恩院所藏

大和 朝護孫子寺所藏

ボストン博物館所藏

源賴朝畫像

源義經書狀

後鳥羽天皇宸影

僧榮西筆觀普賢經儀

僧道元筆普勸坐禪儀

僧親鸞畫像

僧日蓮畫像

蒙古襲來繪卷

北條時宗書狀

北條實政奉納釋迦如來銅像光背銘本拓

京都 神護寺所藏

高野山 金剛峯寺所藏

横濱 原富太郎氏所藏

筑前 大泉坊所藏

越前 永平寺所藏

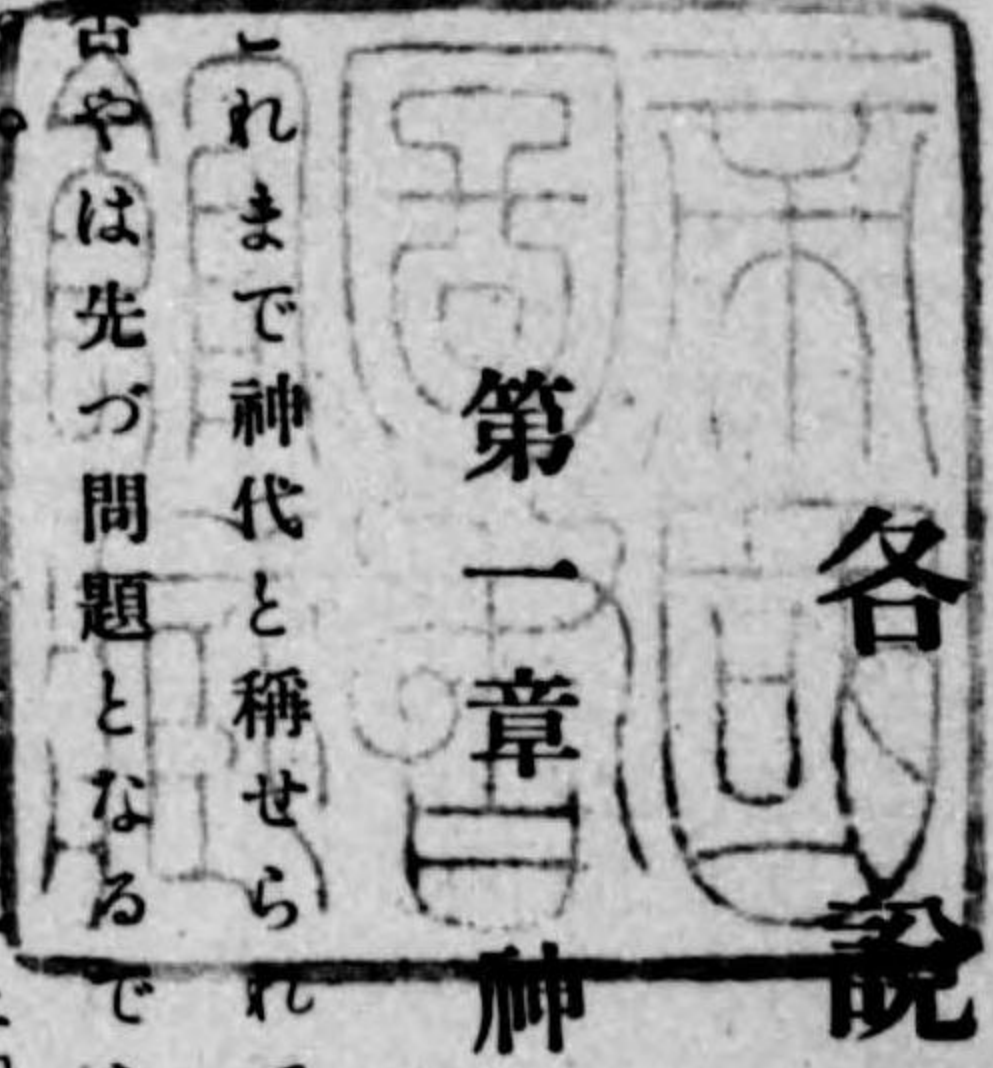
京都 西本願寺所藏

伊豆 妙法華寺所藏

鎌倉 圓覺寺所藏

下總 觀福寺所藏

神代は國史
として取扱
はるべきか



上卷

神代

これまで神代と稱せられてゐる時代が國史として取扱はるべきものなり
や否やは先づ問題となるであらう。さきに總説に於いても述べたやうに、日
本書紀の初め二卷が神代上神代下となつて居り、古事記がその上卷を以て之
に充て、ゐるのを見ても、奈良朝時代には肇國以來神武天皇以前を神代と稱
し、神武天皇以後を以て人皇の御代といひ、天皇の御代數をも神武天皇から數
へ奉ることになつてゐるのであるが、それは恐らく既に神武天皇の御即位を
辛酉の年に定めたと考へられる推古天皇の御代に始まるであらう。總説上代
紀年論參考。類聚國史に日本書紀神代卷をそのまゝ、神祇部の初に收め、後ち
大日本史の如き、また本紀を神武天皇に始めて居るのも、神と人との間に截然

史前時代と
有史時代

たる區別をなしたのであつて、所謂神代を史前時代と考定したためである。しかし神武天皇の以前と以後とによつてどれだけ史料の正確さに相異があるであらうか。史前時代と有史時代との分界が明瞭に區別し難きは、世界に於ける古い國々皆然らざるはなしといつてよいのであり、その太古に於ける物語は多く靈異神怪にあらざれば荒唐無稽の談に富んで居つて、神話や傳説等に歴史が包まれて居るともいへる。無論神話も傳説も歴史の資料ではあらうが、それ等の中から神武天皇以後に於いてのみ史的事象が抜き出されるならば、或は神代と人皇の御代とに、史前時代と有史時代との分界を發見し得るかも知れないけれど、神話傳説の研究が次第に進んで來た今日に於いても、寧ろこれを否定するに傾かざるを得ないのである。而かもこれらの神話傳説の中から、もし我が肇國に關せる事柄を臚氣ながらも之を知ることが出来るならば、我々は國史の出發點を所謂神代まで溯らしめ得るのであつて、神代史の研究がまた重要な意義を占むることになるであらう。尤も神武天皇が始馭天下之天皇といふ尊稱を有せられ、大和に皇都を開きたまひし人皇

神話と傳説

神代研究の
困難

第一代の天皇であらせられる古傳説に従ひて、或は神武天皇から我が國史の發展を説明するに止めようといふ人があるかは知れないが、我が肇國の如何なりしかを、幾分にも知ることが可能であるとすれば、從來神代といはれてゐる時代に研究を進めるのは、また緊要なること、いはねばならぬ。

神代研究の資料としては、前に擧げた古事記、日本書紀の神代卷の外に、舊事本紀の天孫本紀、または和銅撰進の風土記や古語拾遺、新撰姓氏錄など、すべて奈良朝時代から平安奠都時代に編纂されたものから神代の記事を拾ひ蒐むる外に出でない。たゞそれ等の中には支那や朝鮮の神話傳説も混入し、又我が國の神話が語り繼いで來た長い間に、いろ／＼結び合つて潤色せられたものが多いであらうから、神代の事に關せる神話傳説といつても、どれだけ原態が抽出せられ得るか甚だ覺束ないのである。それに日本書紀神代卷の注釋書たる忌部正通の神代紀口訣や、一條兼良の日本紀纂疏、清原宣賢の日本紀神代抄などにして、また北畠親房の神皇正統記にしても、多くは佛典、儒書或は陰陽五行説等により説明してゐるのであり、必ずしも神代について史的研究

徳川時代の
神代研究

をしたものではない。徳川時代に入つて林道春は神代系圖を編し、その羅山文集にも多少神代について研究を試みんとした態度が見えて居り、山崎派の學者にも高天原の所在を大和となし、神代について説を出したものが無いではないが、神代の研究に關して新生面を開いたものは實に新井白石を初とせねばならぬ。これについては既に總説國史の編纂著述の章にも述べて置いたが、白石はその著古史通に於いて神代の記事を神業とせず、凡べて人事として解釋し、神の國と云ふ想像世界に起つた説話でなく、みな大八洲に起つた史的事象となし、主として舊事本紀により大膽なる新解釋を加へた。その細目に至つては多く憶斷に陥り、今日より見れば如何にも首肯すべからざるものがあるが、それまで神の世界としてのみ考察された神代の扉を開いて、史的考察を進めたのは白石にして始めて出來たことであらう。いはゞ神代が多少なりとも歴史として研究の範圍に入れられたのは、この以後の事であつて、その後復古思想が盛になり、國學者に阿闍梨契沖、賀茂真淵等を出した後、本居宣長に至り、その學生の大著古事記傳が公にせられたのは、實にまた神代の研究

新井白石の
古史通本居宣長の
古事記傳平田篤胤の
古史徵

に一時代を劃するものであつた。その考證論斷が多く妥當を得てゐるのみならず、間々今日に於いて我々の言はんと欲するところを筆鋒に藏したところもある。宣長に次いで神代の研究に従つた國學者は平田篤胤であるが、その著古史徵の附録ともいふべき開題記は我が國の本源や神代文字に關せる意見を別とし、神代以來氏姓時代まで國史の研究者に善い手引きともなるべき解題書であるけれど、彼が古神道の主張に熱烈なりし爲めに、餘りに尙古的思想に陥り、研究的態度を超越したるところありしために、古史徵が學術的價値に於いて宣長の古事記傳に一篇を輸するは學界の定評となつてゐる。然るに二大人の後に出てたる國學者は大抵この二大人の説を祖述するに止まり、それ以上に進んだ研究の觀るべきものがないのみならず、史的研究を神代に加ふることは、日本國民として爲すべからざるものゝやうに誤解せられ、明治時代に入つては神代の自由討究は遺憾ながら我が國の學者に行はるゝこと能はず、その間外國の學者に先鞭を着けられた觀がある。

それら外國人の研究は多く亞細亞協會の報告に出で、居るが、就中古事記

外國人の神
代研究

を英譯した王堂チェームバレーン氏、日本書紀を英譯し且つ神道といふ書を著せるアストン氏、さては同じく日本書紀を獨譯したフロレンツ博士を始め、アイヌ研究家たるバチエラー氏、ベルツ博士の如き、我が國の學者を啓發せしめたものが甚だ多い、いはゞ我が神代の研究は外國人に刺激せられて新しい發展を見るに至つたものとすべきであらう。たゞ外國の學者が如何に研究上の自由を有して居つても、我が古典を十分咀嚼するには多大の困難が横はつて居た。然るに、明治二十三年、四年ごろ我が學界に史學研究新たに勃興するや、神代史の研究を必要として學者の注意を喚起せし論文なども公にせられ、(史學雜誌)第二編高津敏三郎氏、神代史に就て(參考)ついでその意見を發表した人々に、星野恆博士(史學雜誌)第一編、本邦の人種言語に就て、鄙見を述べ、世の真心愛國家に糾す、久米邦武博士(同第一編)、日本幅員の沿革及び同第三編、住吉社は委奴國の祖神、同第二編、神道は祭天の古俗、并に菅政友氏(同第四編、宇佐島考)等があり、國學者に對して戰を挑んだやうな觀を呈した。今日から觀ればこれらの論說必ずしも學術的にあらず、或は獨斷に陥りしものもあれど、神代の

我が學者の
神代史研究

研究に新天地を開いた功績は之を没することが出來ない。しかも、神道は祭天の古俗、一たび田口卯吉博士の主宰せし史海に轉載せらるゝや、世論囂々、遂に之を掲載せし史學雜誌及び史海の發賣禁止となり、久米博士は大學の講壇を退かざるを得ざるに至り、神代に關する研究この後暫く聲を潛めた姿であつたが、既に一たび自覺した我が學界がそのまゝ、屏息すべきものではなく、幾くもなく少壯の學者によつて、或は人類學、考古學等の方面から、或は神話學、言語學等の方面から、新たに研究が試みらるゝやうになつた。

如上の次第であつたから、明治時代には纏まつた神代史の研究は、殆んど出來なかつた、かの重野安釋博士監修の下に河田熊氏等の緝集に係れる國史綜覽の如き、中には新研究など二三挿入せられ、重野博士の卓見も間々窺はるところありとはいへ、古來世に公にせられし著述論文等を取捨撰擇してこれを綜合編纂したものに過ぎないといつてよい。また早稻田大學出版部から出た大日本時代史の一部なる久米邦武博士の古代史にも、博士獨特の研究が發表されて居り、大正四年版には餘ほど増補訂正を加へられたけれど、校訂

重野博士の
國史綜覽

久米博士の
古代史

例言を巻頭に掲げて前説を高調し、大體に於いてその考察は舊版に異なつて居らぬ、その論旨は何事も人間の常理に逸するを許さずとし、神代の傳説をも單に之を神怪不思議とせずして、その真相を會得せしむべく、すべて人事を以て之を解釋したところ大に新井白石に似て居る。従つてその史論の長所はまた同時にその短所たるも已むを得ない次第であつて、諾冉二尊の大八洲生成説話についても、二尊が大八洲を鎮定してその君長を定められたこと、山幸海幸の神話を以て所領の争となし、また日韓閩の三土聯合を説きたるが如き、到底我等の首肯し能はざるところである。

其の後神代史の研究に独自の見解を發表せられた津田左右吉博士はその神代史の新しい研究及び神代史の研究なる著書に於いて、記紀の神代卷をば或る時代の人の作爲の物語と考へた大膽なる前提から研究を起して居られる。その説によれば、或る物語を作るのは餘程知識の發達した後のことであらうから、應神天皇仁德天皇の二朝より多少の年月を経た後、即ちいかに早くも雄略天皇の頃から、繼體天皇若しくは欽明天皇の前後に作られたものと

津田博士の
新研究

神代の言語
學的研究

見ねばならないとなし、且つ神代史の分解構成を論じて、皇室の由來と、家々に對するその位置とを説明せるもの即ち神代史なりと述べ、それに時代によつて變化と潤飾とがあり、次第に異分子が附加せられて、日本書紀や古事記に載せらるゝことになつたのであると論じ、終りに上代に於ける國體に關する思想、人生觀、世界觀、支那思想の影響などを説いてある(尙ほ同博士の古事記及日本書紀の研究及び上代史の研究等参考)。併し神話傳説といふものが、特に或る時代に或る目的を以て作られたやうに觀るのは、民族心理學的若しくは比較神話學的の考察を一蹴した様な餘りに獨斷に過ぎる嫌がある、寧ろ長い年月の間にだん／＼それらの説話が作られて來たとする方妥當ではあるまいか。始めは一の罌粟粒であつても、遂に金平糖になるやうなもので、その次第に立派な神話となり、傳説となり來れるところに、矢張り歴史が存在するのであるまいか。兎に角津田博士の著書は最も忌憚なく神代のことを論せられたものとして、神代史の研究者に必ず一讀することを薦める。

諸雜誌に現れた言語學的研究で神代に關したもので、史學雜誌第十七編

に中田薫博士が神代に於ける神名をアイヌ語を以て解釋せんとせる論文を發表せられ、喜田貞吉博士、安藤正次氏、小林庄次郎氏等の反對があつて、論戰一時酣なるものがあつた。更に嘗て日本建國史を著したる木村鷹太郎氏が日本太古史を公にし、希臘語など、我が國語を比較して、その發音の類似により我が天孫民族が亞弗利加や地中海沿岸から東方に遷つて來たやうに論せられしをはじめ、これに類する説をなすもの尙ほ絶えないけれど、要するに多くは時間と空間とを超越した議論で、神代史の研究に益するところがないのみならず、却つて世人を迷はすものも少くない。また神話學としては、我が國の神話と他國のそれとの比較研究すら未だ多く試みられて居らぬ、嘗て帝國文學第八卷の五に出でた高木敏雄氏の「日本神話學の歴史的概観」及び第九卷の十なる「日本古史神話學概論」及び史學雜誌第廿五編なる「素戔嗚尊神話に現はれたる高天原要素と出雲要素などまづ白眉のものといつて可い」が、高木敏雄氏著「日本神話傳説の研究」にも收めてある。我が神代史に光明を與ふるもの稀なるは遺憾である。その他言語學、人類學、土俗學及び考古學の方面から神代

神代の神話
學的研究

に向つて試みられてゐる研究は總説「國號と民族」の章に於いても述べて置いた通りであつて、今日までの神代研究にして定説となつて居るものがまだ多く出で、居ない。どの説にしてもよくいへば卓見、惡くいへば憶説であり、卓見と憶説との間にどれ程の隔りがあるかは疑問である。

肇國に關す
る問題

先づこゝに論すべきは、國史としての出發點ともいふべき我が肇國に關する問題である。それは古事記、日本書紀の記事に見えてゐる天地開闢、諾冉二尊の大八洲及び諸神の生成や、高天原の所在など既に屢論議せられてゐるものに互るのであるが、その中で日本書紀の天地開闢の條は淮南子鴻列傳と殆んど同文であり、少くとも支那の陰陽説などによつて作り上げられた説話の痕跡を諾冉二尊以前の記事に認められる。なほ古事記には高天原に成りませる神を天御中主神としてゐるが、日本書紀には本文に國常立尊を第一に置いてゐる。そして古事記に於いて天御中主神の次にまします高皇產靈尊、神皇產靈尊の二神が諾冉二尊の御子たる天照太神の御代に生存せられ、天照太神を輔けたまひし説話から推測すれば、天御中主神の系統を受けさせられた神

と、國常立尊の系統を受けさせられた神と同時に、おはしまし、言ひ傳へがあつたともいへるのであり、しかも皇孫瓊々杵尊に至つてこの二つの系統が合一したものと推測せられないでもない。即ち天照太神の御子天忍穗耳尊が高皇產靈神の御女栲幡千千姫命を娶り給ひ、こゝに瓊々杵尊が御誕生になつたと傳へられて居り、たとひ天御中主神や國常立尊から諾冉二尊までは全く神話の神々であらせらるゝとしても、また天照太神に關せる記事が全く神話であるにしても、それらの神話には我が國史の曙光將に上らんとするところがほの見えてゐるではあるまいか。

諾冉二尊の大八洲及び諸神生成の神話には、我が肇國の體制や皇室の尊嚴及び國民の信念等を考察するにも大切なものがあり、皇室の祖先についても或る暗示が與へられて居る。この諾冉二尊の大八洲生成神話については、新井白石や久米博士の如く、これを人事的に解釋して、二尊が我が國土を經營せられたことであるとか、或は鳥々を支配し給ふ神を生みたまうたのであるとかいふ説もあるが、これ果して神話を學術的に取扱つたものであらうか、如何

國史の曙光

大八洲生成
神話に對す
る考察

にも今日の常識では尤のやうでもあるが、まだ文化の極めて低かつた程度の時代に出來たこの神話は、その時代に信じてゐたまゝのものであつて、國土の生成を我々人類と同様に胎生として説明したに過ぎないのであり、大八洲といふ國土を、二尊が生み給ひしところに、我が國のものがすべて皇室から出でてゐるといふ國民の信念が觀られるのであつて、この皇室中心主義の國土觀念こそ、この神話を作り上げたと考へられ得ないであらうか。無論大八洲生成の神話は、同時に太古に於ける我が國民の地理的知識を窺ふべきものであり、この神話の出來上つた時代に於いて我等の祖先の知つてゐた地理的範圍が大八洲の外に出でなかつたことを示して居るのみならず、またこの大八洲が早くから我等の祖先の安住地となり、既にその祖國の何處なるかと忘れられてしまつたことを暗示するのであつて、こゝに大八洲國は遂に我が國號ともなつた。そして我等の祖先はこの大八洲國といふ國號に、如何に多く希望をかけて將來を祝福したことであらう。殊に諾冉二尊の神話は、生成といふことで殆んど全部を占めて居る。この生成は、回顧にあらずして前進であり、悲

觀にあらずして樂觀であつた、一日に一千人を縊り殺さんとの伊弉冉尊の言に對し、一日に千五百人を産まんと伊弉諾尊が宣ひしところに、子孫繁榮主義がよく現はれて居る。彼の天照太神が皇孫に宣ひたる神話に、葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就て治しめせ、行矣、寶祚の隆えまさんこと、當に天壤と窮まり無かるべしとあるのは、實に我が國體の尊嚴無比なるを示せるものなるのみならず、大八洲生成神話の精神が理想化されたものといへよう。これを西洋諸國の世界創造説など、比較すれば我が國の肇國が如何なる特異點を有するか、先づこの大八洲生成神話によつて説明せられ得るであらう。

天照太神は御名を大日靈貴おほひるめむちと稱し奉り、皇祖として仰がれ給ふと同時に、また神話の中心となつても古傳に現れ給ふ御方である。然るに天照太神より以前に天御中主神をはじめ、諾冉二尊に至るまで、多くの神々が傳へられ給ふに係はらず、いづれの御方も皇室の御祖先として奉齋せられたまはざるは果して何故であらう。これは天御中主神已下の諸神が恐らく最初からたゞ神

大八洲神話の理想化

天照太神が皇祖と仰がれ給ふ所以

として神話に現れ給うたためであつて、元より實在の御方としてなかつたからであるまいか。いひ換ふれば天照太神をはじめ奉り、國土山野河海等の出現を説明せんが爲めに先づ諾冉二尊が現れたまひ、更に陰陽説などが加はつて、他の獨化神、耦生神が現れたまひ、今日に傳はるやうな開闢神話が出来上つたのではあるまいか。思ふに天照太神は最初から皇祖として仰がれたまふ御方であらせられてこそ、三種の神器の一なる八咫鏡を御靈代となし、やがて伊勢に奉齋されたまひ、今日まで引き續き皇室の太廟として特に厚く崇祀せられたまふ所以があるといはねばならぬ。畢竟するに、天照太神以前に現れたまうたと傳へられる神々を古事記や日本書紀に載せてあるにしても、皇室がそれらの神々を皇祖神として御崇祀にならないのは、よしや古典に天照太神の御父母または祖先になつてゐられても、天照太神が皇祖神として仰がれたまひし後に出現せられたものとしなければならぬ。尤も古事記によつて考ふれば天御中主神が或は天照太神と異名同神であらせられるのではないかといふ説も、考へ得られないではないが、いづれにしても皇室の御祖先

史話と神話
とを分界す
るは困難

たるべき御方は天照太神より外にないのである(明治聖徳紀念學會紀要第三十四卷神社協會雜誌第二十八年十號拙稿參照)。

元來史話なるものは直ちに截然と神話に代るものでなく、その境界互に入り交つて、明かに兩者を劃限することが六ヶしい、これが天照太神の半ば神話の神、半ば實在の御方として古典に現れ給ふ所以でもある。たゞ、天照太神に關せる記載に、どれだけ神話であり、どれだけ史話であるかを區別することは頗る困難であつて、神話が餘程よく史的事象を包んで居り、史的事象が餘程よく神話化せられて居る。従つて月讀尊や素戔嗚尊に關せる古典の記載も同様であるが、天照太神の御代に皇室の基礎が定まり、我が國は天照太神の神德によつて肇まつたことは臆氣ながら認められなければならない。

神代の御陵

かくて總説の部に述べたやうに、國史の出發點たる肇國の時代を天照太神の御代に置くのであるが、天孫降臨以後になつても猶ほまだ古典の記載が神話と史話とを混淆した説話から成り立つてゐる時代であることを知らねばならない。尤も傳説的にせよ瓊々杵尊以後所謂神代の御陵が存在してゐる

天孫降臨説

高千穂峯に
關する兩説

ことに、天照太神の御代よりも多少神話の雰圍氣を脱した感があるが、吉田東伍博士がその著日韓古史斷に海神國を筑前國とせられてゐるが如きは寧ろ危険なる論斷である。また天孫降臨説話にどれだけ史實が伴つてゐるかが問題としても、瓊々杵尊がいつことも知られない高天原から、大八洲國內の一點たる日向の高千穂峯に降臨したまひしといふ傳があるだけに、人代に近づいたことを示すものであらう。高千穂峯については從來兩説がある、第一説は今の霧島山となすもので、後世天の逆鋒と稱するものなど立てられ(書紀通證)によれば島津義久時代の製作、薩藩編纂の地誌はいふに及ばず、本居宣長もこの説を取つて居る(史學雜誌第八編吳秀三博士、高千穂二上嶽は今の霧島山なりといふ説(參考)第二説は肥後阿蘇郡と界せる西臼杵郡高千穂村を中心とする地方となすものであるが、續日本後紀や文德實錄に高千穂皇神と霧島峯、神とを書き分けてあつて、同一の神社と見ることが出來ず、従つて高千穂峯が霧島山でないことも徵證せられるから、近ごろこの第二説が有力となつた(歴史地理第廿九卷喜田博士、古傳説上の高千穂峯及び同博士の日向國史參

考。久米博士の古代史には天孫降臨の地を薩摩の加世田と推定してあるが、また素より推測に過ぎない(史學雜誌第七編大森金五郎氏天孫奠都の地なる笠狹御崎は日向にありとの説参考)。

こゝに天孫降臨に關連して猶ほ一二の問題がある。一は出雲に下つて大己貴神に讓國を迫り、使命を全うしたと傳へられる武甕槌神、經津主神が天孫に扈從せず、當時蝦夷民族の巢窟本據たるべき常陸の鹿島や下總の香取に齋ひ祭られて居られることである。延喜式によるに鹿島神宮の御子神が多く陸奥國に散在せらるゝは如何に解釋すべきであらうか、津田左右吉博士や太田亮氏其他の説があるけれど、未だ首肯するに足るものがない。また、天八達之衢に居り、天孫を迎へて先導し奉つたと傳へらるゝ猿田彦命は、天孫の降臨ありし日向から離れた伊勢に祭られ、その子孫と稱する宇治土君が同地に榮えてゐたことがあり、古事記にも猿田彦命に配されたといふ天鈿女命に關する説話が伊勢に隣せる志摩國に於ける出來事となつて居るが、九州の南部に降臨したまうたと傳へられる天孫に奉仕せし神々にして、かく何等關係なき

武甕槌神と
經津主神

猿田彦命

天鈿女命

伊勢、志摩の地方に在住せられた古傳が存するところに、恐らく神話傳説の神話傳説たる所以があり、却つてこれによつて幾つかの神話傳説が或る年代を経過せる間に於いて相結びついた神話傳説を生ずることになつたり、或はまた九州と伊勢、志摩と相離れた地點でありながら、その間に、何等かの關係交渉があつたことを示せるものではあるまいか。

天孫降臨そのものについてまた他に一の古傳がある。舊事本紀の天孫本紀は學者がその古傳たるに一致してゐるものであるが、それには天孫饒速日命が高天原から大和に降臨せられたと記載されて居る。これは後に神武天皇が大和に入られた際に、物部氏の祖饒速日命が天皇と同族たる證據を示されたといふ日本書紀の記事とも一致するものである。また延喜式卷八の出雲國造神賀詞に「大穴持命の申給はく、皇御孫命の静まりまさむ大倭國と申て己れ命の和魂を八咫鏡に取つて倭の大物主櫛玉の命と名を稱へて大御和の神奈備に坐せ……皇孫命の近き守神と貢り置て」とある皇孫命は、神武天皇以前に大和に降臨したまへる皇孫を指し、ものであり、それが出雲の大己

饒速日命大
和降臨傳説

貴神と或る關係を有せることも明であるに、古事記、日本書紀がたゞ瓊々杵尊の日向降臨のみを傳へて、共に大和降臨の皇孫ありしことを載せず、僅に日本書紀の神武天皇紀に饒速日命のことあるに過ぎないのは、恐らくその傳を逸したのであつて、天孫の御一族が大和と日向とに分れて降臨せられたとする説も成立しないではない。

高天原に關する考説

天孫民族が大和や日向に入る以前、即ち未だ相分れざりし時の地が所謂高天原であるともいへよう、それについては總説國史の範圍の章に述べて置いたやうに本居宣長がこれを天であると解釋して居るのは古事記の出來た頃我が國民が左様に考へて居たとする意味に於いて妥當であるが、もし天孫民族の祖國と之を解すべくば、地上の何處かに之を擬すべきである。然るに上に述べた大和降臨説話の存在は、少くとも高天原を以て大和とする説萩野由之博士編日本歴史評林(參考)に大なる打撃といはねばならない。それで高天原を以て海外に擬しても差支ないといふ説が出て來たのであるが、こゝに高天原を以て、天孫民族が大和や日向に移轉せんとして將に二つ或は二つ以上

に分れようとして居た折に據有せし土地と局限し、且つ我が國語が附近の外國語と全く系統を異にして居る點から、天孫民族が我が國に移住したのは蓋し非常に太古であつたらうといはれる白鳥博士の説を或點まで認むると同時に、總説にも述べたやうに、考古學的にもこの説を支持し得るならば、高天原國內説は餘程有力となつて來るであらう。尤も本居宣長も既に古事記傳大八洲生成の條に「すべて神代の故事は多く西になんありける」といつて居り、或は暗に九州の一部に高天原を擬して居たやうに思はれる。日本書紀の景行天皇紀十二年、仲哀天皇紀八年の條に九州の土豪が三種の神器と同様の鏡劍玉の三種の神寶を船中の神枝に取掛けて、天皇を奉迎したことがある。神寶が主權者としての標徴であり、三種の神器が天孫民族に特有なるものであつたとすれば、これらの土豪も或は高天原から分れた天孫民族の一部であつて、景行天皇や仲哀天皇の御代のころまで、猶ほ九州の北部に存在してゐたものではあるまいか。

中國の鐵山と武器

山田新一郎氏の「神代史と中國鐵山」歴史地理第二十九卷及び第三十卷は、言

悉く首肯すべくもあらぬとはいへ、また面白い研究である、即ち出雲あたりから備前石見等には今も砂鐵を産する處が多い、砂鐵は鋼鐵となすのに最も簡單であるから、既に早く武器などに利用せられたかも知れぬ、従つてこの地方に居た出雲人が附近を平定し得た理由も説明し得ようといふのであるが、民族が優勝の地位を贏ち得るには、當時進んでゐた外國文明に近隣の民族よりも早く接觸することがまた必要條件である。固より久米博士の説の如く、史學雜誌第一編日本幅員の沿革及び古代史参考神代に於ける日韓兩國が一になつて居たなど、は、社會の發達上から承認し得べきことでないが、素戔鳴尊が日韓の間を往來せられたといふ神話は、出雲風土記の國引の條と共に蓋し出雲人の間に傳はつたもので、出雲地方と朝鮮との交通が、潮流の關係上割合に早く頻繁であつたことを推測すべき資料である。且つ九州の北部に於いて宗像三神の鎮座神話に日韓の交通を観るべきものがあり、この三神鎮座の地點はまた太古に於ける兩國間の交通路と推定せらるべき重要なものであるのは注意すべきであらう。その邊津宮は筑前の宗像郡田島にあり、中津宮

日本と朝鮮との交通

宗像三神

沖島の地位

海北道中

は大島蓋し大八洲生成の條に見えて居る島の一)にあり、瀛津宮は遠く離れて、沖島に鎮座せられ、三社一直線に連つて北の方對馬南朝鮮を指して居る。沖島は、對馬からも壹岐からも、大島からも、また長門からも、殆んど同じ距離の海中にある孤島で、島の中央に聳ゆる九百七十尺の峻嶺は航海者の好い目標である、日本書紀にこの島を海北道中うみのなかつちといへるを観れば、太古に於ける日韓交通に重要な地點であつたことが推測される。それに潮流は西方濟州島から出雲石見地方へ流れて居り、海底電信の如き島根縣を起點としてこの島に通じ、山陰方面との交通も便利であるから、西日本海に於いてはこの島を中心として東の方は出雲へ、南の方は筑前へ、或は壹岐對馬へと航路が存してゐたであらう、嘗て石斧など同島から發見せられたことも注意すべきである。たゞ沖島には良い船つきの港灣がなく、纔に小舟を碇泊し得るに止まり、しかも風波を避くるにはその舟を陸上に引き揚げて置かねはならなかつた。やがて肥前の松浦より壹岐對馬の西海岸を経て南朝鮮にいたる航路の開かれたことは、魏志の倭人傳や、日本書紀の神功皇后紀等に見えてゐる。

山幸海幸説
話
豊玉姫物語

天孫瓊々杵尊の御子彦火々出見尊、火闌降命、御兄弟の山幸海幸の説話は我が國に漁獵を主とした時代ありしことを示すものであり、豊玉姫物語は所謂龍宮神話ともいふべきものであつて、後には浦島子傳説にも現れ、必ずしも彦火々出見尊のみに關係した説話でないのみならず、支那にも南洋にも類似の物語がある(松本信廣氏、豊玉姫傳説の一考察参考)。又隼人民族が火闌降命の後であり、朝廷の御垣守となつて犬吠えの眞似をなすのも、御兄弟の關係から起つたことのやうに傳へられて居るが、隼人民族の全く朝廷に服従したのは奈良朝時代に入つた後であるのに、この異民族を以て火闌降命の後とし、御兄弟の物語に結びつけたことは、我々の祖先が異民族に對せし態度を伺ふにも一の資料として考察せらるべきであらう。

産屋傳説

この外天孫降臨後の神代にあつて研究すべきことには土俗學などに關連したことが多い、例へば鷓鴣草葺不合尊の産屋傳説、今も海濱に産屋を立つる風俗は越前敦賀の對岸常宮附近に三ヶ所ほど遺つて居り、紀伊にも駿河にもその名残があるといふことである。また掃部をもと蟹守かにもりといつたのは海濱

隼人の犬吠

に住せしより得たる名なりと傳へられてゐる。

以上述べたゞけでも古事記及び日本書紀に現れた神話傳説に對して史的研究の困難なるを略、諒解し得たであらう。固よりこれらの神代卷には、この他にも太古の信仰風俗習慣など、國史の研究に必要なものが少くない、例へば伊弉冉尊の火神を生みて後ち神去りまし、説話、黄泉國物語等には我々祖先の死又は穢に關する思想、或は禊祓の思想を知る事が出来、素戔嗚尊の荒振物語には古代人の罪惡觀を知る事が出来よう。また天照太神の天石窟に籠りたまひし記載には或は葬送の風や古墳の狀を説いたものもありはしないかといふ説もあるが、また同時に或は日蝕に對する古代人の一の呪術がその中に現れてはゐないかといふ説もある。更に素戔嗚尊の根國左遷、大國主尊の國土平等等の物語を始め、述ぶべきことが多いけれど、神代史の研究に對する余の態度は如上の敘述で知られ得るであらう、猶ほ拙著國體新論を參考して貰ひたい。

記紀の神代
卷と太古の
信仰風俗習
慣

第二章 氏姓時代

古代又は上代

神武天皇は人皇の第一代にまし、始馭天下之天皇と稱せられ給ふ御方である。神武天皇以降第三十六代孝徳天皇大化改新以前は、或はこれを古代と稱して居るものがあり、上代といつてゐる人があり、また大和朝時代といつてゐる人もあるが、必ずしも適切なる時代稱呼とはいへない。また大化以後初めて全國に國郡制度を布かれたことから大化以前を封建時代と稱して居たことに對し、學士會院雜誌第十四編及び史學雜誌第三編に重野安釋博士が「日本に封建の制なし」といふ論文を公にせられてから、史家の注意に上り、今は封建時代と呼ぶもの殆どなくなつたが、それは封建といふ語の解釋如何によりて決せらるべきもので、嚴密なる意味で、周代に於ける封建制度を指すとすれば、勿論重野博士の説に従はねばならないけれど、之を國郡制度に對するものと廣義に解釋すれば、必ずしも大化以前の時代に適用し得られぬことはな

封建時代

皇室を中心とせる氏姓制度の時代

氏姓制度の概説

い、即ち地方の國造縣主が世襲的に土地人民を支配したるのみならず、朝廷に奉仕せるものも部曲土地を有してゐたから、皇室の直轄地以外は皆私領地であり、公民の外に私民といふべきものもあつたことは、一種の封建といつて差支ないであらう。さりながらこの間の制度政治その他文化の諸相を考察すれば、大化以前は實に皇室を中心とせる氏姓制度の時代であり、之を簡単に氏姓時代と稱するのが最も妥當であらうと思ふ。固より氏姓制度の本源は、既に肇國當時から現れて居たもので、高天原から天孫瓊々杵尊に扈從して高千穂峯に降つたと傳へられる五部神はその一例であり、神武天皇以後、その制度が大に整頓して來たのである。

官職はすべて世襲であつた家によつてその職業が定まつて居り、皆朝廷に仕へてその家業を墜さじといふしんだのである。中臣氏や齋部氏は皇室の祭祀を掌り、物部氏、大伴氏は兵事に當つたが、その氏上といふべき人は同時に朝廷の重臣として政治に與つてゐた。また氏族蕃衍するに従ひ、大氏小氏の別を生じ、その本宗より分れたる支族は、氏名に地名などを冠してゐた、そして

氏族の人々は臣、連、國造、縣主、稻置、村主などの姓をそれと稱せしめられ、それらの人々にして一氏族を統率するものを氏上といった。姓はまた骨とも書き、朝鮮の古代にもほとんども同じやうな制度があつた。併し臣と連とに上下があるのではなく、臣は皇別、連は神別たりし系統的差別に過ぎない。いはゞ姓は家格又は氏格であつて、各その系統によりかく臣又は連と稱せしめられたと同時に、職業によつて首直造おびとあひみやつこなどの姓を有せるものを總稱して伴造といひ、地方の豪族はその支配せる土地により國造、縣主、稻置、村主などの姓を有してゐた。この氏姓によつて國家の體制と社會の組織とを調整したものが氏姓制度である。従つて後には朝廷から姓を賜はらねば、之を稱することが出來ず、若し罪があれば之を褫かれた。いふまでもなく皇室には御領があり、屯倉、御名代、御子代なども設けられ、臣、連、伴造、國造等皆土地を領し、部民部曲を有して居た。然るに外國から歸化するものが多くなつて、その間氏姓の制が混亂し來り、閥族の跋扈を見ることとなつて、一大改革を必要とするに及び、聖德太子は出現せられ、新時代の曙光は現れた。そして太子の薨後二たび閥族は横暴を極めし

も、遂に大化改新となつて、氏姓時代こゝに終を告げたのである。

この時代に關する參考書は、總説、補助學の章に於いて、殊に言語學、考古學及び系譜學の條及び時代史と特別史の章法制史の條及び國史の編纂著述の章等に載せて置いたからこゝに省略する。今この時代を左の五時代に分けて敘述しよう。

- 第一 大和開都時代(神武天皇—開化天皇)
- 第二 皇化發展時代(崇神天皇—成務天皇)
- 第三 韓土服屬時代(仲哀天皇—武烈天皇)
- 第四 臣連擅權時代(繼體天皇—崇峻天皇)
- 第五 法興肇憲時代(推古天皇—皇極天皇)

第一 大和開都時代

神武天皇より開化天皇の御代に至るまで凡そ九代の間を大和開都時代と稱する。開都の二字は神武天皇即位前紀己未年の詔文なる兼六合而開都の

句に據つたのである。第二代綏靖天皇から第九代開化天皇までは古事記や日本書紀にもたゞ御系譜の記事ぐらゐで、多少委しい記載があるのは僅に神武天皇紀に過ぎない。いはゞ我が皇室の養正時代であり、地方は猶ほ多く土豪の支配に屬して居つた。

神武天皇は大和に入つて、橿原に宮居を建てさせられ、出雲人の血統なる姫^{ひめ}韞^い備^び五十鈴^{いすず}姫命^{ひめのみこと}を皇后としたまへる、人皇第一代の天皇であらせられ、こゝに我が皇室の御稜威は大和を中心として發展することゝなつた。今神武天皇の東征説と東遷説とについて少しく述ぶるであらう。

神武天皇が日向から大和に向つて御出發になつた言ひ傳へについては、古事記と日本書紀と記事が全く異なつて居る。日本書紀では、東に美しき地あり、青山四周せり、彼地必ず以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべしと宣ひ、諸皇子と共に御東征になつた、これが東征説の根據である。それを古事記には、何れの地にまさばか天の下の政を平けく聞しめさん、猶ほ東のかたにこそ行でまさめと宣りたまひて、日向より發向したまうたとあつて、たゞ何處に

神武天皇の
東征説と東
遷説

か好い國があるであらうと仰せられて御出發になつたことになつて居る、これが東遷説の根據である。

之について本居宣長はその著古事記傳に日本書紀の東征説を否定し、天皇が日向におはしまし、ころに遠隔の地たる大和に入らんと考へ給うたとは推測し得られぬ、矢張り古事記のやうに何處とも定めず、東の方に向つてお出かけになつたので、第二の天孫降臨とも申すべきものである、従つて安藝の國に七年、吉備の國に八年といふ風に、久しく御滞留になつたと古事記に傳へられてゐるのは、最もよく事實に合した傳説であるといつてゐる。然るにこの宣長の説には大分反對説がある、それは所謂皇都恢復説で、宣長以前にあつても既に鴨祐之、玉木葦齋や谷川士清があり、青山延光、齋藤馨の如きも、また高天原恢復の擧なり、東征なりといひ、細川潤次郎博士の考、古日本にも遷都論を主張し、兵力を以て目的を達し給うたのであると述べてゐる。是等の反對説は、大和の國を以て高天原とし、既に天孫降臨以前の都たる以上、大和の事を神武天皇が御存知ない筈はないといふのであるが、大和を高天原とするには、前に

本居宣長の
東征説反對
論

皇都恢復説

述べたやうに大なる障礙があり、東遷説の根據たる日本書紀にも何等皇都恢復の説話は載せてない。また白鳥庫吉博士は東征東遷兩説を否定し、古事記や日本書紀の説話は大和に都されてゐた皇室が後に日向を克服されたことを形を變へて言ひ傳へたのであるといはれてゐるが、後の日向克服がどれだけの重要さを有つてゐるかを考へて見て、この説の成立もまた困難であり、津田左右吉博士が太陽神の後裔と考へられるわが皇室の御祖先が此國土に君臨する事を意味づけるために、天から降臨されたと云ふ神話に日向と云ふ言葉から來る思想上の所産が日向降臨説話に過ぎないと云つて居らるゝのも、また如何なるものであらうか。要するに宣長の説が今日にあつては先づ妥當の説であらう、想ふに當時の社會は猶ほ蒙昧の域を脱しなかつた、且つ大和と日向と互に連絡があつたと考ふるのは、少しく無理である、寧ろ民族の移轉が如何にして起るものなるかを説明して之を考察したい。

凡て民族の移轉には第一に食物の缺乏、即ち土地の生産力が人口の増殖に伴はなかつた場合と、第二に他民族との關係を生じた場合とがある、一は内部

的理由で、一は外部的理由といへよう。一たび皇孫に従ひ奉つて日向に住んでゐた民族が、その地を出づることゝなつたのも、この二つの理由か又はそのいづれかのためであつたらう。古傳に日向は膏粱こしやうの空し國くわといはれて居り、現今でも九州に於いて最も開けてゐない地方である、天孫民族が漸次繁衍するに及んで、食物の缺乏を見るに至つたと推測されぬことはない。若しこの場合、他の民族と衝突することがあつたとせば、必ずしもその地に戀々たらずして好地を他に求めるのは、民族の發展上、寧ろ取るべき方針でなかつたであらうか、これが或は天孫民族の東遷となり、遂に大和に我が朝廷が移された所以と推測される。神武天皇が始馭天下之天皇といふ尊稱を奉られたまひしことにはその理由がなければならぬ。

神武天皇の御代に關せる日本書紀の記事には、半ば地名や歌謠の起原を説明するためのものがある、或は和銅撰進の大倭風土記に據つたかと思れる、そしてその風土記に載せられたものは大和に都せられてゐた御代々の間に傳へられた説話であつたらう。その一部はまた古事記にも記されて居り、久米

歌の如き皇室の儀式に歌はれる歌謠が神武天皇に關係ある物語の中に收められてゐる。

さて神武天皇大和開都の後、綏靖天皇より開化天皇に至る八代の間、何等出來事を知ること能はぬとはいへ、大和を中心とし、その附近の地方が、東は伊勢尾張邊まで、西は播磨あたりまでだん／＼皇化に浴して來たのは略推測せられる。いはゞ皇室が一步／＼その基礎を固め、大に發展せんとする準備をなされた時代であるが、その他の地方は土豪が據有して居たので、また八十梟帥時代とも稱すべき時代であつた。魏志倭人傳に倭は百餘國とあり、支那では前後漢の時代に當つて居る、九州その他から發見せられる銅銚や銅劍は、恐らくこの時代のものであり、また本島中部を主として發見せられる銅鐸の時代でもあつたであらう。恰も南朝鮮が三韓時代といはれてゐた頃で、馬韓秦韓弁韓の三韓地方にまた各數十ヶ國が分立してゐた時代である。

第二 皇化發展時代

八十梟帥時代

開化天皇について即位したまひし崇神天皇は、神武天皇と同じく御肇國天皇と稱せられ給ふ聖天子であらせられる。この御代に朝廷の勢力大に四方に及び、古事記、日本書紀等の記事も遽に増加した。

神鏡神劍を笠縫邑に祭る

天照太神が皇孫に附屬したまひし三種の神器は、歴代の天皇同殿共床之を齋きたまひしが、崇神天皇は神威を瀆さんことを畏れて、模造の鏡劍を造らせたまひ、神鏡及び神劍を皇女豐鍬入姫命に託けて大和の笠縫邑に祭らしめられた。從來この事を以て神代以來の祭政一致がこゝに止んだのであるといひ、この以前を祭政一致時代など、稱する人もあるが、天皇が祭政二ながら掌りたまふことは今日と雖も變つて居ない、たゞ國家や社會の出來事が複雑になつて來たため、朝廷に奉仕する人々が祭事と政治とに別れるやうになつたに過ぎない。天皇は八尺瓊の勾玉及び摸造の鏡劍を宮中に奉安し、次ぎ／＼の天皇に傳へ給ひ、矢張り三種の神器と申されて、皇位と離るべからざるものとなり、今日に及んでゐる。後に御鏡を内侍所と申すのは、内侍が奉仕せることから起つて居る。又崇神天皇は神鏡神劍を宮外に奉齋せられた後、幾くも

祭政一致

なく天社國社及び神地神戸を定めたまひはじめて積極的に我が國の神社制を確立された。これは天照太神以來祭祀を本として政化を敷きたまひし宏謨を永く後世に傳へんが爲めであつた、その特に神地神戸を定めて、經濟方面からも神社を保護せられたところにまた大御心が存するのである。

さて皇化發展の大勢を考察するに、大和に中心を置いた皇室は、東方に向つては伊勢灣附近の國々を、北陸方面では敦賀灣を中心とし、發展の地歩を占めて行つたものであらう。尾張の熱田神宮や越前の氣比神宮の如き、後世まで神宮と稱せられてゐる大社が、それ等の地に早くから鎮座ましませし理由は、こゝにあると思はれる。東國についていへば、伊勢灣から次第に海邊を傳つて伊豆を經伊豆國の南部に式内社の多い事も注意すべきことである、相摸に入り、總の國に渡り、常陸に進んで利根川口の平野にまた第二の中心地が置かれたやうである、香取神宮や鹿島神宮がまた常總の地に鎮座ましますのも、これが爲めではあるまいか。

崇神天皇の御代同時に、四道將軍を派遣せられたと、日本書紀に見えてゐる

けれど、古事記にこの事が傳へられないのが或は信すべきであらう。尤も同時に四道將軍を派遣せられたと云ふ説話には、支那思想の影響も加はつてゐるであらうが、地方の教化が次第に行はれ、我が皇化の發展したる道程として見るべき中央より地方への大動脈がこの説話に示されて居り、後の七道制が必ずしも支那の摸倣でなく、この四道たる東海、北陸、吉備、丹波に起原すること、が知らるゝのみならず、當時の交通が如何に進んだか、考へ得られる(史學雜誌第三編藤岡作太郎博士の「四道將軍派遣の結果參考」)。又但馬の出石にあつた天日槍族の歸服も、出雲人が全く歸服したのも、略この御代の頃であつて、一は垂仁天皇紀三年に、一は崇神天皇紀六十年に、同じく神寶を奉つたことが日本書紀に載せてある。いづれの土豪も我が皇室と同じく神寶や神器を持つて居た、その神寶や神器を奉るのが歸服する意味を表するのである。

次にこの御代に人民を校へ、調役を課し、男に弓弭の調、女に手末の調を出さしめたこと、古事記、日本書紀、古語拾遺等に見えて居るのは、内政の漸く整つて來た史的事象と解釋することが出來よう、そして弓弭の調といふ語に所謂山幸

海幸の漁獵時代の名残が猶ほ存じて居るのであつて、古語拾遺にまた神祇を祭るに熊皮鹿皮角布等を用ゐるはこの縁なり」と記してある。尤も調が何時代に始まりしや固より定め難いといへ、これら古典の記事が皆崇神天皇の御代とするに一致してゐることは注意すべきであらう。

第十一代垂仁天皇はよく父天皇の後を受けたまひて、大に祭祀を重んぜられ、伊勢皇太神宮の鎮座ありしも實にこの御代であつた。皇女倭姫命は豊鍬入姫命に代りて鏡劔に奉侍したまひしが日本書紀及び倭姫命世紀によれば、倭姫命鏡劔を奉じて更に宮地を求め、近江美濃伊賀等の國々を経て伊勢に入りたまひ、神託によつて五十鈴川上に遷し奉り、神鏡を天照太神の御靈代として奉齋せられた。後ち日本武尊の東征に神劔を授け給ひ、尊は之を尾張の熱田社に奉祭された倭姫命世紀は國史大系に收められてゐる、伴信友の倭姫命世紀古文考證及び御巫清直の倭姫命世紀歸正抄を參考してそのよいところだけを探るべきである。また前にいへる如く、天孫降臨の神話に現れてゐる猿田彦命の子孫と稱する宇治土君が伊勢にあることを思へば、伊勢と天孫民

伊勢皇太神宮の鎮座

族とは既に早く何等かの因縁を有して居り、皇太神宮を伊勢に奉祀せられたことの必ずしも偶然でないことが推測される。猶ほ雄略天皇の御代に至つて豊受太神宮を山田原に奉祭して後、皇太神宮を内宮と稱し、豊受太神宮を外宮と稱じて朝廷の尊崇特に重く、天武天皇以後二十年一度の御造替が行はれることゝなつた。

倭姫命を以て魏志の倭人傳に見えてゐる耶馬臺國の女王卑彌呼に擬定したのは内藤虎次郎博士の「卑彌呼考」藝文第一卷である。日本書紀神功皇后紀に魏志の文を分注としてあるのを見れば、日本書紀の編者は卑彌呼を神功皇后に擬したのであらうが、時代が前後するので、今日問題とするものがない。元來この耶馬臺國問題の研究は徳川時代に本居宣長が馭戎慨言に、耶馬臺は筑紫の南方熊襲のあたりであるといひ、卑彌呼を以て、からくにまで高くかゞやきませる神功皇后の御名を借つた會帥といつたのに初まり、明治時代に入つてからもまた多く耶馬臺國を九州の一地方に推定し、卑彌呼を以てその女會とするのであつた、その一としてこゝに星野恒博士が史學雜誌第三編に「日

魏志倭人傳の卑彌呼及び耶馬臺國

本國號考」と題し、これを筑後國山門郡に擬せられたのを擧ぐるに止める。然るに明治四十三年白鳥庫吉博士が東亞之光第五卷に「倭女王卑彌呼考」を發表して耶馬臺國を肥後國に推定せらるゝや、偶時を同じくして内藤博士の論文が出で、それ以來殊に考古學者の注意する所となり、畿内地方に發見されて居る遺跡遺物の類に後漢のもの若しくはその倣製品又は影響を受けたものなど、却つて九州地方よりも多い事を明かにし、耶馬臺國を以て大和となす説が富岡謙藏氏、梅原末治氏、高橋健自博士等によつて相次いで唱へられて來た。これに對してまた九州説を主張される坪井九馬三博士、白鳥庫吉博士、喜田貞吉博士、或は橋本増吉氏等の人々が重ねてこれに論駁せらるゝあり、山田孝雄博士、三宅米吉博士は別に文獻の方面から大和説に贊成せられるなど、この問題は猶ほ未決のまゝに今日に及んでゐるが、孰れにしても魏志倭人傳に擧げられてゐる諸國の名は日本に來た支那人の報告によつたものであり、今日の地名に擬定するのは大に困難である、且つ報告された時代と魏志の編纂された時代とも時間的距離があるであらうから、學者の説が容易に一致しない

のは無理もない。尤も當時に於ける状態などから推せば、九州より山陰を経て敦賀あたりへの交通が既に開けて居り、大和地方との交通も進んでゐたらしいから、倭人傳の記載は割合に廣い地方と考へられ得よう、さればとてまた言語學的もしくは考古學的の考察のみで闡明し得られるかも問題である。この御代の出來事として次に問題になるものは殉死の禁である。日本書紀によれば、從來皇族など薨去せらるれば近習のものを集め、生きながら陵域に埋め立て、居たが、天皇の三十二年に皇后日葉酢媛命薨じたまふや、野見宿禰の議を用ひ、出雲國から土師を喚し上げ、人馬及び種々の物の形を作らしめ、生きた人に換へて御墓に樹て殉死を止められた、之が所謂埴輪であつて、また立物ともいふものである、そしてこの後は殉死がなくなり、陵墓に埴輪を立つることゝなつたと記してある。されば埴輪の發見せらるゝ、陵墓を垂仁天皇以後とし、埴輪のないものをその以前などと速斷するものもあつたが、今は學界にこの説を有するものがなくなつた。考古學的研究によれば、埴輪若しくは立物と稱せらるゝものは陵墓の周圍に繞らせる御垣といつてもよいもの

日本式殉死

であつて、一重、二重或は三重となり、普通には圓筒のみであるが、また鳥馬、人物又は家形などを配したのもある。恐らくこの傳説は埴輪を作る職業を世襲せる土師氏の古傳で、支那に起原を有し、後ち我が國に入り來れる殉死に埴輪の起原を附會し、その祖先たる野見宿禰の事蹟に織り込んだ物語であらう。殉死が大化改新直前に行はれて居たことは孝德天皇紀に明證がある、しかし我が日本民族の國民性から觀て、元來殉死のやうな無慈悲な習慣があつたとは考へられぬ、どうしても支那もしくは朝鮮から輸入されたものである。若し我が國に最初からあつたとすれば、強迫的のものにあらずして自由意思より起れる殉死、即ち乃木大將の明治天皇に殉死せられたやうな武士道的のものであつたに相違ない。垂仁天皇が崩せらるゝや、常世國に使せし田道間守が天皇の御生前に復命し得なかつたことを悲しみ、御陵に參り自ら死んだといふことが日本書紀に見えてゐる、それこそ立派な日本式の殉死である。

かくて朝廷の勢威は益々發展して、次第に熊襲及び蝦夷の二異民族と接觸することゝなり、遂に之を掃討しなければならぬ時運に入つたのが、第十二

熊襲征伐

代景行天皇の御代であつた。先づ熊襲は恐らく九州の南部からその勢力を

擴げて來たものであつたらうから、我が皇化の發展によつて次第にその據有地と接近し、こゝに衝突を見るに至つたと思はれる。日本書紀によれば、初度

は景行天皇の親征(肥前風土記及び豊後風土記参考)、二度目は皇子小碓尊の征

服となつて居るが、古事記には最初から小碓尊の御征伐と記してある。小碓

尊が女装して梟帥を斃し、梟帥その武勇に感じて日本武尊の尊稱を奉つた説

話は小碓尊の如何に武勇におはせしかを證すべき英雄傳説となすべく、こゝ

に八十梟帥時代は日本武時代となつて、我が朝廷の統一事業は更に一層進展

したのである。併しこの御代に熊襲が必ずしも全く服従したのでなく、復た

後に仲哀天皇の親征となつたと傳へられてゐる。

蝦夷民族は古くから東國に蟠居し、遠く奥羽まで擴がつてゐた、しかも中心

があつて一つに纏められるまでに文化が進んで居らず、また漁獵時代であつ

て、石器を使用してゐた、そして如何にも兇暴なる習性を有し、容易に我が皇化

に服しなかつた。且つその勢力の強大なりしたために、容易に服従せしむるこ

日本武尊

蝦夷征伐

とが出来ず、平安奠都時代に入るまで猶ほ化外の民となつて朝廷に抗してゐるものもあつた。景行天皇の御代にこの強暴にして蕃衍せる蝦夷民族と衝突するに至りしは、一方に於いて我が朝廷の勢力がますます發展したことを示すもので、日本武尊はこゝに東征の途に上られた。日本書紀ではその前に武内宿禰を蝦夷の視察に巡廻せしめられたことになつて居るが、それが傳説であるにせよ、その報告の記事には蝦夷の状態が簡単に善く寫されて居る。

即ち東夷の中に日高見國あり、その國人男女並びに椎結文身、人と爲り勇悍なり、是を總て蝦夷といふ、また土地沃壤にして曠し云々とあつて、當時蝦夷の根據地は日高見國といはれてゐる、その日高見國が如何なる地點であるかはまだ學者の間に定説がない。尤もこの日高見國といふ語に就いては釋日本紀以來いろ／＼の説があるが、近くは喜田貞吉博士の如きは鄙の棲處の意にして蝦夷の住地を指すといふ説を出され、東北文化研究第一編、延喜式祝詞にある大倭日高見國を、大和なる蝦夷の住地の義に解かれ、また津田博士の如きは東方日に關する一の精神上の名稱であらうといつて居られる。思ふに本來

日高見國

は必ずしも蝦夷の根據地のみを指した語でなく、東方の或る地名から變じて蝦夷の住地の名となつたものか、又はもと蝦夷の言葉で一つの意義を有する語ではあるまいか。日本書紀日本武尊東夷征討の條、及び景行天皇東國巡視の條や、風土記逸文に收めたる常陸風土記(仙覺萬葉抄所引)によれば、まづ常陸の北部あたりを指してゐるらしい、そして其名稱が少しく訛つて今の北上川の名に残つてゐるのであらうとはまた喜田博士等の説である。

日本武尊が蝦夷征討の爲め出發せらるゝや、先づ伊勢皇太神宮に詣で、倭姫命から神劍を賜はつたといふ説話には、蝦夷征伐が如何に重大性を有せしかが察せられ、また蝦夷が如何に凶暴であつたかをも想像するに足るであらう。日本書紀には日本武尊が蝦夷征伐の途上まづ駿河に於いて凶賊を平定されたと云ひ、かの野燒物語が残つて居る。それは凶賊が火を野に放ちて尊を燒かんとしたとき、尊が迎火を以て却つて賊を燒き殺されたといふ説話であつて、草薙の神劍の名稱を説明する爲めに出來たものとも見られるが、また東國地方に於いて行はれてゐる野燒もこの物語が作り出された要素であるまい

野燒物語

橘姫入海物
語と吾妻傳
説

か。聞くところによれば、迎火なるものは今も亞米利加印度人が行つてゐること、亞米利加大平原で野火が起ると、それが非常な勢で進んで来る。そこで彼等は自ら立てるところに、別に火をつけ、此方より逆に野を焼き拂つて野火の危険から脱出するさうである。また弟橘姫が相摸の馳水はしづみの海に身を投じて海神を慰め風波を静め給へる説話も、近世に至るまで行はれて居る迷信の一で、吾妻傳説の一部として日本武尊の物語になつてゐるのであらう。

日本武尊東
征の地理的
考證

日本武尊の東征については、從來その經過したまへる地方の考證がまた問題となつて居る。史學雜誌第二編に中山再次郎氏の「日本武尊東征地理考」あり、又た同誌第五編に久米邦武博士の「吾妻國考」あり、重野安釋博士も同誌第一編に「日本武尊の事について史家の心得を公にされたが、中にも久米博士は確井峠を相摸足柄に擬し、上野確井説を否定された。されど之とても恐らく吾妻の語原を説明せんがために出来たものに過ぎないのであつて、日本武尊の御道筋の如き固よりの確に之を考證し得べき性質のものでない。古事記に足柄山とし、日本書紀に上野確井峠となす、必ずしも之を決定する要はないであ

日本武尊東
征の奥地

らう。

日本武尊の東征された奥地は日高見國と日本書紀に見えて居る。蓋し常陸の北部附近であらう。後に景行天皇が巡幸せられたと稱する道筋に比定して見れば、多少見當がつくやうである。大體からいへば、日本武尊の巡撫克服されたのは東海道方面の蝦夷民族であつた。尊は歸路美濃に至りて病を得たまひ、遂に伊勢の能褒野に薨せられたと傳へられてゐるが、その御墓から白鳥が飛び出したといふ説話には道教的色彩が存してゐるのである。又日本武尊の御病氣は重野博士の史學雜誌第一編「日本武尊の事について史家の心得」に今の脚氣なるべしと推定してあるが、それは日本書紀の文に膽吹山中で山神の毒氣に遇ひ失意して酔へるが如しとあるのに出た説で、かゝる記載を直ちに實際あつたこととし、病名を判斷するは甚だ危険である。富士川游博士によれば、脚氣は近代に至りはじめて我が國に生じた病である。

日本武尊によつて克服せられた蝦夷は、重に上總下總邊から常陸に居つた蝦夷、即ち東海道方面の蝦夷であつて、東山道筋の蝦夷はまだ中々強盛であつ

日本武尊の
御墓説話と
御病名

東山道筋の
蝦夷殺撫

後世常陸上野は太守の住國となる

國造と稻置

たらしい。されば景行天皇紀に、日本武尊の薨去せられた後、彦狹島王を東山道十五國の都督に拜し給うた後、更に御子御諸別王を遣して東國を治めしめられたところ、蝦夷また騷動を起したので、之を撃たれたと見えて居る。東山道筋の綏撫が猶ほ續行されたことが察せらるゝ。その治所は後に上野下野の二國となつた毛野國である。そして次第に白河關以北に蝦夷を驅逐し、東北の拓植が進んだけれど、坂上田村麻呂の征討まで屈服せしむることが出来なかつた。後に常陸と上野とがその國守を太守と稱し親王の任國と定められたのも、國として久しく重要な位置を占めたためだといはれてゐる。

古事記や日本書紀では景行天皇の頃に一ト通り東西の異民族を平定驅逐せられたことゝなつて居り、次の御代成務天皇の朝には、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置くことになつて、神武天皇以來國造、縣主等を置き來つた地方制を整頓し、國縣邑里等を定めたまうたと傳へられる。舊事本紀の國造本紀には、諸國に國造の置かれた時代が記載されてゐて、神武天皇以來雄略天皇の御代までその次第に増加して行つた情勢を観ることが出来る。そして成務天皇

の御代に置かれた國造が最も多いのは注意すべきことであらう(栗田寛博士の國造本紀考及び栗里先生雜著所收「國造族類考」參考)。

第三 韓土服屬時代

氏姓時代に於ける日韓の關係

氏姓時代に於ける日韓の關係について、纏まつて早く世に出でたものは吉田東伍博士の日韓古史斷であつたが、その後の研究も後に表示するが如く、多數に上つて居る。しかもこれは氏姓時代史の重要な半面を語るものであつて、この時代に於いて我が國家社會を一大進展せしめた所以は日韓の關係を外にして説明することが出来ないといふも敢て過言でない。固より日韓の間に行はれた交通は早く神代以來といつてもよいが、國際的關係が具體化し、我が國家社會に著しく大陸文化の要素を加へしむることゝなつたのは、この時代に入つてからといつて可い。

日本書紀では、崇神天皇の御代の末、大伽羅國から朝貢の使が穴門(今の長門)に來り、更に越前敦賀に出で都に入つたところ、既に崩御後なりしたため、垂仁天

皇は父天皇の御名を取りて任那の國號を賜うたとあるのを初見とするが、この國號を賜うた事は他に確證がない、或は任那が崇神天皇の御諱御間城と國音相近きより、他の地名と同じやうな起原説話を生じたものかも知れない。朝鮮方面の史料に、任那の國號が見えてゐるのは僅に、高麗の好太王碑、三國史記の一節及び眞證大師の碑に見えて居るぐらゐであるが、元來大加羅あたりを任那と呼んでゐたにしても、必ずしも大加羅のみに與へられた國號でなく、時によつて廣狹の差があつたことは、日本書紀を通讀すれば分明である。

魏志によれば、早くから弁韓地方殊に大加羅とわが國との間には交通が行はれて居た、そして漢の建安年中に置かれた帶方郡(帶水即ち今の漢江の下流を中心とする地方であらう)と我が國との交通が開けると、この地が中繼の場所となるに至つたやうである、それが支那の三國時代まで續いたらしい。當時南朝鮮は馬韓、秦韓、弁韓の三韓に分れ、各多くの小國から成り立つて居たのが略、我が大和開都時代に恰當してゐる。この馬韓の諸國が百濟によつて統一され、秦韓の國々が新羅によつて統一されたのに、弁韓だけは、その國々が六

伽耶國となり、その一が慶尙南道金海地方を據有して勢力ありし大伽耶國即ち大加羅國(伽耶と加羅とは相通じて用ゐられてゐる)であつた、そして朝鮮史ではこの新羅、百濟と後に擧ぐる高麗(高句麗)とが鼎立して居た時代を三國時代といふのである。大加羅國が我が國に使を遣したのは、恐らく新羅の壓迫に苦しみ、聲援を求めたのであらうが、たゞ大和朝廷の勢力がまだ九州まで及んで居なかつたと思はれる崇神天皇の御代に起つた史的事象としては如何であらう、新撰姓氏錄吉田連の條に、この時國宰を彼の國に遣はされたとあれど、直ちに信する譯には行かない。或は大加羅國をはじめ任那地方が我が保護の下に立つたのは、仲哀天皇の御代若しくは之に近き時代まで降さねばなるまいが、それは上に述べたやうな因縁が早くからあつたからであらう。

大加羅國の使蘇那曷叱知が上陸したと傳へられる越前敦賀の津は北陸道に於ける皇化發展の根據地であつたらしく、氣比神宮もこゝに創建せられてゐた重要な地である。當時攝津の難波津未だ開けず、仲哀天皇の熊襲征伐にも天皇は紀伊の徳勒津から、皇后はこの敦賀から九州に向ひたまうたと日

本。書。紀。を。見。て。も。大。和。地。方。と。九。州。や。朝。鮮。と。の。往。復。は。も。と。多。く。敦。賀。を。も。出。發。點。と。し。て。居。た。の。で。あ。り。難。波。津。か。ら。瀬。戸。内。海。に。よ。る。交。通。の。開。か。る。、。以。前。に。日。本。海。岸。を。傳。は。る。航。路。が。既。に。存。在。し。た。こ。と。、。推。察。さ。れ。る。、。ま。た。前。に。も。い。つ。た。や。う。に。日。韓。の。交。通。は。早。く。開。か。れ。て。ゐ。た。の。で。あ。る。か。ら。仲。哀。天。皇。が。新。羅。の。國。の。有。無。を。疑。ひ。給。ひ。し。傳。説。は。神。功。皇。后。が。婦。女。子。の。御。身。を。以。て。皇。軍。を。督。し。給。ひ。し。こ。と。か。ら。天。皇。の。崩。御。を。神。異。に。托。せ。ん。と。し。て。起。つ。た。も。の。と。い。へ。よ。う。

日。本。書。紀。神。功。皇。后。紀。四。十。七。年。の。條。に。新。羅。百。濟。二。國。の。調。使。が。參。朝。し。た。と。き。神。功。皇。后。應。神。天。皇。は。大。に。喜。び。た。ま。ひ。先。皇。の。望。み。た。ま。ひ。し。國。人。來。朝。せ。り。と。宣。ひ。し。こ。と。が。見。え。て。居。る。の。で。韓。土。服。屬。は。仲。哀。天。皇。の。欲。慮。に。出。で。た。と。す。る。の。が。妥。當。で。あ。ら。う。日。本。書。紀。の。記。事。に。は。皇。后。が。神。の。告。に。よ。つ。て。金。銀。眼。も。耀。く。ば。か。り。の。寶。の。國。た。る。が。爲。め。に。新。羅。を。討。た。れ。た。や。う。に。な。つ。て。ゐ。る。が。實。は。我。が。國。と。因。縁。を。有。し。て。ゐ。た。任。那。諸。國。を。危。急。存。亡。の。際。に。新。羅。か。ら。救。ひ。出。さ。ん。と。し。た。出。師。で。あ。つ。た。と。推。測。さ。れ。る。少。く。と。も。任。那。諸。國。が。我。が。保。護。國。と。な。り。我。が。國。が。日。本。府。を。置。い。て。國。司。を。派。遣。せ。ら。れ。た。の。は。必。し。も。仲。哀。天。皇。の。御。代。を。溯。る。も。

神功皇后の
新羅克服

のでなく、我が皇威が大に南朝鮮に擴張せらるゝに至つたことは、神功皇后の新羅克服を中心として考察せらるべきであらう。

尤も神功皇后の新羅克服は朝鮮の史籍には三國史記をはじめ何等の記載がない、併しこの後の日韓關係から觀て、古事記や日本書紀の記事は或點まで確實であらねばならぬ。それに三國史記の王系も當初の數代は少くとも信を措くに足らないのであるから、寧ろ日本書紀に見えてゐる新羅王波沙寐錦を同書の婆娑尼師にしきま今に擬定し、この新羅克服を認むべきであらう。また我が國が百濟と關係を生じたのは應神天皇の御代であり、近肖古王の時代に當つてゐる史學雜誌第八編那珂通世博士上古紀年考、那珂通世著等參考、そして百濟王は永く我が國に背かざるを誓つたのであるが、それは恐らく高麗の故國原王の時代であつて、恰も高麗百濟互に相攻伐してゐたのであるが、高麗はやがて好太王の下にますゝ盛になつて來た。南滿洲輯安縣通溝の東一里東崗にある好太王の碑に、倭以辛卯年來渡海、破百殘□□羅、以爲臣民とある辛卯は、蓋し基督紀元三百九十一年に當り、我が軍が百濟を援け新羅を撃ちし

好太王の碑

ことを指したものであらう、好太王の十四年には我が軍は高麗を討つて平壤にまで追つたことが、またこの碑文に見えてゐる。その後高麗は北方に雄視し、新羅は南朝鮮に勢力を振張せんとし、しかも一面に於いて新羅、高麗がまた我が國に朝貢した間に、我が國は任那を統監し、百濟は我が國に依頼してその國を保つたことは、こゝに韓土服屬時代を出現したのである。

日韓の關係を研究するについては、不正確な日本書紀の紀年を正してからこれに入らねばならぬことは、總説國史の範圍の章に述べた通りである。左に史學雜誌に載せられてゐる日韓關係の論文を列記して參考とする。

日韓關係の
研究と日本
書紀の紀年
史學雜誌の
日韓關係論
文

- 三韓文學原始及歴史考
- 古代半島諸國興廢概考
- 高麗好太王碑銘考
- 加羅の起源
- 古朝鮮三國鼎立形勢考
- 古朝鮮三國鼎立形勢考を讀む
- 高句麗古碑考
- 加羅の起源續考
- 菅 政 友(第二編)
- 吉田 東 伍(第二編)
- 菅 政 友(第二編)
- 林 泰 輔(第二編)
- 坪井九馬三(第三編)
- 林 泰 輔(第四編)
- 那珂通世(第四編)
- 林 泰 輔(第五編)

高句麗開土王(好太王)碑

南滿洲奉天省輯安縣通溝を距る一里餘温平堡東崗碑石街にあり、高二丈二尺、帶綠灰色の凝灰岩より成れる巨碑四面に一千八百餘字の龍文が刻されてゐる。好太王の薨後三年に建てられ、王の偉績と建碑守墓の由來等を録したものである。此の寫眞はその第一面で、第九行に倭以辛卯年來渡海破百殘□□□□繼以爲臣民とあるなど、朝鮮が我が國に服屬してゐた時代に倭(日本)、新羅、百殘(百濟)、任那、加羅等の文字も見えて、史籍の闕を補ふべき資料が少くない。

朝鮮古史考

朝鮮樂浪玄菟帶方考

百濟考

朝鮮古史傳說考

朝鮮古代諸國名稱考

朝鮮古代地名考

朝鮮古代官名考

朝鮮史籍考

日本書紀に見えたる韓語の解釋

羅馬字索引朝鮮地名字彙略評

朝鮮地名字彙略評に答ふ

朝鮮地名字彙略評に答ふに答ふ

朝鮮地名字彙略評について再び幣原君に問ふ

朝鮮地名字彙略評につきて再び幣原君に答ふに答ふ

郡村の語源を論じて専門大家の御教示を乞ふ

中田君の郡村に就いての考を讀む

再び郡村の語源に就て

三たび郡村の語源に就て

那珂通世(第五—七編)

三韓考

三國文化考

白鳥庫吉(第五編)

白鳥庫吉(第五編)

白鳥庫吉(第五—六編)

白鳥庫吉(第七編)

林泰輔(第七編)

白鳥庫吉(第八編)

幣原坦(第十四編)

金澤庄三郎(第十五編)

幣原坦(第十五編)

金澤庄三郎(第十五編)

幣原坦(第十五編)

中田薰(第十五編)

白鳥庫吉(第十五編)

中田薰(第十五編)

中田薰(第十六編)

第二章

氏姓時代(韓土服屬時代)

第二章 氏姓時代(韓土服屬時代)

五六

韓國古代村邑の稱呼たる喙評、邑勒、標魯及須祇の考
中田君が韓國古代村邑の稱呼たる喙評、邑勒、標魯及須祇の考を讀む

中田 薰(第十六編)

韓國古代村邑の稱呼に就いて白鳥博士に答ふ

白鳥 庫吉(第十六編)

韓國古代城邑の稱呼たる忽(Ko)の原義に就て

白鳥 庫吉(第十六—十七編)

可婆根考

中田 薰(第十六編)

喙評の原義

宮崎道三郎(第十七編)

日韓兩國語の比較研究

宮崎道三郎(第十七—十八編)

國語に於ける敬稱語の原義に就て

白鳥 庫吉(第十七編)

朝鮮古地名の二三について

坪井九馬三(第二十編)

日韓の古地名に就いて

金澤庄三郎(第二十一編)

百濟國都漢山考

今西 龍(第二十三編)

高句麗疆域沿革考

箭内 互(第二十四編)

日本百濟交渉志稿

樋口隆二郎(第二十四編)

丸都城及國內城考

白鳥 庫吉(第二十五編)

丸都城及國內城の位置に就いて

鳥居 龍藏(第二十五編)

國內城及び丸都城の位置

關野 貞(第二十五編)

三韓考

坪井九馬三(第二十四編)

三韓古地名考

坪井九馬三(第二十五—二十六編)

三韓古代名考補正

前間 恭作(第二十六編)

三韓古地名考補正を讀む

鮎貝房之進(第二十六編)

その他、津田左右吉博士の如き、わが古代文獻に對する嚴密なる批判を下して日韓關係を辿らうとして居る學者があり、また考古學の方面から遺物の調査を進め、文化的交渉を研究せんとする學者もあつて、今や日韓の關係は次第に闡明せられつゝあるのである。

我が國はかくて政治的に朝鮮半島に於いて優越なる地位を占むるに至つた。そして任那に日本府を置いて國司を任じ、事あれば將軍を派遣した。この任那日本府が、初め大加羅國即ち今の慶尙南道金海地方にあつたことだけは明であるが、その跡既に亡びて亦たこれを訪ぬるよしもないのは遺憾である。余が實地踏査の結果では、或は金海の邑内から馬山及び熊川に出づる途中、凡そ一里ほど隔たれるあたりらしく推定される。恐らく當時朝鮮から我が國への交通路は洛東江口もしくは鎮海灣から對馬、壹岐の西岸を経て肥前の松浦に出で、筑前難津(今の博多)に至り、そして瀬戸内海に入つて難波津(今の大阪)

任那日本府

難津と難波

に着いたのである。従つてこの後、難波津と難波津とは我が國の二大要港として次第に繁昌し、北陸の要港敦賀はこゝに衰へ、後ち聖武天皇の御代渤海國の使が來朝するまで殆んど聞ゆるところがなかつた。

日本書紀には、神功皇后新羅を克服し給ひしとき、百濟、高麗も共に營外に來り降つた趣を載せてあるが、前にもいつた通り、百濟の服屬したのは恐らく應神天皇の御代(神功皇后攝政時代)であつて、神功皇后四十六年紀に、百濟の使の詞に、本國東有貴國、然未曾有通云々と見え、千熊長彦が百濟王と誓ひしはその三年後である。また高麗は扶餘族を中心として發展した國で、滿洲方面の廣大なる領土を根據とし、朝鮮半島の北部と西部とを占有して、勢頗る盛であり、新羅を抑へて百濟を侵してゐたが、その我が國に朝せしも、また應神天皇紀にあるを初見とする。尤もその上表に高麗王教、日本國と我が國を屬國視した無禮の辭ありしたため、菟道稚郎子皇子怒つて之を卻けたまひし記事があり、好太王碑にも、我が國と衝突してゐた明文があるから、その我が國に服してゐたかは問題である。寧ろ新羅を藩屏として我が國に當らしめ、その間に百濟を

百濟の服屬

我が國と高麗との關係

日韓關係と筑紫

壓迫せんとしてゐた。之に反して百濟は高麗の壓迫から免かれんが爲めに我が國に倚賴し、我が國はまた百濟によつて高麗の南下を妨げんとし、能ふだけ百濟を庇護した。そして百濟王はその女を我が皇室に納れ、王子を質として我が國に留まらしむるほど恭順であつた。それで筑紫は韓土に對する要地として、應神天皇の御代に武内宿禰に命じて之を監察せしめられたこともあつた。くらゐで、後ち任那日本府が廢せられてから、筑紫の都督府を置き、やがてまた之を太宰府と改めて、九國二島を管せしむることになつた。またこの後、朝鮮に出した我が軍に、多く蝦夷、平定に關係した東國の人々などが用ゐられてゐたことも注意すべきであらう。

如上の日韓關係は、朝鮮から我が國に渡來し且つ歸化するものをして、遽かに増加せしめ、中には朝鮮にありし支那系統の人々にして歸化するものも多かつた。是等の歸化人は、秦氏の如く、多人數の部族を率ゐて移住し來たので、我が國の工藝文物が長足の進歩を爲したのは、多く彼等の力であつた。朝廷でも氏族制度の下に、これ等の歸化人を優遇し、各その職によつて氏姓を賜ひ、

歸化人の優遇

土地を給せられた彼の史の職の如き、我が國に支那文學を輸入した阿直岐及び王仁の一族に占められ、それが東西文部の祖となつてゐる。共に百濟から歸化して來た人で、菟道稚郎子皇子はこの二人を師とし學ばれたと傳へられてゐる。古事記には王仁が來朝せしとき論語及び千字文を上つたと記してある。この論語については史學雜誌第六編に島田重禮博士の「百濟所獻論語考」があり、別に異つた説もないが、千字文に就いては、新井白石がその著同文通考に於いて、天地玄黃と書き出してある梁の周興嗣の千字文でなく、凡將篇、太甲篇、急就章等の小學の書を誤り傳へたのであらうと説き、島田博士も帝國學士會院雜誌第十六篇にまた殆んど同説を述べられてゐる。これは日本書紀紀年の誤謬を考慮に入れなかつたために生じたのであつて、矢張り周興嗣の千字文としてよいのであり、恐らく古事記の記載は文學傳來の一説話に儒書と手本との代表的書名を擧げたに過ぎないであらう。

王仁の家はもと支那から朝鮮に移つて來て、初めは樂浪郡に榮えてゐたらしい、平壤の附近なる樂浪時代の古墳にも王平、王盱、王雲などいふ人々の墓が

發見せられてゐる(東京帝國大學考古學研究室編樂浪參考)。樂浪の郡治が衰へた後、南下して百濟に居つた王氏の一人が恐らく王仁であつたらう、その子孫の一人、船史の祖王辰爾の如きは鳥の羽に書いた高麗の國書を読んだことで有名である。河内の松岡山にはこの王辰爾の子王後の墓がある。寛永年間に發掘され、その折古鏡と共に出土した墓志は今三井源右衛門氏の所藏に歸してゐる。また王仁は難波津にさくや此花冬ごもり今をはるべとさくや此花なる歌を詠んだと傳へられてゐるが、この歌は古今集の序文に載せられたのが最も古い。その古注や清輔の殘異抄など作者を王仁と定めてあるが、後世の學者は賀茂真淵をはじめ之を疑ひ出した。國學院雜誌第十三卷に鳥野幸次氏がまづ正史を表に、格調を裏に、二面から考へつめて、一、難波朝のものにあらず、二、隨つて王仁の作に非ず、三、奈良朝の末ごろ古を思つてよんだのであらうと斷じ、加藤宇萬伎の竟宴説なども大に傾聽すべきものであつて、これには彼の同じく日本紀竟宴に、仁徳天皇を詠じ奉つた「高きやに云々の歌が扶桑略記水鏡または古今序注などに天皇の御製として誤傳され、大に後世を迷はして

ある事なども傍證とすべしといひ、最後に「古今集時代には既にこの歌を難波朝の天皇を祝し奉つたものだ」と信じて居り、古今集の編者も、景樹のいつたやうに、或は王仁と信じて居たらしく、兎に角、淺香山の歌と相並べて和歌の父母とまで立てらるゝには、多少の縁由がなくてはならぬ、即ち後人の附注したやうな歴史的事實は、當時の人の腦中に反映してゐたのであり、一は以て聖代の初を頌し、一は以て人和を助けた國風の美、これにしくはないと思つたためではあるまいかと結んであるのは蓋しこれに解決を與へたものであらう。

ついで應神天皇崩御になり、大鷦鷯尊と菟道稚郎子皇子と互に位を御譲り遊ばされて三年に及んだといふ。これを儒教輸入の影響に歸する人が多いけれど、よしやこの説話に儒教の分子が多く加はつてゐるにせよ、猶ほ政治的にも背後に隠れたる事情があつたのではあるまいか。古事記によれば、應神天皇が近江に行幸の途、山背の木幡村で一人の美女を見たまひ、之を幸せられてお生れになつたのが菟道稚郎子皇子であつて、皇子は有力なる後援を有せられなかつたらしい、之に反して大鷦鷯尊の御母は品陀真若王の女であり、既

大鷦鷯尊と
菟道稚郎子
皇子

に年長にもまし／＼のみならず、その妃は武内宿禰の子葛城襲津彦の女であつたから、また武内宿禰一族の後援があり、父天皇すら、尊には一目を置いて居たまひしことは、日向諸縣君の女、髪長比賣との物語でも推知せられる(日本書紀。應神天皇十三年紀及び古事記。参考。伴信友がその隨筆比古婆衣伴信友全集。所收)。武内宿禰が敦賀より歸りての答歌は、大鷦鷯尊の將來を祝つたものであると論じて居るのは一顧の價があるであらう。大鷦鷯尊がかく菟道稚郎子皇子の上に出でたまうたとすれば、父天皇の御寵愛がたとひ菟道稚郎子皇子にあつたとしても、皇子が大鷦鷯尊に位を譲りたまふに至つたのは、或は已むを得ない事情もあつたかと想はれる。

菟道稚郎子皇子が推稱したまひしやうに、大鷦鷯尊は御歴代の天皇の中で傑出された御方で、聖帝と申し上げ、後に仁徳天皇と諡號を奉つてゐるほどである。氏姓時代の最も盛なる時代は蓋しこの御代より履中天皇、反正天皇、允恭天皇、安康天皇を経て雄略天皇に至る數代であつた、それは先づ天皇が難波に都を遷し、積極的態度に出で給ひしことにも現れてゐるといへよう(難波

大和朝廷の
隆盛時代

京については大阪市史喜田貞吉博士著帝都及び大阪毎日新聞社發行大阪文化史論等參考。尤も安康天皇の御代の頃には少し下り坂となつたが猶ほ南朝鮮の統治がよく行はれてゐた、それが雄略天皇の御代から少しく離叛の色が見えて來た、そして欽明天皇の御代に入つて、日本府は遂に亡んでしまつた。この間に於ける皇室の隆盛を表徴してゐるもの、一は御陵墓である。

歴代の御陵

御陵墓の調査については蒲生君平の山陵志などをはじめ、日本歴史地理學會から出た皇陵もある。神武天皇以來孝靈天皇までのものはその形式も正確に傳はらず規模亦小さい様であるが、その後所謂前方後圓墳となり、境域も廣大であり、御陵の周圍には環渚を繞らし、殊に應神天皇、仁德天皇の御陵は最も雄大を極めてゐる。應神天皇御陵は二重の環渚、封土三段に築がれたる前方後圓墳であつて、前後の徑二百二十五間、後圓の徑百三十三間、前方の幅百六十間、高さ前方四十二尺、後圓六十四尺に及び、仁德天皇御陵は三重の環渚、封土三段に築がれたる前方後圓墳で、前後の徑二百六十九間、後圓の徑百三十間、前方の幅百六十八間、高さ前方後圓共に百十餘尺、環渚の内渚は幅の狭い處でも

世界第一の廣大なる山陵

前方後圓型古墳

圓墳型古墳

三十五間、廣い處は六十四間、敷地總面積は實に十四萬坪といふ廣大なもので、殆んど天然の山のやうに遠くから望まれる。世界に於いて一番高い帝王陵は埃及のピラミッドであらうが、境域の廣大な點ではこの應神仁德二天皇の御陵が世界第一といはねばならない、そこに當時わが皇室の御威望と國民の抱負とが如何に大きかつたかを窺ふ事が出來よう。日本書紀には仁德天皇の御陵は既に御治世の間に築がれたと傳へられてゐる、聖帝と稱せられ給ひし天皇に對し奉り、國民が御陵營築のために出來る限りの力を盡した事が偲ばれるのであるが、それが他の山陵にも同様であつたと推測し得るならば、當時の御陵が高大なる所以も半ば解せられるであらう。此の前方後圓型の御陵は先づ欽明天皇の御陵まで續いて居り、環渚も同天皇のものあたりから半ば形式的になつてゐる。恰も皇化發展時代と韓土服屬時代とに於ける御陵が前方後圓型といつてよいのであつて、地位の高い有力なる豪族もまたこれに倣つたことは今諸地方に遺つてゐるものでも證明される。勿論この時代にも所謂圓墳が既に存在して居り、また一體に雄大なる規模を有し、中には

環渚を繞らせるものもあつた、筑後國三瀬郡大善寺村にある御塚が圓墳で二重の環渚を有し、それと並んである權現塚がまた同じく圓墳で三重の環渚を有して居るなど、地方に於ける珍しい實例である。然るに、用明天皇以後になれば、歴代の御陵は圓墳若しくは方墳、上圓下方墳となり、その大きさも幾分小さくなつて來たが、さればとて前方後圓墳が全く亡びたのではなく、前方後方墳の如き特種のものも現れてゐる、その實例は下野の那須野や出雲の松江附近大庭村などに見ることが出来る。

これら古墳墓には生前に使用されたる遺物が副葬品として埋藏されて居るので、考古學的調査の結果、當時の貴族社會の生活状態は或る點まで知ることが出来る、高橋健自博士の古墳と上代文化は簡單ではあるが一寸纏まつたものである。それが大化改新に至つて、これ等の墓に金銀錦綾五綵等を藏する事を禁じ、皇族以下の墓制を定められ、皇族の御墓でさへ、内の長さ九尺、濶さ五尺、外域は方九尋、高さ五尋と限られることになつた。

氏姓時代の陵墓制に就いては、その起原に關し未だ定説がない。圓墳とい

方墳
上圓下方墳
前方後方墳
古墳

古墳墓の副葬品

墓制に對する道教の影響

墓制に對する佛教の影響

御歴代陵墓名稱所在表
其一

ひ、方墳といひ、或はもと支那に淵源するものであつて、前方後圓墳はこの圓墳と方墳とを結び合せたものであるかも知れない、そして副葬品に神獸鏡など多く藏せるは、恐らく道教の影響があるかと推測される。然るに佛教が渡來したのは晩くも欽明天皇の御代であつたのに、初めその影響は割合に少いやうである、強ゐていへば用明天皇以後の御陵が前代に比して小さくなつてゐる外は、蘇我入鹿の墓と傳へられてゐる大和今來の蓮花塚の石棺に蓮華が彫刻してあるくらいだが、まづ佛教の影響といつてよいであらう。大化の改新にも墓制に制限を加へられたが、佛教が之に一大影響を與へたのは文武天皇のころ火葬が行はるゝに至つた以後である。

歴代陵墓名稱所在表(其一)

延喜式に神代以來御陵の名稱が掲げてあるが、その所在地等は載せてない、この表は徳川時代以來、屢々調査を経て、今宮内省で定められてゐる所である。
先づ第一期として持統天皇に至るまでをこゝに掲出する。第二期である文武天皇以後後三條天皇までのものは平安奠都時代に挿み、第三期白河天皇陵から仁孝天皇陵まで、第四期孝明天皇以後及び親王家御墓等の表は合せて群雄爭鬪時代に挿入して置く。御陵は全部これを掲出し、御墓は特にその主なるものに止めた、且つ所在の外、現狀等を附記し、圓墳には

直徑、前方後圓墳には長徑を示し、方墳、上圓下方墳には基底一邊の長さを示し(間を以て單位とする)、また環濠陪冢の有無を注して置いたが、猶ほ合葬のものにもその旨を注することにした。敏達天皇皇后の陵に特に改葬と注記したのは、同陵が徳川時代に特別なる改葬があつたからである。

- 瓊々杵尊可愛山陵 鹿兒島縣薩摩郡川内町大字宮内
- 彦火々出見尊高屋山上陵 鹿兒島縣始良郡溝邊村大字麓
- 鷲草葺不合尊吾平山上陵 鹿兒島縣肝屬郡始良村大字上名
- 彦五瀬命竈山墓 和歌山縣海草郡三田村大字和田
- 一 神武天皇畝傍山東北陵 奈良縣高市郡畝傍町大字洞
- 二 綏靖天皇桃花鳥丘上陵 奈良縣高市郡畝傍町大字四條
- 三 安寧天皇畝傍山西南御陰井上陵 奈良縣高市郡畝傍町大字吉田
- 四 懿德天皇畝傍山南織沙溪上陵 奈良縣高市郡畝傍町大字池尻
- 五 孝昭天皇掖上博多山上陵 奈良縣南葛城郡大正村大字三室
- 六 孝安天皇玉手丘上陵 奈良縣南葛城郡掖上村大字玉手
- 七 孝靈天皇片丘馬坂陵 奈良縣北葛城郡王寺町大字王寺
- 大吉備津彥命墓 岡山縣御津郡一宮村大字尾上
- 倭迹々日百襲姬命大市墓 奈良縣磯城郡織田村大字箸中

- 八 孝元天皇劍池嶋上陵 奈良縣高市郡畝傍町大字石川
- 九 開化天皇春日率川坂上陵 奈良縣奈良市油坂町
- 日子坐命墓 岐阜縣稻葉郡岩村大字岩田

- 一〇 崇神天皇山邊道勾岡上陵 奈良縣磯城郡柳本町大字柳本
- 一一 垂仁天皇菅原伏見東陵 奈良縣生駒郡都連村大字尼辻
- 皇后日葉酢媛命狹木之寺間陵 奈良縣生駒郡平城村大字山陵
- 五十瓊敷入彦命宇度墓 大阪府南和泉郡淡輪村字東陵
- 一二 景行天皇山邊道上陵 奈良縣磯城郡柳本町大字澁谷
- 皇后播磨稻日太郎姬命日岡陵 兵庫縣加古郡氷丘村大字大野
- 日本武尊能褒野墓 三重縣鈴鹿郡川崎村大字田村
- (白鳥陵) 奈良縣南葛城郡秋津村大字富田
- (白鳥陵) 大阪府南河内郡古市町大字輕墓
- 一三 成務天皇狹城盾列池後陵 奈良縣生駒郡平城村大字山陵
- 一四 仲哀天皇惠我長野西陵 大阪府南河内郡藤井寺町大字岡
- 神功皇后狹城盾列池上陵 奈良縣生駒郡平城村大字山陵
- 一五 應神天皇惠我藻伏崗陵 大阪府南河内郡古市町大字譽田

- 皇后仲姬命仲津山陵 大阪府南河内郡道明寺村大字澤田 前方後圓墳(一五八)環濠・陪冢
- 菟道稚郎子皇子宇治墓 京都府宇治郡宇治村大字菟道 前方後圓墳(四二)環濠
- 一六仁德天皇百舌鳥耳原中陵 大阪府堺市軸松村 前方後圓墳(二六一)三重環濠・陪冢
- 皇后磐之媛命平城坂上陵 奈良縣生駒郡都連村大字佐紀 前方後圓墳(八五)二重環濠・陪冢
- 一七履中天皇百舌鳥耳原南陵 大阪府泉北郡神石村大字上石津 前方後圓墳(一八六)環濠・陪冢
- 磐坂市邊押磐皇子墓 滋賀縣蒲生郡市邊村大字市ノ邊 圓墳
- 皇孫飯豐青尊埴口墓 奈良郡北葛城郡新庄町大字北花内 前方後圓墳(四五)環濠
- 一八反正天皇百舌鳥耳原北陵 大阪府堺市三國丘町字田出井 前方後圓墳(七一)環濠・陪冢
- 一九允恭天皇惠我長野北陵 大阪府南河内郡道明寺村大字國府 前方後圓墳(一一〇)二重環濠・陪冢
- 二〇安康天皇菅原伏見西陵 奈良縣生駒郡伏見村大字寶來 圓墳 環濠
- 二一雄略天皇丹比高鷲原陵 大阪府南河内郡高鷲村大字鳥泉 圓墳(四二)環濠
- 二二清寧天皇河内坂門原陵 大阪府南河内郡西浦村大字西浦 前方後圓墳(六二)環濠・陪冢
- 二三顯宗天皇傍丘磐坏丘南陵 奈良縣北葛城郡下田村大字北今市 前方後圓墳(三七)陪冢
- 二四仁賢天皇埴生坂本陵 大阪府南河内郡藤井寺町大字野中 前方後圓墳(六六)環濠・陪冢
- 二五武烈天皇傍丘磐坏丘北陵 奈良縣北葛城郡志都美村大字今泉 圓丘
- 二六繼體天皇三島藍野陵 大阪府三島郡三島村大字太田 前方後圓墳(一三一)環濠・陪冢

- 皇后手白香皇女衾田陵 奈良縣山邊郡朝和村大字中山 前方後圓墳(九〇)
- 二七安閑天皇古市高屋丘陵 大阪府南河内郡古市町大字古市 前方後圓墳(六四)環濠
- 皇后春日山田皇女古市高屋陵 大阪府南河内郡古市町大字古市 圓墳(二九)
- 二八宣化天皇身狹桃花鳥坂上陵 奈良縣高市郡畝傍町大字鳥屋 前方後圓墳(九〇)環濠
- 皇后橋仲姬皇女身狹桃花鳥坂上陵 奈良縣高市郡畝傍町大字鳥屋 (宣化天皇と合葬)
- 二九欽明天皇檜隈坂合陵 奈良縣高市郡阪合村大字平田 前方後圓墳(六六)環濠
- 皇后石姬皇女磯長原陵 大阪府南河内郡磯長村大字太子 前方後圓墳(六二)環濠
- 三〇敏達天皇河内磯長中尾陵 大阪府南河内郡磯長村大字太子 (欽明天皇皇后と合葬)
- 皇后廣姬息長陵 滋賀縣坂田郡大原村大字村居田 圓墳(改葬)
- 糠手姬皇女押坂墓 奈良縣磯城郡城島村大字忍阪 (舒明天皇と合葬)
- 皇孫茅渟王妃吉備姬王檜隈墓 奈良縣高市郡阪合村大字平田 圓墳(四・五)石人四軀
- 三一用明天皇河内磯長原陵 大阪府南河内郡磯長村大字春日 方墳(三六×三〇)環濠
- 聖德太子磯長墓 大阪府南河内郡磯長村大字太子 圓墳(三九)
- 來目皇子埴生岡上陵 大阪府南河内郡埴生村大字埴生野 上圓下方墳(三〇)環濠
- 三二崇峻天皇倉梯岡陵 奈良縣磯城郡多武峯村大字倉橋 圓丘
- 三三推古天皇磯長山田陵 大阪府南河内郡山田村大字山田 方墳(三二)環濠

- 三四舒明天皇押坂内陵 奈良縣磯城郡城島村大字忍阪 前方後圓墳(四二)
 - 三六孝德天皇大坂磯長陵 大阪府南河内郡山田村大字山田 圓墳(一七)
 - 皇后間人皇女越智岡上陵 奈良縣高市郡越智岡村大字車木 圓墳(二七)
 - 三七齊明天皇越智岡上陵 奈良縣高市郡越智岡村大字車木 (間人皇女と合葬)
 - 三八天智天皇山科陵 京都市東山区山科町大字御陵 上圓下方墳(四六)
 - 春日宮天皇赤貴田原西陵 奈良縣添上郡田原村大字矢田原 圓墳(三一)
 - 妃贈皇太后フルギヒメノナリ櫛姫吉隱陵 奈良縣磯城郡初瀬町大字角柄 圓墳(二〇)
 - 三九弘文天皇ナカフミ長等山前陵 滋賀縣大津市大字別所 圓墳(一九)
 - 四〇天武天皇草壁檜隈大内陵 奈良縣高市郡高市村大字野口 圓墳(二七)
 - 岡宮天皇草壁眞弓丘陵 奈良縣高市郡越智岡村大字森 圓墳(二九)
 - 大津皇子二上山墓 奈良縣北葛城郡當麻村大字染野 圓墳
 - 舍人親王妃贈大夫人山背淡路墓 兵庫縣三原郡賀集村大字賀集鍛冶屋組 圓丘
 - 皇孫長屋王墓 奈良縣生駒郡平群村大字梨本 圓墳
 - 長屋王妃吉備内親王墓 奈良縣生駒郡平群村大字梨本 圓墳
 - 四一持統天皇草壁檜隈大内陵 奈良縣高市郡高市村大字野口 (天武天皇と合葬)
- 古語拾遺によれば、皇室にはもと齋藏といふものがあつて、内外の官物が納

齋藏内藏及
び大藏

められ、齋部氏が掌つてゐたが、この韓土服屬時代に入り、初めて内藏が建てられ、阿知使主と王仁とが管掌してゐたと傳へられる。その後更にまた大藏を置かれることになつたのは、皇室をはじめ朝廷の經濟が大に豊富になつたことを示すのであるが、この三藏を檢校したものが、實に武内宿禰の後たる蘇我宿禰滿智であつた、そして代々その子孫がこれを掌つたことは、恐らくまた蘇我氏をして富強を致さしめた所以であらう。

かく皇威が朝鮮に及べる間に、蘇我氏をはじめ、物部氏、大伴氏などの人々は、大臣又は大連といひ、朝廷に立つこととなり、漸く閥族の跋扈を見るに至つたことは、實に純職業的であつた氏姓制度が次第に階級的のものとなつたのである。従つて大臣や大連の人々が權勢を專にせんが爲めには、策動も行はれた、皇太子が廢せられたり、皇子御兄弟の間に不和を生ずることも起つた。安康天皇の如きは、眉輪王の爲めに父の仇として刺されたまひ、眉輪王は物部大連圓つよの家に駆け込まれた、幸に次に立ち給ひし雄略天皇が剛決果斷の天資であらせられ、左したる事もなく濟んだが、雄略天皇の御代はこの時代の極盛期

大臣と大連

次第に閥族
の跋扈を生
ず

を過ぎんとし、韓土が將に離叛せんとする色を現し、しかも皇族の御方多く絶えたまひ、皇室の孤立からこゝに臣連擅權の時代に近づいて來た。

當時新羅は南朝鮮に於いて、次第にその勢力を大にし、一方に任那を壓しながら、また百濟に迫つてゐた。そして任那日本府は屢々新羅を討つて洛東江を渡らしめぬやうに力めてゐた。また高麗は平壤に都し、遠く鴨綠江沿岸にかけて北方に虎踞して次第に南方に力を展し、新羅と同じく百濟を壓迫したのみならず、固より我が國にも心服してゐなかつた。百濟が常に我が國に歡心を求めた所以も、全く高麗、新羅の侵略から免かれんがためであつて、我が國の文化がそれだけ多く百濟に負ふところ大なりしは、當時の外來文化を檢討するに於いて注意しなければならぬ。一ト口に朝鮮文化が我が國に輸入されたといつても、その大部分は百濟から渡來したのであつたことは、古事記や日本書紀を調べれば直に知られるであらう。従つて我が國はいつも百濟を庇護する立場にあつた。それに任那日本府が盛なる間は左ほど困難でなかつたけれども、

我が國と朝鮮三國との關係

百濟文化の輸入

破綻は既に雄略天皇の御代に起つて來た。

日本書紀によれば、雄略天皇の御代任那國司に拜せられた吉備田狹が任所にあつて反し、新羅と通じ、新羅また朝貢を怠つたため、天皇赫怒、親征せんとせらるゝに至つたが果したまはず、紀小弓宿禰、蘇我韓子宿禰、大伴談連、物部小鹿火、宿禰、紀大磐宿禰等を將として大兵を派遣せられたけれど、諸將互に相和せず、大磐宿禰は韓子宿禰を射殺しなどして、我が軍遂に退却した。この間高麗また百濟を侵し、南朝鮮の風雲漸く急を告ぐるに至つた。

任那日本府が遂に金海から退いて安羅(今の慶尙南道咸安)の地に移らねばならなかつたのは、蓋し繼體天皇の御代であつたらう(日本書紀には欽明天皇紀にはじめて安羅日本府と記してある)。金海と咸安とは何れも鎮海灣を後にし、洛東江を前にしてゐる要地であつて、馬山か熊川かに上陸して右へ行けば金海に達すべく、又鎮海に上陸すれば直路咸安に至り、近く洛東江に出づるのである。實に當時の日本と半島諸國との關係に於いて、鎮海灣は我が軍の後方連絡に、洛東江は前方防禦に、最も重大なる要地であつた。従つて日本府が

南朝鮮の風雲漸く急なり

金海と咸安

鎮海灣と洛東江

金海から咸安に退却したのは、やがて任那の大部分を放棄したことを示すのであつて、南朝鮮に於ける我が根據地は餘ほど危くなつて來た。その間閩族の人々がたゞ自家の權勢を得るにのみ汲々たりしは、ますます我が國威の失墜を來した所以である。しかし雄略天皇の御代には猶ほ我が國威は盛であり、天皇が進取的の御方で、直接支那に使を出してその文物を我が國に入れんとされたことなど、また或は聖德太子の先驅者と申し上げてよいであらう。日本書紀に載せてある天皇の遺詔は大御心を拜するに足るものである。

尤も我が國から支那に使を出したことは古く支那の史書に見えてゐるのであつて、六朝時代に入つては、我が仁徳天皇、履中天皇の御代や、允恭天皇の御代にも交通したといはれてゐる(日本書紀に應神天皇の御代吳國に使を出されたとあるが、確ではない)。その日本と支那との交通は恐らく百濟を介して行はれたらしい。百濟は南支那と早くから交通してゐた、それがまた我が國をして支那に使を遣さしめた所以であり、吳國とは南支那地方を指したのである。支那の文化が推古天皇以前にあつて直接に或る點まで我が國に輸入さ

日本支那の
直接交通

れてゐたことは、またこゝに注意しなければならない。

雄略天皇崩じて清寧天皇御即位ありしも、皇子ましまさず、漸く履中天皇の皇子市邊押磐皇子の遺子億計王、弘計王を播磨國に求め得て皇儲と定められた、これが顯宗弘計、仁賢(億計)の二天皇であらせられる。然るに仁賢天皇の御子武烈天皇に至つて皇胤こゝに絶えんとしたが、その崩後、越前國から應神天皇六世の孫繼體天皇を迎へ奉るを得たことは實に我が國の幸であつた。

日本書紀には武烈天皇の御行跡について、暴虐無道と評し奉るべき事を多く載せてゐる。我が列聖はよく國民を慈み給ひ、前後未だ曾て暴虐なる天皇がない、それに御父仁賢天皇は御歴代の中で殊に謙讓仁慈の御方であつた、又武烈天皇は幼冲にして立ちたまひ、その初世には大臣平群眞鳥が國政を專にして臣節なく、眞鳥父子亡びて後も大連大伴金村の擅權に任せられて、天皇はたゞ拱手傍觀の御態度であらせられた、且つ古事記にも何等暴虐の記事なきのみならず、その載するところの御歌によれば、天皇は寧ろ優しい御性格であらせられた、殷の紂王にも比すべき御行跡の御方として、日本書紀に記載した

武烈天皇に
ついでに誤
つた傳へ

るは何かの誤謬でなければならぬ。齋藤彦麿はその隨筆片廡に、武烈天皇御瘡名と題し、内山眞龍の説に據つて、これは同じ時代の百濟末太王の事蹟が誤つて日本書紀の本文に入つたものであらうといつて居る。日本書紀に引用してある百濟新撰に、末太王無道百姓を暴虐して廢せられたことが記してあるのと對照して、眞龍彦麿等の説は如何にも尤な考である。

第四 臣連擅權時代

大連大伴金村は當時最も有勢なる人であつた武烈天皇の崩後近親の方もおはしませず、皇儲殆んど絶えたまうたので、金村群臣と議して應神天皇五世の御孫彦主人王の御子男大迹王を迎へて天皇に立て奉つた、即ち繼體天皇であらせられる。御治世の初めはまた金村の擅權に任せられざるを得なかつたが、金村百濟の賄賂を納れて任那の上叻唎以下の四縣及び己汶帶沙等を百濟に與ふるに及び、人望忽ち地に墜ち、且つ新羅征討の軍を發せしも功を奏せざるのみならず、筑紫國造磐井が新羅に通じて兵を擧げた折も、物部麤鹿火の

繼體天皇の
迎立

大伴金村の
韓土に對す
る失政

物部氏の擡
頭

大伴金村の
失脚

力によつて僅に之を平げたのであり、韓土に於いては大加羅王すら新羅と結び、婚を通するやうになり、新羅征討の將軍近江臣毛野また任那に於ける失政を彈劾せらるゝに及び、忽ち反心を生じて新羅に通せんとすれば、却つて新羅百濟の二國連合して毛野臣を攻め、韓土の風雲ます／＼險惡となつて、任那日本府殆んど危く、毛野臣に二たび召還の命を下したまひ、毛野臣對馬に到つて病死したことは恐らく日本府を安羅に移された所以であつたらう。それで策立の功を負うた金村は元老として繼體天皇の御代に猶ほ朝廷に立つてゐたけれど、先きに國造磐井を討つて大功ありし物部大連麤鹿火の人望次第に加はり、子尾輿に至つて、その勢望は金村を壓するに至つた。

繼體天皇崩じたまひて後、安閑宣化二天皇の御代を経て次に即位したまひし欽明天皇は繼體天皇の嫡子であらせられた。天皇は任那回復の御志強く、御即位の元年難波の祝津宮に行幸せられ、金村以下の群臣に向つて幾許の軍を以て新羅を討つべきかを議せしめ給ひたるに、尾輿等先づ金村を彈劾して、前代に金村が處置を誤つた、めに新羅の怨を結べることの深きを以てし、輕

任那日本府
亡ぶ

輕しく之を討つべからざるを奏した。これがために金村は自ら屏居するの止むを得ざるに至り、遂に政權の外に驅逐されてしまつた。かくて物部氏は蘇我氏と相並んで朝政を執ることゝなつたが、韓土の統御は、新羅、高麗の二國ますます強盛なるに反し、百濟の疲弊いよゝ甚しく、既に我が勢力の及ぶところでなくなつた。そして屢々軍を起し給ひしにかゝはらず、天皇の二十三年に至り、安羅にありし任那日本府は遂に新羅に滅ぼされ、南朝鮮がこゝに我が國から離るゝことゝなつたのは、宸衷さぞや残念に思召されたことであらう。天皇は如何にもして之を回復せんとし給ひ、先づ大伴狹手彦をして高麗を討ち、新羅を征せんとして果したまはず、崩御に臨んで、皇太子に遺詔し、必ず新羅を討ち再び任那を建つべきを以てせられた。

佛教の渡來

欽明天皇の御代には、かく任那日本府の滅亡といふ大事件があつたが、また我が國史上重要な史的事象の一としてこゝに述べねばならぬことは佛教の渡來である。日本書紀によれば、天皇の十三年十月百濟の聖明王使を遣して釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻じ、別に表を上つて佛教を流

佛教渡來年
代の異說

通し之を禮拜することの功德を述べ、遠く天竺から三韓まで奉持して尊敬せぬものはないから、之を我が國に傳へて佛の記し置かれた「我法東流」といふことを果し申すと言上した。普通にこの記事を以て佛教が我が國に渡來した初として居るのである。

もとより公然百濟王から我が朝廷に佛像經典等を上つたのはこの時としてよいであらうが、繼體天皇の御代に渡來せる梁の人司馬達た等が既に佛像を持ち來つたといふ傳へもまた考慮に入れねばならない。且つ欽明天皇十三年壬申説に就いても、元興寺緣起や傳教大師の顯戒論に引用してある護命信正の上表文、または三國佛法傳通緣起等によれば、これより溯つて十五年以前の戊午の年となつて居る。日本書紀の示す紀年に従へば、この戊午の年は宣化天皇の御代であつて、欽明天皇の御代でないことゝなるが、日本書紀の紀年には研究を要するものがあるから、宣化天皇の御代と定むることも出來ない。こゝには暫く佛教渡來を欽明天皇の御代として敘述を進めよう。

この時天皇は御自ら事を決したまはず、朝廷に於いて佛を禮拜すべきや否

佛を禮拜す
べきや否や
の議論

やにつき、群臣に歴問し意見を徴せられたところに、如何にも公平にそして慎重に大事に當りたまうた天皇の御態度が窺はれる。蘇我大臣稻目は、西蕃の諸國既にこれを禮拜して居る以上、豊秋とよあき日本にやまとに獨り背かむや、我が國に於いてもその例に洩るべきではないといひ、物部大連尾與や中臣連鎌子は、我が天皇が君臨したまふは天神地祇を春夏秋冬に祭らるゝのが重なる事である、今之を改めて蕃神を拜したまはゞ、恐らく神々の怒に觸れるであらうと争ひ、その議遂に決しなかつた。中臣氏は世々神祇祭祀を掌る家であつた、その佛教に反對したのは當然のことである、また物部氏は代々武將であり、寧ろ朴訥な昔氣質の家柄であつたから、同じく古來の信仰を固持したのであらう、然るに蘇我氏は武内宿禰以來韓土に關係を有した家で、海外の事情等にも通じて居たらしく想像される、従つて佛教についても既に多少知るところがあり、或は既に私かに信じてゐたかも知れなかつた。天皇は、然らば情願の人に付して試みに禮拜せしめんと、佛像を稻目に賜ひしに、稻目は大に悦んで之を受け、その小墾田ほくたの家に安置した(歴史地理第七卷平子鐸嶺氏豊浦寺考参考)そしてこ

佛像を蘇我
稻目に賜ふ

の崇佛排佛の争は聖徳太子の攝政せらるゝまで解決せずには續いた。

當時の人々の佛教に對する知識が如何にも淺薄幼稚であつて、たゞ現世の利益に重きを置いたことは、同じく現世利益を目的とせる神祇祭祀と衝突する所以でもあつた。今翻つてわが神祇祭祀が如何に進んで來たかを考ふるに、支那朝鮮との交通によつてわが國に輸入せられた大陸文化には、必ずや道教的信仰及び陰陽五行説などが加はつてゐなければならぬ。日本書紀の日本武尊御墓に關する記事をはじめ、延喜式に載せてある東西文忌寸が六月十二月の大祓に横刀を獻する時の呪文にもそれが現れて居り、これまで古墳から發見されてゐる鑑鏡背面の文様や銘帶などにも多く觀られるのであつて、史林第八卷拙稿我が上代に於ける道家思想及び道教について、參照、道家思想が早く我が國に入つてゐたのみならず、或は道教が行はれてゐたとも推測される、従つて我が固有の神祇祭祀が亦その色彩を有するに至つたことは争へないであらう、日本書紀の用明天皇や孝徳天皇の紀に見ゆる神道はこの二者の結び合つたものではあるまいか。併し固より猶ほ神祇祭祀は政治的に

佛教渡來以
前の道教的
信仰と陰陽
五行説

も社會的にも中心となつてゐた、その時代に、佛教が輸入されたのである。古來の神々を祭るか、新來の佛像を禮拜するかといふ問題が國家的にも國民的にも一大動搖を生じたのは當然であらう。

この時勢力ありし蘇我氏が佛教の興隆に努めたことは、佛教の將來をして好望ならしめたものであるが、蘇我氏と相並んでゐた物部氏がこれに反對したのであり、しかも長い年月の間に發達して來た神祇崇拜が佛教によつて直ちにその力を失ふべきものでないから、寧ろ抗爭を激發せしめ、この後幾くもなく疫病流行するや、尾輿、鎌子等は之を崇佛の罪に歸し、天皇に奏して佛像を焼き棄つる行動に出でた。次の敏達天皇の御代に至り、稻目の子馬子は佛殿を經營し僧尼を招き寺塔を建て、大會を設けなどしたが、またも疫病が流行したので、尾輿の子守屋及び鎌子の子勝海は寺塔佛像を焼いて、その殘片を難波の堀江に投じ、尼の三衣を奪つて禁錮した。然るにその後、瘡かさが流行した、これは、佛像を焼いた罰だといつて、特に馬子だけに三衣を還され、精舎を營んで佛法を信するを許されたのに、當時の信仰状態が觀られる。

崇佛排佛の争

佛教が我が文化に加へた影響

こゝに注意すべきは佛教がこの後いろ／＼の方面に於いて、我が國民文化に多大の影響を與へたことである。佛教渡來以前にあつては、我が史的現象は多く原始的で單純であつた(史學雜誌第八編重野博士の「神道參考」すべての事に單刀直入といふ風があり、古事記や日本書紀にある神話傳説にも極めて赤裸々に思想や感情などが露はれて居る。神社の建築も所謂神明造りと大社造り、千木、鯉魚木を上げた萱葺の如何にも質素なるところに、我々祖先の趣味や生活が窺はれる。いはゞ社會生活の事象多く然らざるはないのであり、纔に支那朝鮮から輸入せられた文物によつて進展を見たに過ぎなかつたが、佛教渡來以後になると、瓦師などが渡來して寺院の屋根がまづ瓦で葺かれるやうになり、壁畫なども繪かれ、佛像も檀像の外に金銅の鑄像や、彩色の木像が多く刻まれ、古來の單純なる風情は少なくなつて來た、そして佛教の次第に盛になるに伴つて、すべてのものに佛教的色彩が加はり、神社の建築まで次第に佛教の影響を受くるに至つた。

かくて佛教の採否は蘇我物部二氏の争となつて現れた、しかしそれのみが

蘇我物部二氏の軋轢

必ずしも二氏をして相争はしめた所以ではなかつた。寧ろ氏姓時代の終末期に近づいて、閥族が各政權を專にせんとしたことが、たま／＼この佛教採否問題と結びついて、その争を劇烈ならしめたといふべきであらう。

尤も大臣大連の擅權は既に數代の前に生じて居た。繼體天皇の御代に大連大伴金村が韓土の事によつて失脚し、政權の外に逐はれた後、之に代つたものは物部氏であつたが、蘇我氏も滿智宿禰以來次第に勢力を養つてゐた。そして稻目はその女壻きたし鹽媛を欽明天皇に納れ奉り、物部氏と相並んで政權を執つた。しかもこの二氏は佛教の採否について互に意見を異にしたに係はらず、この御代の間は猶ほその軋轢甚しきに至らなかつたが、敏達天皇の御代に至り、蘇我大臣馬子の妹が物部大連守屋の妻であり、二氏の間姻戚の關係を有しながら、遂に政權の争奪戰となつて、何事も相反目するに至り、用明天皇崩御せられ、皇儲の問題生ずるに及び、守屋は穴穗部皇子を奉じ、馬子はその妹の腹に生れ給へる崇峻天皇を位に即け奉らんとし、遂に平和は破裂した。馬子は敏達天皇の皇后後に推古天皇と申し奉るの命を奉じ、機先を制してまづ穴穗部皇子

大伴氏衰へ
物部蘇我二
氏の對立

物部氏滅ぶ

馬子の大逆

推古天皇の
即位

女性天皇の
初例

を討ち奉り、次に諸皇子及び群臣と共に兵を率ゐて守屋の河内澁河の家を圍み、守屋戰死して物部氏こゝに滅び、蘇我氏獨り政を專にすることになつた。やがて崇峻天皇即位ありしが、天皇は馬子の擅權を抑へんとして餘りに功を急がれたために、却つて馬子に弑せられたまうた。これは實に我が國體の上によ々しい事件であり、皇室の一大危機であつた。

第五 法興肇憲時代

崇峻天皇の次に御即位になつたのが推古天皇であらせられる。我が國に於ける女性天皇の初であり、こゝに男子の天皇が御繼承になる事と定まつて居た皇位に新例が開かれた。尤も前に神功皇后の攝政があり、また飯豐青尊の聽政もあつたが、それらは次に御立ちになるべき天皇が未だ幼冲であらせられるので、御成長になるまで政を視られたか、若しくは御即位になる可き御方が定まらなかつた場合に、一時政を聽かれたに過ぎなかつたのである。

推古天皇は敏達天皇の皇后であらせられ、用明天皇の崩せられた後、崇峻天

皇の御即位までの間一時同様の事をなされて居たことは、守屋追討の際に馬子等が皇后の命を奉じて居たのでも推測せられる。かくて先例のない女性天皇の即位となつたのである。實を言へば此の場合、厩戸皇子は用明天皇の皇子で御年齢既に十九才に達せられ、守屋追討にも軍功を立てたまうた御方であり、天皇として申分なき皇子であつたのに、馬子は厩戸皇子を擁立する事が恐らく彼に取つて大なる脅威であつたために、妹の腹に御生れになつた推古天皇を立て奉る事としたのである。また閥族擅權の一事象といへよう。

然るに推古天皇は蘇我氏の出であらせられたにかゝはらず、男まさりの御氣象であり、外戚に私する様な御方でなかつた。そして英明なる厩戸皇子の御人格をお見込になり、皇太子とせられて政を攝せしめたまうた。即ち聖德太子であらせられる。これは必ずや馬子の意外とした所であつたらう。太子は不軌の臣馬子を滅さんと潜に苦心せられたと想はれる。しかし蘇我氏の勢力は全盛時代に入つて居るのであり、太子も何等の口實なしには之を滅される事が出来なかつた。又馬子も外戚として政權を擅にせんとした事が、太子の攝

厩戸皇子を
皇太子とし
政を攝せし
めらる

聖德太子御畫像

御物

紙本淡彩、百濟阿佐太子筆と傳へらる。
法隆寺獻納御物の一である。



去齋寺遺蹟碑の一事也。
海本系録、百有四年、太平筆、新へらる。

續
碑

政によつてその鋒を挫かれた、そして表面には如何にも恭順の態度を装ひ、その女を聖德太子に納れ奉つた程親密さを示してゐた。

故に太子は攝政として何處々々までも公明正大なる態度に出で、馬子に啄を容るゝ餘地なからしめて閥族から政權を收めたまふと同時に、根本的に政治を改革せんとし、しかも任那を復興して欽明天皇以來失墜せる國威の回復を企て、先づ朝鮮問題の解決に着手された。推古天皇の八年境部臣等を遣し、新羅を討つて之を破りたまひしが、更にまた同母弟來目皇子を撃新羅將軍に任じたまひしに、不幸にして皇子が筑前に薨せられた爲め、遂に新羅征討の事が實現しなかつたのは、太子の御心中如何なりしぞ。太子はこの後鋭意内政の改革に従ひたまひ、冠位を制定し、十七條の憲法を肇作せられて後、我が國威の發展と新興文化の輸入とのために、小野妹子を隋に遣さるゝこと二たびはじめて支那と對等の國際的關係が結ばれ、留學生を派遣して彼の制度文物を學ばしめ、氏姓制度改革の調査に従事せしめられたが、また神祇祭祀の詔諭を下したまひしをはじめ、佛教の興隆、産業の奨励、すべて攝政三十年間に爲し遂

げられた御事業は、實に劃時代的のものであつた。

この間馬子はたゞ猫の如く太子の前に雌伏して居たのであり、太子も遂に手を下したまふに及ばずして、推古天皇の三十年二月二十二日(法隆寺本尊釋迦如來造像銘に據る、日本書紀の二十九年二月五日は誤である)薨去せられたのは我が國の一大不幸であつた。天皇をはじめ奉り、諸王諸臣より全國民に至るまで、日月輝を失ひ天地既に崩れぬべし、自今また誰をか恃まんや」と悲み歎いたのは、明治天皇崩御の際と同様に拜せられる。嘗て太子が師事された高麗の慧慈法師はこの時既に本國に歸つて居た、太子薨去の報を得て供養をなし、最早生き甲斐がない、太子の御一周忌に必ず死なんと誓つて、遂にその日に入寂した、この一外國僧の殉死的入寂によつても太子の偉大なる御人格が偲ばれる。御一族の方々は鞍作鳥をして釋迦如來の金銅像を造らしめ法隆寺金堂に安置したまうた、また夫人橘女王は天皇に奏して宮女等に天壽國曼茶羅の繡帳を作らしめられた、その斷片がいま中宮寺に保存されてゐる。

太子薨去の後馬子は急にその野心を現し、出身地たる大和の葛城縣かつらぎのあがたの地を

聖德太子の
薨去

高麗僧慧慈
の殉死的入
寂

天壽國曼茶
羅繡帳

太子薨後に
於ける蘇我
氏の暴慢

蘇我氏の專
横極まる

賜はりたいと天皇に強要し奉つた。天皇は斷然これを御拒絶になり、天皇の御代は遂に何事もなかつたけれど、やがて馬子の死後その子蝦夷、孫入鹿は共に馬子以上に專横であつた。山背大兄王は聖德太子の御子として次の天皇に即位せらる可き御方であり、王の御母が蘇我氏の出たるに係はらず、蘇我氏は舒明天皇を立て奉つた。舒明天皇崩御の後は大兄王の外に奉戴すべき御方がなかつたのに、また叔姪從兄弟たる大兄王を排斥して、舒明天皇の皇后を天皇とし奉つた、即ち皇極天皇であらせられる。これは太子に對する蘇我氏の報復であらねばならぬ、蘇我氏が太子に對し奉り含んでゐたもの、如何に大なりしか、察せられる、しかもその報復はこれに止まらなかつた。

蝦夷入鹿父子の專横は皇極天皇の御代に至つて更にその極に達した、そして入鹿は國政を執つて威權父に過ぎたといはれてゐる。蝦夷はその祖廟を葛城の高宮に築き、また壬生部の民をして雙墓を今來いまきに作らしめ、一を大陵と云つてその墓とし、他を小陵と呼んで入鹿の墓としたと日本書紀に記されて居る、此の壬生部の民を使役した時に、山背大兄王はその不軌の態度を見たま

中大兄皇子
蘇我氏を滅
したまふ

ひ天無二日地無二王何由任意悉役封民と宣はれた。入鹿は太子以來の人望が大兄王に歸し、皇極天皇の次には何としても天位に即け奉らねばならないのを見て、もし大兄王が即位になつたら、蘇我氏は忽ち滅亡の運命に遇ふべきを想ひ、皇極天皇の二年冬斑鳩宮に大兄王を襲ひ、御一家を全滅してしまつたのは、如何にも悲惨であつた。併しこれが蘇我氏をしますく、人望を失はしめた所以でもあり、中大兄皇子は之を默過すべからずとして、中臣鎌子藤原鎌足及び蘇我氏の一族倉山田石川麻呂と謀りたまひ、四年六月三韓進貢の日、大極殿上に入鹿を殺し、また人を遣して蝦夷をその邸に誅せしめられ、專權を振つた蘇我氏の本宗はこゝに滅びた。肇國以來の氏姓制度を一變せしめた大化改新は、かくて中大兄皇子によつて實現せらるゝに至つたのである。

この入鹿誅伐のとき、入鹿が中大兄皇子に傷けらるゝや、當居嗣位天子也、臣不知罪と伏奏したるに對し、中大兄皇子は鞍作(入鹿の異名)盡滅天宗將傾日位、豈以天孫代鞍作耶といはれて居る。我が天皇の神聖にましますことは固より天照太神の神詔以來變ることなく、次章に述べんとするやうに、聖德太子

國體觀念の
發露

の十七條憲法にもその事が載せられて居るのであるが、暴逆なる入鹿をしてまたこの言あらしむる、亦以て我が國民の皇室に對し奉る信念の如何なりしかを観るに足るであらう。又前に擧げた山背大兄王の御言葉、この時の中大兄皇子の御言葉には、同じく皇室の尊嚴冒すべからざることが示されて居ると共に、また皇室を危くするものが必ず誅伐せられねばならぬことを明にされて居る。後ち奈良朝時代に至り稱徳天皇の御代、僧道鏡の天位を覬覦せし時に、かの精忠なる和氣清麿が宇佐八幡宮の神託をその儘奏上して道鏡の非望を挫いたのも、實にまたこの國體觀念の發露といはねばならない。

第三章 公家時代の一

大化改新と
明治維新

推古天皇の御代聖徳太子の攝政によつて新しい時代の黎明が來た。そして遂に閥族蘇我氏の滅亡と共に大化の改新となり、肇國以來續いた氏姓制度を打破するに至つたことは、實に我が國史に於ける一大變革であり、之と對比し得べきものはたゞ明治維新あるのみといつてよい。極端にいはい、この大化改新に基づいて修定せられた律令制度は、よし單に形式的に過ぎずとするも、明治維新前まで引續いてゐたのである。併しながらこれが爲めにそれまでを一の大きな時代として國史を研究するのは餘りに無意義であらう。それでこの律令制度がだん／＼變改せられても、猶ほ如實に律令の効力があり、公家が政治的に實力を有してゐた時代と、初め地方的勢力に過ぎなかつた武家階級が中央に肉薄して政治の舞臺に活躍することゝなり、公家武家二勢力の對抗となつてから、最後に武家が公家を政治圏外に驅逐するに至つた徳川時代

公家時代と
武家時代と
の分界

氏姓時代と
公家時代と
の分界

までとは、これを區別して考察することが、我が國史の上に緊切なることであり、學者の多く一致してゐるところである。その移り變りの分界をいづれの時代に置くべきかについては、いろいろの意見があるけれども、今これを保元平治の間とするのが尤も妥當であらうと思はれる。保元平治の時代は律令制度に認められなかつた武家が中央に進出し、武力によつて政治問題を解決し、政界を左右するに至つた事象がはじめて演ぜられた時代である。尤もこれまで保元平治時代の後に現れた六波羅時代、即ち平氏全盛時代及び諸源勃興時代に、平氏一門が朝廷の要路に立つて居たのは、一見舊勢力たる藤原氏と異ならぬやうであるから、武家時代を源賴朝が鎌倉幕府を開いたときに始むるのが普通であつた。しかし本質に於いて平氏は何といつても武家であり、源氏と少しも擇ぶところがない、よしや政治の形式が藤原氏のそれと似てゐても、その本質が武家たる以上は、これを武家時代に入れねばならない。

また從來大化改新前までを氏姓時代とした人が多かつた。しかし法興肇憲時代は氏姓時代の終末期たると同時に、またこの新時代の初發期として認め

公家時代の
呼稱

ざるを得ないことは前に述べた通りである。想ふに大化の改新は或る點まで聖德太子によつてその準備が出来上つて居たのであり、中大兄皇子がはじめてこれに着手せられたのではない。故に今聖德太子の攝政に始めて、保元平治の合戦に終るまでを公家時代と稱する。或はこの時代を漠然と王朝時代など、いつてゐる人もあるが、この王朝といふ言葉が天皇によつて統治せらるゝ我が國の歴史には妥當なる名稱と思へない、又或はこれを上代もしくは上世と稱して居る人もあるけれど、それは氏姓時代と混同する恐があり、明確なる時代概念が得られない。

公家といふ名稱は武家に對して用ゐられる言葉であるが、もとはオホヤケと訓んで朝廷を指したのである。従つて公卿をはじめ朝廷に奉仕する人々をも、また時には皇室をも合せて共に公家と稱してゐる。この時代は政權の中心こそ後には藤原氏に移り、また上皇に移つたといへ、又律令の内容も時の経過に伴つて變遷したところが多いといへ、すべて朝廷を中心としたのであるから、これを公家時代と稱するには相當の理由があると思ふ。

公家といふ
名稱

この公家時代は凡そ五百七十餘年の久しきに亘つてゐる、その間に起つてゐる史的事象によつてこれを九時代に分つ(總説時代史と特別史の章參考)。

- 第一 法興肇憲時代(推古天皇—皇極天皇)
- 第二 改新修制時代(孝德天皇—文武天皇)
- 第三 奈良朝時代(元明天皇—光仁天皇)
- 第四 平安奠都時代(桓武天皇—淳和天皇)
- 第五 攝關新置時代(仁明天皇—光孝天皇)
- 第六 攝關中停時代(宇多天皇—村上天皇)
- 第七 攝關榮華時代(冷泉天皇—後冷泉天皇)
- 第八 上皇實權時代(後三條天皇—近衛天皇)
- 第九 保元平治時代(後白河天皇—二條天皇)

第一は推古天皇の御代聖德太子の攝政(皇紀一二五三年)に始まり、皇極天皇の四年に終る、氏姓時代の終末期であり、また公家時代の初發期たる時代で、聖德太子はその革新事業の結實を待たずに薨せられ、一時また蘇我氏の專横甚

法興肇憲時
代

しきを見ただけれど、遂に中大兄皇子によつて大化改新となるに至るまで凡そ五十三年、法興といふ年號と憲法十七條の御肇作とに因んで今これを法興肇憲時代と稱する。この時代から次の時代にかけては主に大和飛鳥地方に皇都があつたので、又合せて飛鳥朝時代といふ人もあるが、それは美術史などの時代稱呼としてよいかも知れぬが、一般史としては、その間に大化改新といふ劃時代的史實があるので、これを一時代とすることが出来ない。

第二は大化改新から、律令を頒下された文武天皇の御代に至るまで、改新事業を承けて制度などを修定せられた間凡そ六十三年をいふ。文武天皇大寶元年に頒下せられた律令は、幾たびか修定の末に纏められて、成文になつたものであるが、その間主として天智天皇と天武天皇との御努力によつて大化改新の事業が出来上つてゐる、或は續日本紀に見えてゐる天武天皇の年號に因んで白鳳時代といつて居る人もあるが、また必ずしも妥當でない。

第三は平城京に奠都せられた元明天皇から、光仁天皇に至る御七代凡そ七十五年を指すのである、この間一時他に皇都を經營せられたこともないでは

改新修制時代

奈良朝時代

ないが、殆んど平城京に皇都があつたのであるから、従來のやうに奈良朝時代と稱する。文化史的考察を主とすれば、光仁天皇の御代は次の時代に入るべきものであるかも知れないが、猶ほ平城京に都せられたのみならず、奈良朝時代の風氣未だ一新せらるゝに至らず、寫經事業の如きも、前代に引き續いて盛であつたことなどに徴すれば、亦奈良朝時代とすべきであらう。

第四は皇都を平城京から、初め長岡京に、次いで平安京に遷された桓武天皇の御代から、淳和天皇の御代まで、凡そ五十三年をいふ。蝦夷が克復せられた時代であり、藏人所及び檢非違使廳の新置時代であり、また天台眞言二宗の我が國に興隆した時代であつて、また實に引きつゞき平安京が經營せられたのであるから、これを平安奠都時代と稱する。

第五は藤原氏の勢力が大きくなつて來て、新たに人臣の攝政關白が置かれることになつた時代である。仁明天皇の御代から光孝天皇の御代まで、凡そ五十五年、從來藤原氏興隆時代とも呼ばれた時代である。また第四平安奠都時代とこの時代とを併せて弘仁時代もしくは貞觀時代といふ人があるが、そ

平安奠都時代

攝關新置時代

れには延暦といふ重要な年代が含まれてゐないやうに見えて妥當なる時代稱呼と思はれない。

攝關中停時代

第六は藤原氏を抑へん給はんとし、やがて基經の薨去後攝政關白を置かれなかつた宇多天皇から醍醐天皇の御代、それに朱雀村上の二朝藤原忠平が攝政または關白となつたけれど、その薨じた後また攝政關白を置かれず、また藤原氏の本宗が必ず攝政關白たるべきものと定まつてゐなかつた時代、凡そ八十一年をいふ。第四、第五とこの第六とを合せて平安朝時代前期と呼んでもよい。

攝關榮華時代

第七は藤原氏の本宗が必ず攝政關白たることに定まり、天皇の外戚として實權を有し、榮華に耽つてゐた時代で、冷泉天皇の御代から後冷泉天皇の御代まで凡そ一百二年をいふ。これまで多く藤原時代と稱せられた時代である。

上皇實權時代

第八は記録所を置かれた後三條天皇の御代から、白河上皇以後政治の實權が院廳に歸した近衛天皇の御代まで凡そ八十八年をいふ。

保元平治時代

第九は保元平治の合戦を中心とし、武士の勢力、公家を壓せんとして來た時

代凡そ十一年間である。僅に十一年の歲月を一時代とするのは、餘りに細々しいやうに見えるが、この間に於ける源平二氏の飛躍はこの時代をして公家時代の終末期たると共にまた古武家時代の初發期たらしめてゐる。第七、第八の二時代と併せて平安朝時代後期といつてもよい。

公家時代の
根本史料及
び参考書

根本史料及び参考書は公家時代に入つて遽に多く存じて居る。氏姓時代には、古事記、日本書紀、二書以外に十數種の資料を有するに過ぎなかつたが、それらは皆この時代に入つて編著されたものであり、殊に推古天皇以下持統天皇までの御代について、日本書紀が史料の主要なるものといつて可い。尤も最初から根本史料に取りかゝることは望まれまいから、先づ大日本史、本朝通鑑及び讀史餘論などを讀み、そしてまた最近に於ける研究の成果を收めてゐる多くの時代史などを通讀して後、いろ／＼の資料に就いて研究を進むべきであらう。

編纂著述

第一に前にいつた日本書紀の後半から續日本紀、日本後紀、續日本後紀、日本文德天皇實錄、日本三代實錄、その關脫を補ふべき日本紀略、類聚國史、または日

本逸史。それに日本紀略によつて宇多天皇以下後一條天皇までを調べ、更に本朝世紀百鍊抄を以てこの時代の末に及ぼし、且つ扶桑略記大鏡榮花物語、今鏡愚管抄をはじめとし、江談抄古事談、續古事談、今昔物語集、宇治拾遺物語、古今著聞集や十訓抄など一ト通り読んで置き、公家の榮華、武家の勃興、及び地方政治の有様などを當時の記録文書の類と參照して研究せねばならない。

次に記録類では、平安奠都時代までの金石文が狩谷掖齋の古京遺文に收めてある。日記は智證大師圓珍の行歴抄、慈覺大師圓仁の入唐求法巡禮行記、僧成尋の參天台五臺山記等(いづれも大日本佛教全書所收支那との關係を研究するに必要なものであるが、宇多天皇の宸記をはじめ、公家の日記類こそ、實に逸すべからざる根本史料といはねばならない。その書目は伴信友の史籍年表や、小泉安次郎氏の日本史籍年表によつて調べるのが最も便である(總説補助學の章古文書學并記録の研究の項參考)。

寫史料は宇多天皇以後、後一條天皇の萬壽元年まで、主に日記その他の史料を年月順に排列した浩瀚な編纂物で、東京帝國大學の大日本史料はその體に

記録類

日記

寫史料

大日本史料

做つたものといつてよい、殊に第一編第二編は初めこの寫史料を修正して出版するに止めようといふ議があつた位である。大日本史料は今までに第一編六冊、宇多天皇仁和三年八月より朱雀天皇承平五年十二月まで、第二編一冊(二條天皇寛和六年六月より正暦四年六月まで)、第三編三冊(堀河天皇應保三年十一月より嘉保二年十一月まで)だけ發行されてゐる、その綱文は史料綜覽卷一より卷三の前半までに宇多天皇以後保元平治時代までを收めてある。

又軍記物では將門記、陸奥話記の類、或は保元平治物語、平家物語、源平盛衰記(史學雜誌第九編星野博士、平家物語、源平盛衰記には誤謬多し參考)の類、佛教關係の物では平安奠都時代に出來た藥師寺僧景戒の日本國現報善惡靈異記、普通には日本靈異記といはれて居る(を初めとし、空海の文集、遍照發揮性靈集)これらは弘法大師全集に收めてある、東大寺宗性の日本高僧傳、指示抄及び日本高僧傳要文抄、それに東大寺凝然の三國佛法傳通緣起や師鍊の元亨釋書はいはすもがな(いづれも大日本佛教全書に、そして日本高僧傳要文抄及び元亨釋書だけは新訂増補國史大系第三十一卷に收めてある)群書類從、續群書類從、所收

軍記類

佛教史料

法制史料

の傳教弘法二大師の傳や幾多の往生傳の類往生傳の古寫本は名古屋市眞幅寺寶生院に藏されてゐるもの多數に上つてゐる)もまた必讀の書である。

次に新撰姓氏錄は主に姓氏の出自を記したものであるが、またこの時代前半の史料とすべく、法制史料としては、文武天皇の大寶元年に頒布された大寶令を刪修せし養老令に、淳和天皇の朝清原夏野等がその義を注した令義解及び之について法曹諸家の説なども集めた令集解律では律殘編及び律逸格符宣の類では類聚三代格壬生官務家で編纂した類聚符宣抄及びその續編たる續左丞抄それに新抄格勅符抄式では弘仁式殘闕延喜式及び延暦貞觀延喜の三交替式があり、且つ此等によつて編纂し實例等を擧げたる惟宗允亮の政事要略がある、その他詔勅表奏などを集めたものには朝野群載文朝文粹續本朝文粹を推すべく、律令の參考としては法曹類林殘闕及び法曹至要抄の如き必讀のものである。また有職に關しては小野宮年中行事や九條年中行事年中行事秘抄西宮記北山抄及び江次第をはじめとし、日記によつて編纂した部類記なども多く存してゐる。

有職史料

詩文集

詩文としては淡海三船の編と傳へられてゐる懷風藻その篇首に各作者の小傳を載せてある)を初出とし、凌雲集文華秀麗集經國集扶桑集本朝麗藻本朝無題詩及び遍照發揮性靈集空海都氏文集都良香田氏家集島田忠臣菅家文章菅家後草共に菅原道真紀家集紀長谷雄江吏部集大江匡衡江都督納言願文集(大江匡房などの集その他詩合せの類があり)岡田正之博士日本漢文學史參考本朝文粹續本朝文粹また文集としても重要なものといふべく、大江匡房の遊女記藤原明衡の新猿樂記雲州消息などは文體の變遷と社會の有様とを知るにもよい資料である。また和歌集としては先づ萬葉集を擧げねばならぬ、これはまた思想史や社會史に於ける貴重なる史料であり、その間また個人間の關係消息等をも明にすべきものである。その注釋本は非常に多く、凡そ七八十種に上るであらう、鎌倉時代に出でたる仙覺の萬葉集抄は今日に傳はれるこの種の最古のものなるべく、徳川時代に於いては契沖阿闍梨の萬葉代匠記賀茂真淵の萬葉集考橋千蔭の萬葉集略解など世に公にせられたが、これを大成したのは實に鹿持雅澄の萬葉集古義百五十一卷であり、更に研究を加

和歌集

萬葉集の注釋書及び校訂本

へて新説を出したものが木村正辭博士の萬葉集美夫君志である。校訂本としては近く佐佐木武田二博士及び橋本千田久松三氏の手に成れる校本萬葉集が完璧といつてよい。萬葉集に次いで古今和歌集以下の勅撰集、第四章攝關中停時代にその表が掲げてあるをはじめ、正續群書類、從所收の家集、歌合せ等の類など多數に上つてゐる。また竹取物語をはじめ假名文體國文は日本文學全書その他に收めてあるから、今一々ここに列舉せぬ。

奈良、京都をはじめ畿内及びその附近の大社舊寺には神像、佛像、繪畫及び古文書記録等を藏し、當時の建築も多くこの地方を中心として存して居り、それらの建築及び繪畫彫刻等は殆んどすべてが國寶に指定せられて居るといつてよい(拙編特建國寶目錄參考)。殊に奈良正倉院は勅封の力を以て最も完全に奈良朝時代及びその前後のものを今日に傳へ、古文書の如き、大寶二年の戶籍をはじめ計帳、税帳、大帳、賑給帳の類より、寫經に關せる書類中にも當時の社會狀態、經濟事情を窺ふべき史料が甚だ豊富である(總説補助學)の章考古學の條參考)。猶左に公家時代の史料となるべき古文書記録、古寫經、古典籍及び筆

大社舊寺の
神佛像繪畫
類及び古文
書記録類

蹟、金石文の類を保存せる大社舊寺の主なるものを列舉すれば、

山城	石清水八幡宮	北野天滿宮	東寺	醍醐寺
	小野隨心院	仁和寺	大覺寺	廬山寺
	太秦廣隆寺	高雄神護寺	梅尾高山寺	聖護院
	知恩院	本能寺	加茂神光院	宇治平等院
	西本願寺	勸修寺	毘沙門堂	
大和	春日神社	大神神社	談山神社	東大寺
	興福寺	藥師寺	西大寺	唐招提寺
	法隆寺	正曆寺	長谷寺	吉野藏王堂
	榮山寺			
河内	觀福寺	觀心寺	金剛寺	妙見寺
攝津	住吉神社	四天王寺	中山寺	
伊勢	神宮文庫	多度神社	四天王寺	西來寺
尾張	熱田神宮	眞福寺寶生院	笠寺	
遠江	平田寺			

駿河	久能寺			
武藏	慈光寺			
下總	香取神社			
常陸	鹿島神社			
近江	都久夫須麻神社	延暦寺	圓城寺	石山寺
	桑實寺	太平寺		
下野	日光輪王寺			
陸中	中尊寺			
越前	西福寺			
備後	淨土寺			
紀伊	王子神社	金剛峯寺		高野山龍光院
豊前	久善提八幡社			

この外近衛公爵家前田侯爵家をはじめ貴族舊家等に藏せらるゝものまた多きのみならず、蒐集家の架藏に歸してゐるものも少くない。

第一 法興肇憲時代

大化改新は
聖德太子の
事業の繼承

これまで、聖德太子を中心としたる時代を、大化改新の前驅と觀て居たものが多かつたが、實は大化改新の準備が既に太子によつて或點まで爲し遂げられたのであり、大化改新は太子の御事業を繼承して實現せられたものと見るのが、寧ろ妥當であることは前にいつた通りである。この觀方から既に聖德太子の攝政時代を新時代に入れてゐる人もあるが、しかし一面に於いてこの時代は氏姓時代の舊制度が猶ほ多く續いて居るのであつて、長い年月の間に出來上つた古い殻を打破するには未だ力が十分でなかつた。いひ換ふれば氏姓制度を打破し、舊時代精神を勢力なからしむるはよく一朝一夕にして成し遂げ得べきものでなく、太子の如き偉人が出られても、直ちに之を完成する事は困難であつた、それだけ又太子の御事業には大なる意義があるともいへるであらう。前章に氏姓時代の終末期としてこの時代を簡單に敘述して置いたが、更に公家時代の初發期として二たび太子の鴻業を鑽仰したい。

偉大なる聖
德太子

大日本の建
設の御理想

我が國文化
の父母

太子と慧慈
法師

聖德太子は一時に十人の訴をよく聴き分けられたと傳へられ、豊聰耳皇子の御名もあつた程聰明なる御方であつたが、太子の偉大さは實に我が國體に對する徹底したる御自覺の上に、大日本建設といふ理想を以て精進せられ、一大政治家であつたと同時に、その聰明を更に學問の修養によつて洗練し、また一大哲人として我が國文化の父母となりたまうたことに存する。精神的方面に於いても物質的方面に於いても、大日本建設と云ふことが、實に太子の目標であり、それがまた我が國文化の確立となつた所以といはねばならぬ。太子の儒學の師は博士覺哥といふ人であつたが、佛教の師としてこゝに特筆すべき傑僧は高麗の慧慈法師であつた。太子以前の佛教は百濟佛教であつたが、太子に至つてはじめて高麗佛教が我が國に傳はつた。そして高麗と隋との國際關係は大日本建設についても必ずや慧慈が太子に教ふるところ多かつたであらう。それに聖德太子以前に於ける我が國の佛教は未だよく宗教として國民に理解せられてゐなかつた。古來の神祇祭祀、又は支那、朝鮮から傳へられた道教、若しくは神祇祭祀と道教との相合したものと同じやうに、たゞ現

太子の佛教

世教として信仰されてゐたに過ぎなかつた。そこに佛教渡來後に於いて神祇祭祀と佛教との争が展開して居るのである。現世、虚假、唯佛、是真と云ふ事が、太子によつて言ひ現され、初めて未來信仰がこゝに作り上げられたのは、我が國の佛教信仰に一時期を劃したるものといへる。しかも太子は、印度より支那に傳へられ、支那人によつて解釋せられた佛教の教義に満足されなかつた。日本の宗教としての佛教は、また我が國民の思想に調和した佛教そのものでなければならぬと云ふのが、太子の佛教に對する態度であり、既に幾多の注疏が支那に出來て居たにもかゝらず、法華經、勝鬘經、及び維摩經等三經の義疏を著され、正倉院文書に據れば、別に觀音經疏を御製作になつてゐる。こゝに大乘佛教は初めて我が國にその根を植ゑつけた。そして我が國に於ける淨土思想の如き、亦太子にその源を發したと云つてよいのである。やがて奈良朝時代に支那から輸入した佛教が一時盛にはなつたけれど、平安奠都時代に入つて天台宗を傳へた最澄の如き、如何に多く太子を崇拜せし人なるかを思へば、我が國の佛教が日本化せられるに至つた源委は實に太子にあるといはね

太子と國民
道徳

ばならない。太子は佛教の信仰が我が國固有の國民道徳と背馳しないのみならず、この國民道徳の上に佛教が作りあげられねばならぬとせられたことは推古天皇二年に三寶興隆の詔を下されたるに、諸臣が天皇及び父母の恩を奉謝せんがために佛寺を建てたと日本書紀に明記せるを見ても推測されるであらう。またたゞに國民道徳のみならず、古來作りあげられた古信仰たる神祇祭祀が必ずしも佛教の信仰と衝突するものでなく、神祇祭祀は一層盛にすべきものなりとせられ、推古天皇十五年に君臣共に心を竭して神祇を祭祀すべき詔が下されて居るのは、我々が佛教國民といはれてゐながら、今日に至るまで伊勢皇太神宮をはじめ奉り、大小無数の神社を全國津々浦々にまで祀つて居る所以であり、大嘗祭その他多くの祭祀が國家的にも社會的にも嚴かに行はれて居る所以である。

太子と神祇
祭祀

太子の對外
政策

此の時代に於いて支那南北の争亂が遂に隋によつて統一せられ、隋の勢力は朝鮮半島を壓せんとする形勢を呈し、我が國にも大なる脅威であつた。太子は任那を復興して南朝鮮に於ける我が勢力の回復を圖ると共に、我が國の

聖德太子御筆法華經義疏
御物
太子の草せられた法華經義疏の第二篇と拜せられる。神樂舞が如き御手蹟、處々加筆割除等の跡あり、以てこの書を著したまふに太子の御苦心の大なるものありしを想ひ奉る。現存せる本邦の最善紙本中最古のものにかゝる。

新羅征討の
中止

太子の對外
政策

太子以前の
通譯外交

地位を鞏固にせんと計畫せられ、推古天皇の十年に同母弟來目皇子を將軍として新羅征討の軍を起したまうた。皇室のお方が將軍として外征の途に上られたのは神功皇后以來初めての事である、以て太子の御決心が窺はれるであらう。來目皇子は筑前に下られ、兵二萬五千人を率ゐて出發し給はんとするに當り、不幸にして病に罹らせられて遂に薨去したまひ、太子の目的が實現しなかつたことは千秋の遺恨であつた。しかし太子の對外政策は、單に任那を復興して南朝鮮に於ける我が勢力を回復せんが爲めのみでなく、その任那の復興によつて我が國の地位を固くし、以て支那と對等たらしめんとするの、實に太子の御理想であつた。これまでは支那との外交が、歸化人若しくはその子孫によつて行はれた一種の通譯外交であつて、歴代の天皇を倭王と稱して國書が送られてゐた。本居宣長は九州あたりの土豪が天皇の號を僭稱したのであらうといつてゐるが、それは國學者としての説に過ぎない。元來支那は自ら中華、中國と稱して外國を夷狄視し、我が國をも東夷の一とし、百濟など、同様に扱つてゐたのである。さりながら我が國の實力が支那に認め

らるゝに至れば、彼は當然我が國に對する從來の國際關係を改めねばならぬのであるから、太子が新羅征討の軍を起されたのも、南朝鮮に於ける勢力を確固にすると共に、如實に我が國力を支那に示さんが爲めでもあつた。

それにはまた我が國の内容を充實し、氏姓制度によつて沈滞し切つた空氣を一掃しなければならなかつた。それについて太子がまづ實行せられたのは冠位の制定である。これは從來世官世職、その家々によつて身分が一定して居たのを、氏姓の如何に關せず、人によつて冠位を授けたまひ、こゝに人材登庸の途を開く制度を設けられたのであつて、歸化人の子孫たる鞍作鳥くつくりのとりにさへ、大仁といふ高い冠位を授けられて居る。冠位はすべて十二階、大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智に分たれ、仁禮信義智を總括するに徳を以てし、儒教の精神を本として百官の綱紀を正す可きを明らかにして居られる。そしてこの仁禮信義智の順序が憲法十七條の順序と非常に類似して居るところに、太子の政治上に於ける御理想がまた拜せられる。

憲法十七條の肇作

憲法十七條は、推古天皇の十二年に太子親ら御肇作になつたものである。

冠位の制定

憲法十七條の大精神

舊來多くの學者はたゞ諸臣に下された訓誡もしくは官吏の服務章程に過ぎないと考へて居たが、それはすべて古代の法律が宗教道德などを交へてある事に氣づかなかつた爲めであつて、今は憲法學者が、これを明治天皇の欽定憲法と同じく、最も大切なる典憲とするに一致してゐる。固より太子以前にも、我が國體の尊嚴なるは國民の心裏に染み込んで居たであらうが、何等成文になつて居なかつたために、蘇我馬子の如き不軌の行動をなすものも出たのであるから、天皇中心主義の下に、肇國以來の國體を明徴にすると共に、政治の要道を述べて臣民として如何に國家に奉仕すべきかを規定せられたものが、實に憲法十七條であり、庶政改新の實行に首途の一大旗幟として、太子の御理想がまた最もよく現れて居るのである。しかも閥族を前に控へて發布された大膽と苦心とは推測するに餘りあるであらう。この憲法は漢魏時代の風を帯びた如何にも立派なる文章であり、その大精神は初めの三ヶ條に存する。

一曰以和爲貴。無忤爲宗。人皆有黨。亦少違者。是以或不順君父。乍違于鄰里。然上和下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。

二曰篤敬三寶。三寶者佛法僧也。則四生之終歸。萬國之極宗。何世何人非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三寶。何以直枉。

三曰承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。方氣得通。地欲覆天。則致壞耳。是以君言臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。

第一條に先づ平和主義を高調し、閥族の鬭争に對する一大鐵槌となすと共に、特に君父に順はざるものあるを擧げ、上和下睦、君臣父子の道を説き、第二條に佛教に對する國家の態度を明かにし、必信といはずして篤敬といはれたところ、に信仰の自由を重んぜられて居り、第三條は天皇の神聖を力説し、詔を承けては必ず謹み慎めと繰反されて居る。次に大切なる條文は第十二條、第十七條の二條である。

十二曰國司國造。勿斂百姓。國非二君。民無兩主。率土兆民。以王爲主。所任官司。皆是王臣。何敢與公賦斂百姓。

十七曰大事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯遠論大事。若疑有失。故與衆相辨。辭則得理。

第十二條は君と臣と民との大義を明かにし、以て閥族政治を打破すべき改新の宣言であり、第十七條は明治天皇の五箇條御誓文の一なる、廣く會議を興し萬機公論に決すべし」と同一の御精神が現れてゐる。

さて來目皇子一たび九州に下りたまへば二萬五千人の大兵衆立ちに集まつた、皇子薨去せられ我が軍遂に海を渡るに及ばなかつたけれど、威容を示すには十分であつた。今や冠位は制定せられ、憲法もまた肇作せられた、太子はいよ／＼支那と對等の國交を開かんとし、十五年七月(隋煬帝大業三年)小野妹子を隋に遣したまひ、これまで我が天皇を倭王と稱してゐたのを改めて、日出處、天子致書、日沒處、天子無恙と書き出せる國書を贈られた。これは寧ろ大膽に過ぎた冒險であつたらう、恐らく太子もこの國書が支障なく直ちに隋の朝廷に受け入れられようとは豫期されなかつたであらう、たゞ妹子の手腕に信頼して派遣されたのであり、妹子は太子の知遇と我が國の名譽との爲め死を決して門出したに相違ない。果せるかな煬帝は蠻夷の書無禮なりと怒つて之を却けた、併し妹子はオ、メ、／＼と退却する人でなかつた、遂に隋朝の諒解を

得て、正使裴世清、副使遍光高副使の名は元興寺縁起に出で、あると共に彼の國を出發して歸朝する事となつた。太子は大に裴世清等を歓迎せられ、やがて一行を引見したまひ、こゝに日隋の間に對等國交が結ばれた。翌十六年妹子は裴世清の歸國を送り、第二回の使節としてまた隋に遣されたが、その時の國書は東天皇敬白西皇帝と書き出されて居り、最早我が天皇を倭王など、稱しないこと、なつて、我が國は立派に國家の體面を維持する事を得た、そしてこゝに永く外國に對する皇國の態度は定まり、神聖なる國家を繼續することを得たのである。この第二回の遣隋使派遣に就いて注意すべきことは、留學生の派遣である、彼等は多く太子に發見せられた英材俊髦であり、皆文物制度の研究者として入隋せしめられた人々であつた、中には後ち大化改新の功勞者たる南淵請安、旻法師及び高向玄理などが選に入つて居る、即ち太子は一大改革實現の準備として彼等を派遣せられながら、不幸にして早く薨去せられたため、彼等は中大兄皇子の下に大化改新の事業に貢獻したのである。

更に太子の御事業について他に述べなければならぬ事の一は初めて法

留學生派遣

法興の建元

興といふ年號の建元であり、二は初めて肇國以來の國史編纂である。年號の事に關しては既に總説補助學の章年代學の條に縷述して置いたが、この支那に行はれてゐた年號制を採用せられたのは普通には法興といふ年號がたゞ法興寺を建てられたことを紀念するものであり、私年號に過ぎないといはれてゐるけれど、總説にも述べたやうにこれを私年號でないとすれば、法興元年が推古天皇即位太子攝政の年とするのが妥當である。然るに、崇峻天皇の末年に當つてゐることはこれ或は日本書紀の紀年に誤あるためであるかも知れない、もしこの當時日本書紀の紀年を正しとしても、この年號制定は少くとも崇峻天皇の御發案でなく、太子の御意見に出でたとすべきであらう。

次に我が國史の編纂が太子によつて始められたことにも太子の理想が窺はれる。その國史は、蘇我氏滅亡の折焼かれてしまひ、内容を詳にすることが出来ないけれど、目錄だけは幸に日本書紀に天皇記及び國記、臣連伴造國造百八十部并に公民等の本記と載せられてゐる。思ふに國史の編纂はわが肇國の古に復る國民思想の鼓吹であり、自國に對する完全なる内的自覺の現れで

國史の編纂

ある、その天皇記を第一に、國記を第二に置かれて居るところに太子が天皇を以てわが國體の中心としたまふ御精神が窺はれる。

猶ほ總説、國史の範圍の章に敘述したやうに、神武天皇の御即位以來推古天皇の八年に至るまでが一千二百六十年となつて居り、それが一節二十一元(一千二百六十年)を一周期として大變革の時機が來ると云ふ支那の織緯説から割り出されたものであるといふ那珂通世博士の説に従へば、日本書紀の神武天皇以來の年紀は、同書編纂の際に定められたとするよりも、更に溯つて太子の國史編纂の際とすべきであらう。蓋し神武天皇即位の年が確實に知られざりしと、當時織緯説の行れてゐたことは、恰も推古天皇九年に當つてゐた辛酉の年を同じく人皇第一世天皇即位の年と定むることによつて、こゝに一大改革を行はんとしたまふ太子の御理想を最も多く力づけたものであり、國民をして新時代に入らしむる氣運を作り上げ得たものであるまいか。

太子の外國文化攝取の態度は留學生の派遣にもよく現れてゐる。太子以前にあつては、我が國の學問、美術、音樂、工藝等すべて歸化人によつて消極的に

神武天皇以
來の年紀

太子の積極
的態度

外國から輸入されたに過ぎなかつた。従つて支那の文物が偶直接に傳へられたものもあつたけれど、多くは朝鮮殊に百濟を経て我が國に入つて來た、それがまた我國で百濟を保護された理由の一でもあつたらう。然るに太子は留學生を派遣して直接に、そして積極的に支那の文物を輸入し、自主的見地の上之を日本化せしめんとせられたところに、太子が日本文化の父母であらせられる所以が見られる。太子は天文地理(占星風水の學)まで研究されたと傳へられるほど博學であらせられ、美術工藝の方面にも深い御趣味があり、鞍作鳥の靈腕を認めて之を任用したまうた、前章に述べた法隆寺の金銅釋迦如來像の外に、同寺の金銅藥師如來像(太子が推古天皇と共に用明天皇の爲めに作らしめられたもの)もまた同人の作に成つたのであらう。

太子の造立になつた寺塔は四十六院あつたと傳へられてゐるけれど、法王帝説には四天王寺、法隆寺、中宮寺、橘寺、蜂岡寺(今の太秦廣隆寺)、平子尙氏佛敎藝術之研究、太秦廣隆寺の草創及びその舊地について(參考)、池後寺(今の法起寺)、考古界第五篇平子尙氏、法輪寺法起寺建立年代の考證(參考)、葛城寺(今廢絶す)の七

太子建立の
寺塔

法隆寺の佛
教藝術

寺であるといつてゐる。しかし當時のものが多く今日に保存されてゐるのは獨り法隆寺だけであつて、前に擧げた薬師如來、釋迦如來の尊像をはじめ、夢殿の秘佛救世觀音、又は玉蟲厨子の如き、太子當時の貴重なる遺物である。また次の時代のものであるが、四天王像も木造の佛像にして銘記を有せる最古の作であり、我が國に於ける佛教初期の大切なる資料と稱せれる(法隆寺大鏡には太子の御影、法華經義疏、四十八體佛等をはじめ獻納の御物をも收めてある)。その様式に支那北魏の佛像と同じものがあることなども高麗佛教との關係を想はしめる。天平十九年に上つた法隆寺流記縁起資財帳の寫本が同寺に傳はつてゐて、これらの傳來等を知ることが出来るのは幸である。

法隆寺は世界に於ける最古の木造建築であり、大陸建築に日本精神を吹き込んで出來た偉大なる藝術である。その建築年代については嘗て伊東忠太博士が「法隆寺建築論」(東京帝國大學紀要)を著し、その推古天皇時代の様式を有せるものたるを論斷せしに止まつてゐたが、再建非再建の議論やがて八釜しく、關野貞博士は史學雜誌第十六編に於いて「法隆寺金堂塔婆及び中門非再建

法隆寺の再
建非再建論

法隆寺金堂壁畫

西方南側の一部阿彌陀如來
の挟持である。



志願寺金堂壁畫
西式附冊の一册四版五印本
C. 1915. 2. 20.

論を公にして、唐尺と高麗尺との相異に及び、尺度上よりその非再建説を立證せんとし、平子尙氏更に歴史地理第七卷に「法隆寺草創考」を寄せ、記録等によつてまた推古天皇時代のものなるを論ずるや、喜田貞吉博士は同誌上に「法隆寺の再建を立證して一部の藝術史家の研究方法を疑ふ」と題し、盛に關野博士の説を駁し、且つ史學雜誌にも關野平子二氏の「法隆寺非再建論を駁す」なる論文を載せ、歴史地理の如き一時殆んど全誌を法隆寺建築論で埋めてゐた程である。併し、歸する所は日本書紀の天智天皇九年夏四月癸卯朔壬申、夜半之後、災法隆寺、一屋無餘、大雨雷震の記事が錯簡なりや否や、又現今の法隆寺建築が果して推古式なりや否やといふにあり、喜田博士はこの記事は錯簡にあらず、又藝術史家の所謂何々式と稱するものが、必ずしも十分に研究された結果でない、獨り法隆寺の建築のみならず、他にも少しづつ、時代を後らせねばならぬものがある、その傍證を擧げて再建論を主張せしに、史學雜誌第十六編同博士「記録上より藥師寺金堂三尊の年代を論ず」参考、平子氏は日本書紀の文を錯簡なりと斷じ、史學雜誌第十六編同氏、繼體以下三皇紀の錯簡を辨ず参考、且つ法

隆寺縁起流記資財帳等によりて、現在の金堂が必ず推古天皇時代のものなるべしと論せらるゝなど、一時は甚だ賑やかなことであつた(木村貞吉氏編輯の法隆寺論抄参考)。この論戦はまだ今日に残されて居り、近年五重塔下に発見された空洞の調査から、この問題が再燃したけれど、また同じく解決を見るに至らなかつた。

太子はまた四天王寺に施薬院、悲田院などを設けて社會事業にも大に力を盡された、そして曩きに支那に遣された留學生の歸朝を待つて氏姓制度の革新、政治組織の改造等をはじめ、改新の御事業に手を着けたまふ御考であつたところ、天壽を假さず、推古天皇三十年正月二十二日御病に罹られ、一ヶ月の後二月二十二日(太陽曆に換算すれば四月十一日)御年四十九歳にして薨去になつた。太子の御傳は日本書紀以外では法王帝説が最も信用すべきもので、その古寫本が京都の知恩院に藏せられ、それに狩谷校齋が注釋をつけ、更に平子尙氏の補注したものが活版になつて居る。またこれまで最も普通に行はれて居り、爲めに却つて太子の御事蹟を誤まり傳へてゐる聖德太子傳、曆は延喜

太子の社會事業

太子の御傳

の頃に出來たもので(藤原猶雪氏の復原聖德太子傳、曆参考、御生年すら誤まつて居る、塙保己一が之を群書類従に採らずして續群書類従に收めたのは彼の識見の高きを偲ばしめる。なほ久米邦武博士の上宮太子實錄、平安考古會の聖德太子論纂、及び聖德太子奉讀會から公にしてゐる拙著聖德太子御傳及び聖德太子小觀を一讀して貰ひたい。

かくて聖德太子の御事業は實に我が國史に於ける偉大なるものとして遺されて居る。それが太子の御一族に禍して太子の薨後は蘇我氏の專横その極に達し、遂に山背大兄王をはじめ御一族皆亡ぼされ給ふに至つた。しかしやがて太子の御再生とも申すべき中大兄皇子が太子の精神を繼承して蘇我氏を亡ぼしたまふや、太子によつて支那に派遣された學者たちを顧問として、大化改新の事業がこゝに實現した。

中大兄皇子

第二 改新修制時代

中大兄皇子は舒明天皇の皇子で、天資英明の御方であらせられた蝦夷入鹿

大化改新と
明治維新

父子の専横に、蘇我氏の信望全く地に落ちたのを見たまひて、中臣鎌子(藤原鎌足)と密に議して三韓朝貢の日入鹿を誅せられ、ついでその父蝦夷を襲ひて蘇我氏の本宗を滅し、こゝに孝徳天皇の即位となり、年號を大化と稱し、改新の事業がいよゝゝ實行された、これが所謂大化改新である。その聖徳太子を師としたまひしは、孝徳天皇齊明天皇御二代の間、皇太子として改新の衝に當られたことが之を證明して居る。前にもいつたやうにこの以後大化改新と比較するに値する史的事象はたゞ明治維新あるのみといつてよい。明治維新は國民の自覺によつて武家制度が打破せらるべき運命となつてゐたとき、外交難に遭遇した徳川幕府が瓦解して實現したものであるが、この蘇我氏の滅亡と共に出來た大化改新と一千二百餘年を隔て、面白い對照をなしてゐる。固より兩者の間、その時勢に大なる相異があつて、社會の進歩發達をはじめ四圍の事情に單純と複雑との差があるとはいへ、一は西洋文化によつて、一は支那文化によつて二大改革が制度の上にも根本的に行はれたところ、いろゝゝ類似があるのである。それで大化改新は我が國史に於ける一大劃期的のも

欠

欠

改新に對する貴族階級の不安

皇極天皇の重祚

にして冠位官職を有するものには位祿職封があり、新に公民となつた部族や部曲の民には口分田が與へられて、寧ろ生活の安定を得たとも推測せられる。且つ班田收授の如きも漸次實行の途に上つたのであり、その改新事業は割合に支障なく進んだであらう。たゞこゝに考ふべきは如何にも大袈裟で、又餘りに急激に行はれた觀があり、勢力ありし貴族階級などに不安があつたのも已むを得なかつたであらう。或は秦の始皇帝がその臣李斯を參謀として封建制を郡縣制に変更したのと多少同じやうな情勢があつたらしい、既に孝徳天皇すら幾分心よからぬ御氣色があらせられたことが日本書紀白雉四年の條などにほの見えて居る。尤も上に述べたやうに改新事業のすべてが必ずしも直に實行せられたのではない、また徹底的に實行する能はざるものもあつた、例へば田莊を罷むる詔があつても、天智天皇紀、持統天皇紀等に猶ほその存在してゐたことが見えて居るのを見れば、天下均一に遂行されたとはいへない、これは明治四年版籍奉還の場合と對照して考察すべきものであらう。

中大兄皇子は孝徳天皇崩じ給ひて後も即位し給はず、皇極天皇御重祚あり、

天皇重祚の
初例

朝鮮の形勢

齊明天皇と申し上げる、天皇の重祚したまひし初例である。かく中大兄皇子が猶ほ皇太子を以て政を執られたことは聖徳太子の先例を追はれたのであらうが、想ふに天皇の位にまし／＼しては祭祀その他の儀式など多くて、政治外交等に専念せられることが出来ない事情のあつたためであり、寧ろ改新事業の遂行に都合がよかつたからであらう。

さて欽明天皇の御代、我が任那日本府が滅びてからは、屢々恢復の軍を發せられたけれど、抄々しきことなく、聖徳太子の征新羅計畫も來目皇子の薨去によつて停頓し、その儘になつてゐた。支那に於いて隋は全國統一の餘威を以て朝鮮に迫り、高麗、百濟の二國連合して之に抗せんとし、新羅は遠交近攻の策を立て、隋に通じて百濟を取らんとしてゐたが、隋の大軍高麗を討つて敗績し、新羅また却つて高麗に攻められ、一時その勢力を失つた。然るに隋は幾くもなくして亡び、唐之に代つて新興の勢凄まじく、また北の方高麗を壓迫せんとするや、新羅は唐に通じて、近く百濟に兵を出した、この時が恰も我が齊明天皇の御代に當つてゐたのである。皇太子中大兄皇子は唇破れて齒の寒からん

百濟滅ぶ

我が援軍白
村江に敗る

朝鮮全く我
國に離る

ことを慮り、欽明天皇以來の國是に従ひて、百濟を救援せんとしたまひ、南朝鮮はこゝに日支衝突の衝となるに至つた。當時新羅王金春秋(太宗武烈王)は金庾信を用ひて、國勢を振興し、遂に百濟を滅した、百濟の遺臣等乃ち我が國に援兵を請ひしに、皇太子直ちに百濟再興の軍を發し、且つ齊明天皇を奉じて筑紫に下り、海外の師を督せられた、そして唐また兵を出して百濟の地に入り、我が軍は唐兵と白村江(白村江)錦江の下流ならんに戦つたが、遂に敗績し、百濟の兵も唐將に降つた。偶々天皇朝倉の行宮に崩じ、皇太子は二たび兵を出すことを止めて、筑紫を引揚げられたが、ついで新羅は唐と共に高麗を攻めてまた之を亡ぼし、朝鮮半島は全く我が國から離れてしまつた。その後新羅の朝貢は聖武天皇の御代まで時々行はれて居たが、固より親密なる關係からではなく、天平四年に山陰、西海二道に節度使を置かれたのも、新羅に對する防備のためであり、淳仁天皇の天平寶字四年にまた東海、南海、西海の節度使を置かれたのも、新羅征討のためであつた、そして新羅人の來朝は遂に仁明天皇の御代一切禁せられてしまつた。この百濟高麗二國の滅亡は、その遺民をしてまた多

く我が國に歸化せしめ、諸國に住して有力なる人々も少くなかつた(歴史地理第五卷松本愛重博士「三韓歸化人の分布について」参考)。

皇太子が白村江の一敗後、直ちに我が軍を引き旋されたのは非常の英斷といはねばならない、これは皇太子が蘇我氏を滅して大化改新を斷行せられたと同じ筆法であつたかと推察し奉る。神功皇后の新羅克服以來、久しく我に服屬してゐた朝鮮が、どうして皇太子に惜くないことがあらう、殊に齊明天皇を奉じて西下せられた皇太子の意氣込は、一度の敗戦ぐらゐで朝鮮を見捨て得らるべきものでなかつた。併し翻つて我が國と朝鮮との關係を見れば、百濟は既に我が厄介物でもあつた、長い年月の間文物を我が國に輸入して呉れたとはいへ、聖德太子によつて支那と對等の通交が開けてから、百濟を我が勢力範圍としてこれを援けねばならなかつた所以は、主として從來の因縁と日支航路の安全との爲めであつた、且つ唐の勢力如何を考ふれば、唐と衝突することが決して我が利益でなかつたのみならず、今後ますます、彼土の文物を輸入するには、圓滿に日支衝突の局を結ばねばならなかつた。もし百濟地方を

中大兄皇太子の英斷

北路と南路

我が勢力の下に置くべき必要が、支那との通交に於いてその沿岸航海の安全といふことにあるならば、この南朝鮮の沿岸航路が遣唐使の往復して居た所謂北路であつて、推古天皇の御代以來この航路を取つてゐたのである、後ち新羅統一時代に入ると、多くこの航路を取ることを得ず、平戸值嘉島附近から直ちに支那海を渡るの已むなきに至つたのが所謂南路であつて、その危険なりしことは幾多の實例がある、今や百濟亡びて支那の鎮將がその故地に置かれてゐる以上、先づこの鎮將との間に平和が回復されてこそ、二たび支那と通交を開くにも、その航路の安全が期せられるのである、それには改新の事業僅に緒に就いたのみであり、猶ほその事業を完成するには、律令の頒布をはじめ施設すべきもの多かつたことに想ひ到れば、久しく外征に勞する譯に行かぬとしたまひし皇太子の英斷は、最も機宜を得たものであつたらう。

たゞ自主的外交には相手國の壓迫を被らぬ準備が必要である、また唐は近く朝鮮半島にまで版圖を擴張してゐるのであるから、大陸の風雲が直ちに我が國に及ばないやうにして置かねばならぬ。皇太子は韓土を抛棄したまふ

國防を盛にす

唐使劉德高
來る

遣唐使

國書の交換
なし

と共に對馬、壹岐の二島及び讚岐屋島、大和高安山などに城を構へ、殊に筑紫には太宰府を置き、掾城を左にし、大野城を右にし、水城を前に築いで防備を嚴重にせられた。そして唐と復交の事について間もなく着手したまひしと見え、百濟の亡びた翌年既に唐の百濟鎮將劉仁願は郭務悰等を我が國に遣し、表を進め物を獻らしめて居り、翌々年には郭務悰が唐使劉德高を案内して我が國に來朝して居る。こゝに唐との國交再び舊に復した。朝廷では、今ならば觀兵式ともいふべき事をなされて我が陸軍の威容を示され、大に唐使を饗應せられた。その歸國の時には、返禮かたふ守君大石等を唐に遣されてゐる。

こゝに遣唐使のことを一ト通り述べて置きたい。既に推古天皇の朝に國書の問題が解決したとはいへ、支那の朝廷には猶ほ我が國を東夷として待遇する思想があつた。唐朝との通交は舒明天皇の御代に始まつたのであるが、かく兩國の關係に微妙な點が存してゐた。ゆゑこれを紛糾せしめないやう、遣唐使はこの後國書を持つて行かなかつたと推測される。僧空海の文集遍照發揮性靈集に彼が桓武天皇の延暦二十三年遣唐大使藤原葛野麻呂に従つて

支那に對する國民の意氣

日支通交關係の參考書

入唐せし折、大使に代つて福州觀察使に與へた書がある。その中に明かに此の事を述べて、「我國淳樸已降、常事好隣、所獻信物不用印書。所遣使人無有奸僞、相襲其風。于今無盡」といつて居る。想ふに支那からは我が國に對して、自ら中國たる誇を失ふまいとし、我が國からは對等の使聘を以て通交し、支那に向つて一歩も譲らない意氣を示してゐたのである。従つて我が遣唐使にして同時に支那に朝貢せる諸國の使と席次を争つたこともあり、使人や留學生、學問僧など彼の國の學者、文人と交際して大に重んぜられたものが少くない。次の奈良朝時代に入つて、安倍仲磨の如きは風浪の爲めに我が國に歸れなくなり、遂に留まつて安南都督となつた程、彼の朝廷でも重用された。遣唐大使藤原清河もまた同じく歸朝することが出來ず、祕書監といふ官に任せられ、唐土に薨じた。

支那との國交關係については、僧周鳳の善隣國寶記及び續善隣國寶記に室町幕府專横時代までのものを一ト通り載せてゐる。また松下見林の異稱日本傳は支那の史籍に散見して居る日本關係の資料を編集したもので、改定史籍

集。覽。に。收。め。て。あ。る。最。近。の。著。書。で。は。木。宮。泰。彦。氏。の。日。支。交。通。史。或。は。筑。波。藤。麿。氏。の。日。唐。通。交。と。そ。の。影。響。な。ど。が。あ。る。ま。た。奈。良。朝。時。代。の。遣。唐。使。の。歌。は。萬。葉。集。に。載。せ。ら。れ。て。あ。り。鑑。真。和。尙。東。征。傳。も。參。考。に。資。す。べ。く。群。書。類。從。に。收。め。て。あ。る。が。影。本。と。し。て。世。に。出。で。た。古。典。保。存。會。の。東。寺。傳。來。本。が。最。も。善。本。で。あ。る。遣。唐。使。に。關。せ。る。制。度。は。延。喜。式。な。ど。に。も。見。え。て。あ。る。

遣隋使并遣唐使表

遣隋使并遣唐使表

推古天皇 十五年七月、小野妹子を隋に遣し、鞍作福利を通事となす。
 同 十六年四月、妹子隋より至る。隋の大使裴世清、副使通光高共に來朝す。
 同 同年九月、裴世清等歸る。また妹子を大使とし、難波吉士雄成を小使とし、福利を通事として之を送らしむ。
 同 十七年九月、妹子歸朝す。
 舒明天皇 二年八月、犬上君三田稚、藥師惠日を唐に遣す。
 同 四年八月、唐高表仁をして三田稚を送らしむ。
 孝德天皇 白雉四年五月、大使吉士長丹、副使吉士駒等一船に乘り、大使高田首根麿、副使掃守連小唐一船に乘り唐に遣さる。七月、根麿等薩摩の附近の海に没死す。

同 白雉五年二月、押使高向史玄理、大使河邊臣廣、副使藥師惠日、判官書直麻呂、宮首阿彌陀、尚君宜、置始連大伯、中臣間人連老、田邊史鳥等二船に分乘し唐に遣さる。

玄理唐に卒す

孝德天皇 同年七月、吉士長丹等歸つて筑紫に至る。

齊明天皇 元年八月、河邊臣廣等歸朝す。

齊明天皇 五年七月、坂合部連石布津守連吉詳を唐に使せしむ。大使石布等南海の島に殺され、副使使命を果す。

天智天皇 四年、守君大石等を唐に遣す。

同 八年、河内直鯨を唐に遣す。

文武天皇 大寶元年正月、粟田朝臣真人を遣唐執節使とし、高橋朝臣笠間を大使とし、坂合部宿禰大分を副使とす。

文武天皇 慶雲元年七月、粟田朝臣真人唐より歸朝す。

元正天皇 靈龜二年八月、多治比真人縣守を遣唐押使とし、阿倍朝臣安麿を大使とし、藤原朝臣馬養を副使とす。九月、大伴宿禰山守をして代つて大使たらしむ。

同 養老二年十二月、多治比真人縣守歸朝す。前年の使坂合部大分また從つて至る。

聖武天皇 天平五年三月、遣唐大使多治比真人廣成、副使中臣朝臣名代等拜朝す。四月遣唐四

船難波津より進發す。

聖武天皇 天平七年三月、廣成等歸朝して節刀を進む。

孝謙天皇 天平勝寶二年九月、藤原朝臣清河を遣唐大使とし、大伴宿禰古麿を副使とす、判官

主典各四人。

同 天平勝寶三年十一月、吉備眞備を入唐副使とす。

同 天平勝寶四年三月、遣唐使等拜朝す。閏三月、節刀を賜ふ。

同 天平勝寶六年正月、副使大伴宿禰古麿、吉備眞備歸朝す。

淳仁天皇 天平寶字五年十月、仲真人石伴を遣唐大使とし、石上朝臣宅嗣を副使とす。

同 天平寶字六年三月、遣唐副使石上朝臣宅嗣罷む、藤原朝臣田麿を副使とす。四月、

遣唐使の船を二艘とし、判官中臣朝臣鷹主を使となし、節刀を賜ひ、高麗朝臣廣

山を副使とす、風波によりて罷む。

光仁天皇 寶龜六年六月、佐伯宿禰今毛人を遣唐大使とし、大伴宿禰益立を副使とす。

同 寶龜七年四月、遣唐使に節刀を賜ふ、閏八月、信風を得ずして博多に歸る。十一月、

大使佐伯今毛人歸京す。十二月、益立を罷め、小野朝臣石根、大神朝臣末足を並

に副使とす。

同 寶龜八年六月、大使今毛人病むを以て、副使に勅して進發せしむ。

同 寶龜九年十一月、使等唐使と共に歸る、副使石根、唐使趙寶英等、裂没す。

桓武天皇 延暦二十年八月、藤原朝臣葛野麿を遣唐大使とし、石川道益を副使とす、判官錄事

各四人

桓武天皇 延暦廿三年三月、遣唐使拜朝す。

同 延暦廿四年六月、葛野麿來歸し、七月、節刀を進む。副使道益唐の明州に卒す。

仁明天皇 承和元年正月、藤原朝臣常嗣を遣唐大使とし、小野朝臣篁を副使とす、判官四人、錄

事三人。

同 承和三年四月、使等拜朝す。五月、解纜。七月、暴風に遇ひて太宰府に歸る。

同 承和四年三月、使等また節刀を賜ひ京を發す。

同 承和五年七月、第一船第四船進發す、ついで第二船また發す、小野篁船の事により、

病と稱して留まる。十二月、篁を隱岐に配す。

同 承和六年九月、常嗣歸朝し節刀を進む。

宇多天皇 寬平六年八月、菅原朝臣道眞を遣唐大使とし、紀朝臣長谷雄を副使とす。ついで

道眞上奏して遣唐使を止めんことを請ひ、この後遣唐使の事止む。

次に蝦夷克服の問題について述べれば、景行天皇の御代、日本武尊の東征に

は主として利根川流域であつたやうに國史に傳へて居るが、その後、山道は下

阿倍比羅夫
の蝦夷討討

野より海道は常陸より、また北陸方面は越の國から次第に進出したん、蝦夷を奥羽の北部に壓迫したのであるが、氏姓時代にあつては尙ほ多く進捗し得なかつた。しかも蝦夷の騷擾したことが、屢國史に見え、奥羽地方に蕃衍してゐた蝦夷が時に境を侵したとすらあつたが、齊明天皇の四年に先づ阿倍比羅夫をして海上から今の秋田邊に於ける出羽の蝦夷を討たしめられ、翌年のころ肅慎人と衝突したことが傳へられてゐる。奥羽の拓殖事業はまた新しい時期に入つたのである。肅慎人と衝突した地を或は今の樺太に擬する人もあるが、それは如何であらう、また北海道まで比羅夫が軍を進めたにしても、拓殖上にはあまり効果がなく、一時的の進出に過ぎないのであつた(史學雜誌第二十一編白鳥庫吉博士「肅慎考」參考)。又この齊明天皇の御代に於ける比羅夫の北伐と朝鮮の離叛とを混雜して、西の方に朝鮮を失ひたるが爲めに、東の方に奥羽の拓殖が行はるゝに至つたと論ずるものもあるが、朝鮮の離叛は支那に關係したことであり、東北拓殖の事あるがために我が軍を旋された譯ではない。日本書紀によれば比羅夫の出征は朝鮮への出兵以前のことであつて、

欠

欠

有する人々を生じたのは當然である。明治の初年に一時盛であつた西洋崇拜の裏面に、國粹保存の聲がだん／＼起つて來たと同じ有様であつたらう。この時代に現れて來た反動的勢力を代表したお方が實に皇太弟大海人皇子、天武天皇であらせられた。そして天智天皇と大海人皇子との御間柄が多少善くなかつた事情も、額田女王に關した萬葉集の御歌で拜察される。それらが大海人皇子の皇太弟を辭せらるゝことゝなり、大友皇子が代つて皇太子となり、たまひし事情に推し進んで行き、時の人は大海人皇子の吉野に入りたまへるを評して、虎を野に放つが如しといつた。かくて壬申の亂が起つたのは遺憾である。史。海田口卯吉博士の諸篇及び久米邦武博士の奈良朝史參考。

近江令
鎌足に藤原の姓を賜ふ

天智天皇はその御治世の初め六年の間猶ほ制を稱して即位したまはず、七年はじめて大津の宮に御即位あり、やがて鎌足等に命じて令二十二卷を撰修せしめられた。これが所謂近江朝廷の令である。今傳はつてゐないけれど、日本書紀によつて多少推知することができる。八年鎌足病にかゝるや、天皇その邸に行幸せられて親しく病を問ひたまひ、ついで大織冠の位を授け、内大臣に

任じ、藤原の姓を賜はつたが、享年五十六にして遂に薨じ、後ち大和の多武峯に葬られた。今の談山神社はその神靈を祭る處である。藤原氏興隆の基礎は全く鎌足によつて築き上げられたといつてよい。群書類從所収家傳上參考。ついで佐伯子麻呂をはじめ有功の諸臣殆んど皆この御代に薨じ、天皇崩御の後、大友皇子を輔佐する器量の人物がなかつたため、壬申の亂を生ずるに至り、皇子は遂に秦の二世皇帝の運命に遭遇せられ、天武天皇は漢の高祖に比し奉るべきお方とられた。

さて大友皇子は果して御即位になつたであらうか、日本書紀に御一代としてないのは果して曲筆であらうか、古事記を勅撰したまひし程の天武天皇がもし御即位になつた大友皇子に弓を彎かれたとすれば國體の上からも議すべきことになるであらう、それについて古來二説に分れてゐる。徳川時代の初め那波活所は帝王曆數圖に大友皇子の即位説を主張したが、平出鏗次郎氏これを史學雜誌第八編に紹介し、この説或は藤原惺窩に基くならんと推し、その大日本史によつて解決せられたるものなるを述べられて居るが、大日本史

大友皇子の
即位非即位
論

の即位説は、第一日本書紀の曲筆にあらざるかを疑ひ、第二壬申の亂の間天下に主なき筈なしと疑ひ、第三に即位の事を記されたる水鏡や立坊次第に據れば即位せられたことが明であるといふのである。尤も大友皇子の即位せられた事は、この外大鏡扶桑略記年中行事秘抄及び西宮記等にも出て居るか、大日本史に御歴代に加へた後は、學者大抵之に加擔し、明治三年七月弘文天皇と追諡せらるゝに至つたが、平出氏も猶ほ即位について多少疑を存し、天智天皇崩御の日即位せられたことの餘りに急に過ぎてその先例なきこと、弘文天皇の後なる淡海三船の編と傳へられる懷風藻に即位の事を載せてないことが、即位説に多少研究すべき餘地があるであらうと結論されてゐる。

これについて即位反對説は、喜田貞吉博士によつて公にせられ、(歴史地理第七卷)女帝皇位繼承の先例についてといふ論文に、天智天皇の次に即位されたのは皇太子大友皇子にあらずして、皇后倭姫ならんと推定されたところ、那珂通世博士は之を駁して、その然らざるを論せられ、喜田博士また之に答へて、同誌上に、倭姫は果して即位し給ひしかと題し、大安寺縁起流記資財帳を引いて

倭姫の或は即位せられたるならんことを推論し、藝文第六年誌上にも「中天皇考」を出し、更に「後淡海宮御宇天皇論」史林第七卷に於いて皇后倭姫の即位説を強調された。この中天皇説は推古天皇以後元正天皇に至る女帝即位の實例や大安寺縁起流記資財帳にある文によれば、一見尤もな説のやうであるが、併しながら大友皇子が即位せられなかつたからといつて、倭姫の即位が必ず實現したとは考へられない。日本書紀には皇太弟大海人皇子(天武天皇)が天位を辭讓し給へるとき、の奏言にのみ、たゞ「洪業を皇后に付屬し奉り大友皇子をして諸政を宣せしめ奉らんとあるのみで、その後一言も皇后倭姫に關する記事が見えてゐない、また大友皇子や大臣たちが盟誓をするところでも、みな大友皇子を奉じたのであつて、倭姫を奉じては居ない、そのみならず、近江朝廷の側が失敗に終つた條にも倭姫の記事が少しも見えて居らず、何等倭姫の即位説を確むべき資料がない。それだからといつて、扶桑略記や水鏡に何か本づける資料があり、また既に西宮左大臣の頃同じ説が存在した事が明瞭であるにしても、和田英松博士史學雜誌第三十一編西宮記考、必ずしも大友皇子即

欠

欠

やうなものである。

風俗禮儀の制

第三には風俗禮儀等に關しても、天皇は大御心を注がれた、即ち正月の節に兄弟以上の親若しくは氏長以外を拜することを止め、僧尼等の威儀、法服の色などの制を定め、且つ禁戒を立て、親王以下の服裝を一定し、また男女をして悉く結髪せしめ、跪禮、匍匐禮を止めて立禮とせられた。これは後ちに制定された大寶令にも關聯してゐる。又位階を改めて諸王十二階、諸臣四十八階と定められた。

伊勢神宮造替及び大嘗會の初め、在家佛教の初め、教化僧

第四には伊勢皇太神宮の御造替を二十年ごとく、し、はじめて大嘗會を御即位の始に行はれた。また家ごとに佛舎を作つて佛像佛經等を安置せしめ、家族主義と佛教とを密接なるものとしたまひ、且つこの御代には民間に教化僧といふものもあつて、小川陸之輔氏所藏の金剛場陀羅尼經の奥書に見えてゐる、總説「補助學」の章參照、佛教が國家的宗教として進展した間に、國民的宗教としても發達して行つた。

古傳保存と國史の編纂

第五には我が國の古傳の保存及び國史の編纂に心を注がれ、天皇親ら舊辭

を稗田阿禮に勅語し給ひしものが、後に古事記となつて現れたのであり、九年(日本書紀の十年紀)三月、川島皇子以下十二人に詔して帝紀及び上古の諸事を記し定め、中臣連大島平群臣子首をして之を筆録せしめられたが、また歌男、歌女、笛吹きなどの家にては子孫に傳へて歌吹を習はしめ給ひしが如き、一方に於いて新政の進展に力めたまふと共に、他方に於いては舊慣古事について注意したまひしことの如何に大なりしかを推察し奉る。後の令制に於いて我が國に特有の官たる神祇官の如きは、既に日本書紀持統天皇三年紀に見えてあるのに據るも、その設置が晚くとも天武天皇の御代に定まつてゐたこと、想はれる。また支那輸入の漢字の外に、新字四十四卷を撰ばしめたまうたのもこの朝であつた(總説補助學の章古文書學の條參考)。

神祇官の設置

持統天皇の稱制

藤原京遷都

天武天皇崩御の後、皇后持統天皇三年の間稱制したまひて即位あり、その稱制の三年に令二十二卷を諸司に頒たれたところ、不便なるものも發見せられ、漸次之を改正したまひしことが日本書紀に見えて居る。天武天皇は八年十二月藤原宮を經營せられて遷都したまひ令の都城制など更定すべきものを生

大寶律令の頒布
養老の修正

じ更に律令の修撰を行はるゝこと、なつて、刑部親王藤原不比等、下毛野古麻呂、伊吉博徳及び伊余部馬養等その任に當り、文武天皇大寶元年八月に至つていよゝ天下に頒布されたものが實に大寶律令である。大略天武天皇の御代に定められたものに准據したと續日本紀に述べてゐる。今傳はるところの律令は後ち十七年を経て元正天皇の養老二年また之を修正せられたもので、之を養老律令と稱する。大體に於いて大寶律令と異なるところが少い。その詳細は令義解并に令集解及び律殘編律逸等に就いて研究すべきであるが、唐には永徽令既に亡び、近年佛國ベリオ氏の力によつて公式令の一部が發見せられた外、纔に六典等によつてその一般を推すに過ぎざるに、我が國には幸に養老令が殆んど全部今日に傳はつて居る。之に反して我が國では律の文多く亡びたるに、支那に唐律の保存せられてゐるのは不思議な對照である。大要は法制類纂の中にも説明してある。その頒布及び修正については、皇典講究所講演に増田于信氏の説があり、高橋萬次郎氏の律令に關する研究も參考すべき論文である。最近のものとしては、史學雜誌第三十九編にある三浦周行

博士瀧川政次郎氏等の大寶律と養老律とに就いての論文も参考とすべく、又瀧川氏の律令の研究(中田薫博士の「養老令の施行期に就いて」法制史論集所收)を併せ見る可きであらう。

尤も此の律令は支那の法典によつた一種の通文體で書いてあり、一般の人には解し難い處が多かつたので、頒下になつた後六日既に明法博士を西海道以外の諸道に遣して之を講せしめられてゐる。しかも之を實施するに及んで、幾くもなく改補すべきものを發見した例へばその翌年五月に大伴宿禰安麿等五人をして朝政に參議せしめたのが、天平三年八月以後參議が常置になつた起原であり、慶雲二年四月には大納言四人を半減して更に中納言三人を置いたことをはじめ、官職の改廢職員の増減等が屢行はれてゐる。この令制以外に置かれた官職や、令制にある官職の權官等をすべて令外官といふのであるが、その他すべて令制を部分的に改補する詔勅、官符等を總稱して格と稱した類聚三代格はもと弘仁貞觀延喜と三たびにこの格を輯集せられたものを類聚したのである。また式は官吏の服務方をはじめ、帳簿の法式に至るま

令外官

格

類聚三代格

式

延喜式

交替式

で、施行に當つて必要な事などを記したものである。先づ神祇祭祀の種類をはじめ之に要する器具までも一々規定してあり、祝詞の文言はどんなものであるか、伊勢皇太神宮への供物は如何なる種類と數量であるか、又國々より貢上する調庸の品目數量は何程であり、國司が交替する場合には如何なる手續によるべきか等の細則などすべて之を規定してゐる。その大成したものは實に延喜式であり、實に一千年前に於ける政治の運用、社會の狀態等を研究するに重要な資料である。又弘仁貞觀の二式は政事要略や令集解などに残つて居る位であつたが、幸に弘仁式の一部が最近九條公爵家から發見されて古簡集影に收められ、既に學界に公にされて居る。交替式は延曆交替式(石山本)、貞觀交替式、延喜交替式(共に前田侯爵家所藏本)の三式とも幸に備はつて居る。尙律令は養老以後嵯峨天皇の御代まで二たび三たび刪定せられたけれども、大體に於いて養老律令が行はれてゐる。固より多く唐の制度に據つたもので、律の如きは刑期などが我が國に於いて寛大になつて居るぐらゐの外、その刑の種類(斬流徒杖)をはじめ殆んど文章に至るまで同様であるといつて可い

中央政府と
地方官

が政治の組織及び運用に至つては決して唐制そのまゝの模倣でなく、慎重に意を用ひて制定せられてゐる。先づ中央政府の組織が唐の尙書門下二省の制を取捨して統一を計つてあり、地方官は國司を中央から派遣されるのみで、郡司郷官等には譜代の人を任じ、地方政治は主として郡司が中心となつたもので、國司はその監督者たる位置にあつて之を制御する組織であつた。例へば正税の如き、各郡に設けられてゐる正倉に收納し、郡司が保管の任に當つたけれど、その鎖鑰は國司が預つて居り、國司も郡司も自由に正税を處分する事が出来ない様になつてゐた。そして國司は毎年大帳使、正税帳使、貢調使及び朝集使等所謂四度の使を中央政府に出し、部内の政績を上申するのであつた(史學雜誌第九編重田定一博士「四度使考」參考)。

四度の使

令は官位令、職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令、神祇令、僧尼令、戸令、田令、賤役令、學令、選叙令、繼嗣令、考課令、祿令、宮衛令、軍防令、儀制令、衣服令、營繕令、公式令、倉庫令、厩牧令、醫疾令、假寧令、喪葬令、關市令、捕亡令、獄令及び雜令の二十五令より成り、すべての方面のことを網羅してゐる。今その中位勳の制と中央地

位勳の制

方の官制及び田制税法等について略述しよう。
先づ位勳の制は一品より四品までを親王の位とし、正一位より從三位まで正從六階、正四位上より從五位下まで正從上下合せて八階、以上を勅授の位として諸王及び諸臣に賜ひ、更に正六位上より從八位下までの十二階を奏授の位とし、外八位及び大小初位の上下等を判授の位と定め、勳は一等より十二等まで、ある。

中央官制の
概略

中央政府は上に神祇官及び太政官二官があつた。神祇官は神祇の祭祀に關する一切の事を管する所、その長官を伯といひ、次官を大副、小副に分ちその下に大小の佑、史等があつた。職員令にこの神祇官を太政官の前に載せてあるのは、實に我が國體に出でたのであり、一般の政治を行ふ前に先づ神祇を祭らるゝことを示せるものといふべく、新年の政事始にもそれが行はれてゐる。
次に太政官は一般の政治を總管する所、その中に左右辨及び少納言の三局があつた。八省は左辨官と右辨官とに分屬し、その長官を卿といひ、次官を大少輔に分ち、その下に大少の丞録などが屬してゐた。先づ中務省は今の宮内

神祇官

太政官及び
八省

省の様なもので、天皇の左右に侍して獻替し、宮中の諸禮、詔勅の頒下、國史の監修及び天文占筮造曆などを司り、式部省は文官の選擧考課、大學國學及び考試などを掌り、治部省は五位以上の相續結婚及び祥瑞喪葬、國忌、寺院僧侶外蕃の事項を掌り、民部省は戸籍及び民政等を管掌する、これ等が左辨官に屬してゐた。また兵部省は武官の考課選擧、兵士以上の名帳、兵士の差發、兵器儀仗等を掌り、刑部省は今の司法省の事を行ひ、大藏省は國々から出る調貢、度量衡及び諸方貢獻の雜物などを管し、宮内省は同じく貢物中の雜物官田などの事や官の工業等を司る、これ等が右辨官に屬してゐた。その外に彈正臺は風俗を肅清し非違を彈奏する事を掌り、その長官を尹と云つてゐた。また軍制には衛門府、左右衛士府、左右兵衛府の五府があつたが、後に左右の近衛、衛門、兵衛の所謂六衛府となり、近衛は宮掖、衛門は宮門、兵衛は閤門を分ち守つたのであるが、諸國には凡そ六郡ごとに軍團を置き、正丁三人から兵士一人を徵發した。

これら省臺及び府等を統轄するのが太政官であつて、太政大臣は最高位に立つてゐるが、これを則闕の官とも云つて、殊に有徳の人が任せられたもので

彈正臺

太政大臣

則闕の官

一の上

喉舌の官

上卿

ある、初めは皇族の御方々のみであつたが、後には藤原氏、村上源氏の人々も任せられることになつた、その他の氏では平清盛、足利義滿、豊臣秀吉の三人ぐらゐがこれに任せられてゐるに過ぎない。太政大臣の次に左大臣、右大臣があり、實際の最高官として、左大臣をまた一の上と云つて居る。太政官には後に内大臣(令外官)があるが、大臣の下に大納言があり、百官の事を上に奏し、上の事を下に傳へるのであるから、喉舌の官ともいはれて居る。大納言は當番を定め、太政官廳に出勤してゐた、これを其日の上卿と云ふのである。その下に新に中納言が置かれたことは前にも述べたが、大中納言にはまた後に權官が出た。又ついで參議も常置の官となり、八省の卿などを兼ねしめられ、場合によつては大中納言に代つて上卿たることがあつた。公卿といふのはこれら大臣以下參議以上と、散位でも從三位以上の人々を稱するのであつて、その補任を編年に記載したものが公卿補任である。次に左右辨官があり、各大辨、中辨、少辨があつて、前にもいつたやうにそれ／＼八省の事を分掌する、そして驛鈴や内印(天皇御璽)、外印(太政官印)などを預つてゐるものに少納言が居り、書き

役としては大少外記と大少史とあり、外記は少納言局に、史官は辨官局に分隸してゐた。

地方官制の概略

地方官では京都に左右京職があり、その被管に東西の市司があつた。今の大阪の前身たる難波は殊に港津として要所であつたから、桓武天皇の御代に普通の國となりしまで、攝津職を置いて津の國を兼攝せしめてゐた。又奈良朝時代には離宮の所在地たる吉野と和泉とに監を置かれた事もあるが、後に廢せられて吉野は大和國の所管に歸し、和泉は普通の國となつた。西海道は外交上特殊の地位にあるので太宰府を置いて九國二島を管せしめ、その長官を帥といひ、次官に大貳、少貳があつた。そして筑前國司を置かず、太宰府で之を兼ねた。すべて諸國に大國、上國、中國、下國の四等があつて、國司たる守介、目、掾の員數に差等があり、郡は大上中下小の五等に分れ、大領、少領、主政、主帳などの員數を異にしてゐる。

官職の稱呼

こゝに注意すべきは伯といひ副といひ、卿と云ひ輔と云ひ、守、介と云ひ、尹といひ、弼と云ひ、寮の頭、助、府の督、佐など皆文字が異なつて居ても、文字に拘泥せ

欠